

平成30年第1回知内町議会定例会（1日目）

- ◎ 招集年月日 平成30年3月8日（木）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成30年3月8日（木） 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成30年3月8日（木） 午後 4時50分

◎ 出席議員

1番	五十嵐 捷 爾	6番	西 山 和 夫
2番	花 井 泰 子	7番	木 村 一
3番	吉 田 峰 一	8番	笠 松 悦 子
4番	松 井 盛 泰	9番	谷 口 康 之
5番	成 澤 五 郎	10番	伊 藤 政 博

- ◎ 会議録署名議員 4番 松 井 盛 泰 7番 木 村 一

- ◎ 欠席議員 な し

◎ 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した説明員

町 長	大 野 幸 孝
副 町 長	網 野 眞
総務企画課長	小田島 伸 二
生活福祉課長	田 中 志津夫
税務会計課長	佐 藤 辰 治
産業振興課長	西 野 俊 一
産業振興課主幹	森 永 茂
地域創生推進室長兼 ものづくり推進室長	三 原 知 明
地域創生推進室主幹兼 ものづくり推進室主幹	長谷川 将 之
建設水道課長	佐々木 孝 幸
教 育 長	本 間 茂 裕
学校教育課長	帰 山 亮 一
社会教育課長	松 本 泰 行
知内高等学校事務長	小 嶋 隆
学校給食センター長	(帰 山 亮 一)
代表監査委員	西 内 貞 治

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村 上 義 久
議事係長	筒 井 俊 介

平成30年第1回知内町議会定例会議事日程

(第1号)

平成30年3月8日(木) 午前9時30分開議

日程	議件番号	議 件 名
第1	委員会報告 第1号	会議録署名議員の指名 4番、松井盛泰君 7番、木村一君
第2		議会運営委員会報告について (委員長報告)
第3		会期の決定について
第4		議長の諸報告
第5		町長の行政報告
第6		追跡質問
第7		一般質問
第8	議案第1号	平成29年度知内町一般会計補正予算(第11号)について
第9	議案第2号	平成29年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)について
第10	議案第3号	平成29年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について
第11	議案第4号	平成29年度知内町介護保険特別会計補正予算(第4号)について
追加日程 第1	議案第26号	平成29年度知内町一般会計補正予算(第12号)について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長 (伊藤政博)

皆さん、おはようございます。

平成30年第1回知内町議会定例会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、町政執行方針等を基に、平成30年度予算を審議する重要な議会であり、予算は1年のものとはいえ、その波及効果は後年に大きく影響するのは当然のことです。議員各位においては、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、町政の課題全般について町民との情報共有を重視し、本町の将来を見据え、町民の要望を諸政策に反映すべく十分に審議を尽くしていかなければなりません。議員各位の活発な討論が展開されますことを願いながら、本定例会の議事運営に特段のご協力を賜りますようお願いを申し上げて、開会のご挨拶とさせていただきます。

只今の出席議員数は、10人です。

定足数に達していますので、平成30年第1回定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、松井盛泰君及び7番、木村一君を指名します。

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について（委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題とします。

議会運営委員会は、去る3月2日に開催されており、委員長からその内容について報告を求めます。

議会運営委員会委員長、木村一君。

◎ 委員長（木村 一）

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

平成30年第1回知内町議会定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。

平成30年3月8日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

議会運営委員会報告書。平成30年第1回知内町議会定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について、審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成30年3月8日提出。知内町議会運営委員会委員長、木村一。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、会議開催状況、開催日、3月2日。出席委員、木村、笠松、吉田、西山、谷口。欠席委員、なし。説明員なし。事務局、村上、筒井。2、会期について、今定例会の会期は、3月8日木曜日から15日木曜日までの8日間としたい。3、議事日程について、議事日程については、別紙配付のとおりである。なお、重要な案件については、議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は、議長に一任する。4、付議案件について。付議案件は、委員会報告2件、諸報告1件、行政報告1件、一般質問3件、議案25件、行政執行方針2件、発委1件、同意1件、議長発議4件である。5、予算審査特別委員会の設置について。新年度予算に関連する議案第10号から第25号までの16議案については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査する。6、議長の諸報告、説明員の出席について、議長の諸報告及び説明員の出席については、別紙配付のとおりであります。以上でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

以上で、議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は只今、議会運営委員会委員長から報告のあったとおり進めてまいります。

● 会期の決定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員長から報告があったとおり、本

日から3月15日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月15日までの8日間に決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第4、『議長の諸報告』を行います。

平成29年第4回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職、管理職員の出席要求については、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。これで議長の諸報告を終わります。

● 町長の行政報告

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町長(大野幸孝)

おはようございます。平成30年第1回知内町議会定例会を開会するにあたり、平成29年第4回定例会以降、今定例会までの町行政の主要な事項について、別紙によりご報告を申し上げます。

第1点目は、ふれあい懇話会の開催状況についてであります。平成23年度から町民の意見、要望を町政に反映させるため、各町内会の開催要望を受けて、町長、副町長、教育長、各課長が出席して、ふれあい懇話会を開催していただいているところであります。開催状況は、1月21日の湯ノ里町内会から2月14日のはまなす町内会まで、4町内会で開催できたところであります。なお、涌元谷地町内会については、議会閉会後に開催する予定となっております。説明内容は、知内町空家等対策支援策から知内高校高等学校の女子寮建設の検討についてまでの9項目について、説明をさせていただいたところであります。

第2点目は、渡島西部広域事務組合の動向についてであります。平成30年第1回定例会が2月23日に開催され、議案第1号、渡島西部広域事務組合消防手数料条例の一部改正について。議案第2号、平成29年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算について。議案第3号の平成30年度渡島西部広域事務組合一般会計予算については、いずれも原案どおり可決されたところであります。

第3点目は、北海道後期高齢者医療広域連合の動向についてであります。平成30年第1回定例会が2月23日に開催され、議案第1号の北海道後期高齢者医療広域連合第3次広域計画、議案第2号の地方公務員法及び地方独立行政法人の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第3号の北海道後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第4号の平成29

年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算（第2号）について、議案第5号の北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、議案第6号の平成30年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計予算について、議案第7号の平成30年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計予算については、いずれも原案どおり、同意、認定、可決されたところであります。

第4点目は、渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。平成30年第1回定例会が2月27日に開催され、選挙第1号、議長の選挙については、指名推薦により、坂見英幸氏が選任されたところであります。議案第1号は、平成30年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計予算については、原案どおり可決されたところであります。

第5点目は、定住移住に関するプラットホーム事業についてであります。1月27日、28日の2日間、「知って納得！食べて満喫！しりうちフェア in 函館」を開催したところであります。開催内容は、特産品のPR、販売、移住相談、観光案内、木育体験による町のPRを行ったところであります。来場者は7千人、移住相談者は3組5名でありました。以上、5点について、報告をさせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、行政報告を終わります。

● 追跡質問

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第6、『追跡質問』を行います。

質問ありませんか。

それでは、8番、笠松君。

◎ 8 番（笠松悦子）

質問させていただきます。9月に以前、私、一般質問としてさせていただきましたけれども、高齢者のゴミ出し支援について何か方策はないかということで、お願ひというか、質問をさせていただいたんですけれども、今年、特に雪が多かったわけではないんですけれどもね、特に冬場、すごい私も心を痛めたことが何回かありました。それに積んで、腰の曲がった人方がね、ゴミの袋を2つとか引っ張って集積所に行くときに、1つ落ちたりとか、それをまた積み直したりとかしている姿にすごく心を痛くなった思いがあったんです。ましてや、湯ノ里とかもですけれども、ほかの地域もこの雪の中、車との交差すら大変なときでも、やっぱり集積所まで行かなければいけないときとか、それから、暑い夏場でも思うんですけれども、そういうところを思いながら、お願ひしてまして、その結果、どういふふうな方策をお考え進んでいるか、どこまでどうなっているかをもし、できましたら、具体的にちょっと教えていただきたいなと思ひまして、よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

高齢者のゴミ出し支援制度について、議員の方から一般質問を受けたところであります。そのときの答弁としては、基本的には今、介護保険制度の要支援1と2に該当される方々については、制度利用できる。それで、基本的には、ヘルパーさんがそのゴミ出しをしているということをお答弁させていただきました。さらには、これからどういふ地域のボラ

ンティアの皆様方がどんな形でそういう不便を来している高齢者の皆様方に手を差し伸べられるかということで、そんなことも含めて、社会福祉協議会と協議をさせていただきたいということで、答弁をさせていただいたところでもあります。それで、議員から質問をいただいてから、すぐ、社会福祉協議会の事務局長といろいろと協議をさせていただいたところでもあります。その経過について、ちょっと説明をさせていただきます。それで、質問いただいたときにも私の方からも答弁させていただいていますけれども、要支援1と2に該当する方については、ヘルパーさんが今、対応しているということでもあります。さらには、29年度、町事業として、暮らし介護予防サポーター養成講座、7回、うちの保健センターで開催をしているところでもあります。そこにですね、町内でボランティア活動に興味をいただいているというか、何とかボランティアに参画したいという方、20名程度が毎回、その養成講座に参加をいただいているところでもあります。それで、先般もお話させていただきましたけれども、現在、4町内会、4町内会で湯ノ里シニア有償ボランティア、それから、涌元地区の有償ボランティア、それから、渡島知内町内会の有償ボランティア、そして、きらく町内会の有償ボランティア、町内、4ボランティアがもう組織をされております。そんなことから、局長といろいろと話をさせていただいたんですけども、20名の方が何とかそのボランティアに参画をしたいという方がおるものですから、何とかその方々を中心として、今、4町内会しか、今、ボランティア組織されておられませんけれども、何とか全町にそのボランティアの組織を結成をしていただく、今年には町内会と連携を取りたいという話をいただいたところでもあります。そんなことからですね、町としても積極的にといいますか、社会福祉協議会と連携をしながら、町内会の方に働きかけをしていければなというふうに思っています。それと、今、国がですね、4月から、「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた改正社会福祉法を施行することになっているんです。その中身はですね、縦割り、それから、支え手、受け手という関係を超えてですね、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画をする、そして、人と人、そして、人と資源が世代や分野を超えて、丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、活力ある地域をともに創っていく社会の実現に向けて、取り組みするという、今、国の方でもそんな今、動きがあるところでもあります。そんなことから、社会福祉協議会としては、30年度の新たな取り組みとして、軽作業なゴミ出し、それから、買い物、今、大変、お年寄りの人方が不便を来していますので、買い物の代行などがですね、できないのかどうか、そのことによって、高齢者の皆様方に支援の体制を構築できないかということで、先ほども申し上げましたけれども、有償ボランティア、2組織の町内会に対して、組織化を進めるようにということで、働きかけをするということでもありますので、今、議員、重内町内会であって、まだ、有償ボランティア組織されておられません。そんなことからですね、そのボランティアを立ち上げるのに、町も積極的に参加をさせていただいて、いろいろとなかなかゴミ出しというのは、人に頼めるきつと環境じゃないのかなというか、そんなやっぱり頼みづらい環境にもきつとあるんだというふうに思っていますので、何とかその辺、気遣いなく、どのくらいの要するにお金をということも、これ有償ですから、今、湯ノ里町内会は除雪費有償で500円という金額を支払って、ボランティアの人方がこの前、新聞にも出ていましたけれどもね、そんなですね、何とか体制を構築できればなというふうに思っています。ですから、今、先般、質問を受けて、今年はどうですよという話はなかなか言いきれませんが、町としては、当然、そういう高齢者の皆様方が安心して知内町に住んでいただける環境整備ということは、このゴミ出しというのもやっぱり重いものを要するに場所まで運ぶというのは、大変なご苦労されているん

だというふうに思っていますので、引き続き、社会福祉協議会と協議をして、町も社会福祉協議会に任せるのではなくて、町の立場としても積極的に関わりを持っていきたいというふうに思っていますので、ご理解いただければと思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、笠松君。

◎ 8 番 (笠松悦子)

大変、理解できました。私、ここでね、高齢者とは謳いましたけれども、できれば、脳梗塞だとか、そういう形とか、交通事故とかで、本当に不自由になった、高齢者でなくてもなっている方々が暮らしているのが多数いますので、そういう方々も取り組んでもらえたらなと思いますし、それと、前にもこのときにちょっと提言させていただいたんですけども、やっぱりゴミというのは、今、町長さんもおっしゃいますように、頼みにくい、生活がのぞかれるというような、やっぱりそういう世代の中のそういうものがありますのでね、できれば、燃えるゴミ、青い袋だけでも小さいものとかの2種類できないでしょうかとお願いしたんですけども、提言させていただいたんですけども、そのお話は進みましたでしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

ゴミ袋の大きいものと小さいものと、これはもう何年も議論させていただいているんです。ですから、今、45L、これにそうですよね、町民感情としては、やっぱり詰めるだけ詰めたというふうな思いがありますよね。だから、その辺が小さいものを作ることになると、これもまた住民負担を強いることになりますので、だから、その辺は如何に要するに住民にとってどのくらいの量が適当の量なのかというのは、なかなかやっぱり45Lの要するに袋をいただいて、そして、そこにやっぱりゴミを出すといったら、目一杯詰めて出すということが、これが心情だというふうに思っていますので、ですから、小さくすることによって、その負担が軽減になるのかですね、そして、あと使用方法ですよね。ですから、その辺も1つ、今回、質問をいただきましたので、もう一度ですね、どんな体制で高齢者の皆様方が今、障がいをお持ちの人方、そういう人方も対象にということも言っていただきましたので、町としては、当然、そんな考え方をしなければならないなというふうに思っています。もう少し、その辺、どういうふうに住民負担を強いらないようにして、どんな要するに形でゴミ出しをすれば負担なく出してもらえるのか、もう少し、議論をさせていただければというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、笠松君。

◎ 8 番 (笠松悦子)

わかりました。それでは、1日でも早く、みんなが元気にいつまでも生き生きといれるような体制を作っていただきたいと思います。ありがとうございました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで、8番、笠松悦子君の追跡質問を終わります。

他に追跡質問ありませんか。

ないようですので、これで追跡質問を終わります。

● 一般質問

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第7、『一般質問』を行います。

一般質問は会議規則により、予め議長に通告のあった順序により行います。

順番に発言を許します。

2番、花井泰子君。

◎ 2番（花井泰子）

それでは、私の方から質問をさせていただきます。

質問は、『自治基本条例の制定について』です。

町民と行政が力を合わせて、「自分たちのまちは自分たち自身でつくる」という、町民自治によるまちづくりの実現に向けて、町民、議会、行政の協働によるまちづくりのための基本的なルールを定めた「自治基本条例」を制定する考えはないか、お伺いします。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

お答えを致します。NPO法人公共政策研究所の調べでは本年2月現在で、全国の370の自治体が「まちづくり基本条例」や「自治基本条例」を制定しておりまして、そのうち道内では59の自治体で条例が制定されているところであります。特に平成13年に全国初となる「まちづくり基本条例」をニセコ町が制定していることは議員もご承知のとおりというふうに思っておりますが、その基本的な内容は、住民の権利保護やそのための制度保障など、自治実現のための基本となる条例として、また、自治の本旨であります、住民自治及び団体自治を法的側面から支える条例として制定されているものと理解をしているところであります。条例では、まちづくりの基本原則として「情報共有の原則」と、各種の施策の決定にあたり「町民参加の原則」が中心に据えられているところであります。

一方、知内町の行財政運営にあたっては、まちづくり総合計画に定める、1つとして、みんなでまちづくりを進める、2つ目として、地域と行政の連携を深める、3点目として、信頼される行政を進めるを基本理念として、住民と行政との協働によるまちづくりの推進に向けた、まちづくり懇談会、さらには、ふれあい懇話会、各産業団体や女性団体など幅広い町民の皆様との懇談や意見交換を通じて、町の課題や対応する施策の検討を進め、施策に反映させているところであります。また広報誌や町のインターネットサイトを通じて各種の情報の提供や情報公開の充実にも努めさせていただいているところであります。

更に知内町議会基本条例の第6条には町長による政策等の形成過程の説明について規定されておりまして、今後もその条例を尊重しながら行政運営を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

自治基本条例は、住民自治の最高規範となるものであることから、余市町では平成25年の策定準備会の発足から5年の歳月をかけて、本年4月の条例施行を目指すなど、住民議論の丁寧なプロセスが大切であると考えております。また、議会基本条例との整合性を図るなど、議会の皆様との協議も今後必要となるものと今、考えているところであります。

さらには、「自治基本条例制定の働きは、ともすれば条例制定そのものが最終目的にすりかわる危険性を持っている。」とも指摘をされておりまして、知内町の自治基本条例のあるべき姿、そして、住民自治を体現するための実践の在り方について、今、少し時間をかけながら検討を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきま

すようお願いを申し上げたいというふうに思います。以上であります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

2番、花井君。

◎ 2 番 (花井泰子)

今、ご答弁をいただきましたが、確かに第6次総合計画につきましては、審議会で丁寧な議論がなされたと承知しております。集約すれば、今、町長がおっしゃった1つとしてみんなでまちづくりをすると、それから、地域と行政の連携を深める、それから、信頼される行政を進めるという、この基本理念として、住民、行政との協同によるまちづくりの推進を図っているというふうにご答弁をされています。実は私、第6次のまちづくり計画、その中身を何回も読ませていただいております。それで、読んでいるうちに、何かしっくりこないという、丁寧には作っていらっしゃいます。しかし、何かしっくりこないという、そういう思いがしまして、そして、自治基本条例はどういうふうに書いているのかなというふうに実は思った次第です。探しました。なかったんですね。知内には、この自治の基本条例がないんだなということがまず、1点、そこでうっかりとしていましたということになるか、そうかと、自治基本条例がないのかということが、そこで実は認識したわけがあります。自治基本条例というのは、本当に大事な、国でいえば憲法にあたる、町でいえば、自治基本条例にあたるというふうな中身であろうかというふうには私は思います。ですから、憲法の中に、まず、前文として、これから日本がどうしてやっていくのかという、そういうロマンあふれるというか、これから日本全体が頑張っていくんだよという、そういう優しくて、そして、しっかりとした、そして、世界に向けてもそういうふうな文言になっています。憲法はですね。ですから、私としては、やはり基本計画はすごくすばらしいというふうに思うのですが、その基本計画の基になる、やはり自治基本条例があって然るべきではないかなというふうに思っています。このまちづくり総合計画の中で、議会としても、記録を読んでみますと、5回ほど付託をされた審議会、やっているふうに、最後の方ですけれども、読ませていただきました。議論の中でも、やはり議会としては、付託された案件をその中で議論するという中身ですから、どうでしょうか、議会としてはそれに総合計画に、全て関わるといような、そういう形にはもしかしたら、ならないと、そういういろいろな議員の思いもありながら、付託された案件の中で決められていっているのではないかなというふうな、実は私としてはそういう思いも読みながら持ちました。ですから、今、町長がご答弁されたように、ともすれば、条例だけを作って、それが本来の中身ではなくて、作ったという目的で終わってしまうような、そういうことも考えられるとおっしゃいましたけれども、例えばそういうことで、具体的にどういう心配があるというように町長は思われますか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

以前から、この自治基本条例というのは、議員の皆様方から度々、発言があります。そんなことから、町として今、自治基本条例を作るとしたらどういう形になるかということで、実はもう副町長に指示をしまして、素案ではないですけれども、手元には実はあります。でもですね、これ今、考えてみますと、要するに住民と行政がお互いに責任をきちんと確認し合いながら進めるということが大前提なんですよね。だから、町の責任もありますし、町民の責任もあるということなんですよ。それで、まず、住民自治に町民の人が誇りを持って参画する、そんな環境を整えなければ、町が要するに自治条例を作りました、

町民はそういう権利もあるけれども、要するに義務もあるんですよ、一方的に町が町民の義務をそこで定めてしまうことによって、なかなかその辺のコンセンサスが得られない中で条例を作っても、今、言うように、ただ作るだけで、町民の理解を得られない条例になってしまわないかという、これが今、いろいろと言われているところでありまして、北海道で59しかまだ作られていないというのは、そういうことがきっとあるんだろうというふうに思っています。ですから、私は今、議員が言うように、条例を要するに作ることに対しては、否定はしません。でも、それを作るがための町民とのきちんとした考え方、町がこういう形で要するに条例を作るんですよと、そんな形で要するに町民の皆様方も理解をしていただけませんか、その中には、町民の権利としては、選挙権、行政サービスを等しく受ける権利、選挙権、被選挙権、条例の制定、改廃請求権、それから、事務の監査請求権、議会の解散請求権並びに議員及び町長等の解職請求権などを有するほか、住民投票を請求する権利も要するに定められるということになるんですね、中身。その中で、町民の義務としては、行政サービスに伴う納税等の負担を分任する義務を果たすとともに、町と共同、地域社会の発展に寄与するよう努めるものとするという、これは努めるものでありますから、強制的なものではありません。ただ、それが町民だけではなくて、事業者の部分にも権利と責任を与えるという形に今、ただ、これはそしたら、町がそれをというのは、1つの例として今、持っているに過ぎません。その中で町の責務もあるし、町議会との責任もありますし、それから、町議会議員の責務も出てくるんですよ。そして、執行機関としての町長の責任も出てくるんです。そんなことからですね、町は1つの最高規範であるということは、私は理解しないわけではありませんけれども、私の要するに行政の指針としては、まちづくり総合計画を町民の皆様方からいろいろと努力して作っていただいた、まちづくり総合計画を私の要するに行政の指針として行政を進めさせていただいているということで、ご理解いただければというふうに思っています。ですから、これはどんな形が一番いいのか、ニセコ町の例もお話をさせていただきました。5年も掛けるということは、それだけやっぱり町民の皆様方の理解を得なければ、やっぱり条例制定というのは難しいのかなというふうにも私自身思っていますので、もう少し議論を進めさせていただければというふうに思っていますので、少し時間をいただければということで、答弁をさせていただきますところでありまして。

◎ 議 長 (伊藤政博)

2番、花井君。

◎ 2 番 (花井泰子)

今、ご答弁をいただきました。条例ですから、今、5・7・8・9ですか、北海道の条例、全部、私も見たわけではございません。一途最初にニセコ町でできた条例、実はそのとき、私も機会がありまして、そこを視察させてもらいました。初めて条例を作ったということで、視察者がすごく多くて、対応に大変、追われておりました。それで、確かあのときに、1人1千円、資料代をいただきますと、ニセコ町が、そういった形をやりながら、各自治体からの議員も含めてですけれども、視察者を受け入れていたというふうに記憶しているのですが、私もそういうところで、少し勉強をさせていただきました。そのあと、前に住んでいた登別でも作る機会を得ることができたということでもあります。今、総合計画の話を言われましたけれども、そうなんです、町民と一緒に、本当に丁寧に総合計画は作られている。その総合計画の基になるのが、私は自治基本条例だというふうに思うんです。ですから、そんな細かいことを書く必要、町長がおっしゃった住民投票制度とか、そういう大切なものはもちろん入れなければならないというふうに私は思っていますけれども、

本当の意味の、例えばこの知内の町民憲章というのがございますけれども、町民憲章の中、5つありますけれども、これをまず、膨らませたような、例えばですよ、そういうふうなそれにある程度付け加えた本来の基本的な、本当の基本になるようなもの、それが私は自治基本条例だというふうに思っています。そこに改めて知内町のまちづくりの総合計画が個別ごとにひとつひとつついていって、それがきちんとこの町を運営していくものであるというふうに私は考えているんです。ここ知内町は、議会基本条例はできています。私も何回も議会の基本条例は読んでいまして、もちろん当たり前なんですけれども、そして、本当に今、町民のために議員にならせていただいて、本当に町民のための仕事ができているのかどうか、そういう意味では、何回も私も読み返します。そういうものだというふうに思うんです。町民として、議会として、行政として、本当の意味の、本当の意味というのは、うそを言っているという意味ではありませんよ、本の基本のところの心構えというのが自治基本条例だと思うんです。だから、そこには多分、議会の責務とか、住民のとか、行政のとかというようなくくりでは、他の自治体ほとんど見ておりませんけれども、あると思うんですよ。ですから、私はそんなに難しく考えるものではないというふうにひとつ捉えているんです。本当に基本のことをこの知内の町民として、行政として、議会として、何をなすべきか、何を守っていくのか、これから何を目的として頑張っていくのかと、将来に向けてと、その基本のところを書くのが私は基本条例だというふうに思っています。ですから、今、町長がおっしゃったいろいろなことがあるんですけれども、私としては、そんなに、町民の皆さんとこれからもし、作るとなれば、議論もし、いろいろなことを立ち上げてやらなければならないというふうに思いますし、そこは大事なことだというふうに思うのですが、私としてはそんなに大上段に振りかざすようなものではなく、本当に基本的なそこら辺を抑えたものにすればいいのではないかなというふうに、私はちょっと思うのですが、町長はどうでしょうか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今、町民憲章を例にあげてお話しされておりますけれども、もちろん、知内らしさを要するにどんな形で自治を築いていくかということが、条例の前文としてきちんと町民の皆様方と執行者側との意識のやっぱり一致がなければ駄目なんです。その中で責任はあって、そして、自治に参画をするという、これをやっぱりきちんとそんなことで自治の町という形が要するに形としてできてくるんだろうということでもあります。ですから、今、議員言うように、そんなに難しく考える必要はないのかということをおっしゃっていただいておりますけれども、私は条例を作るんですから、どういう考え方で町民の皆様方の理解を得られるか、まず、そこがスタートだというふうに思っています。ですから、この辺の考え方というのは、いろいろときっとあると思います。私はもうちょっとやっぱり慎重になるべきだという考え方です。でも、議員はそんなに慎重にならなくても、まず、ひとつ、一番要するに大切な条例なんだから、町がある程度主導してというか、そんな今、お話であったというふうに思いますけれども、もう少しですよ、やっぱり何のためにこの条例が必要であって、作ることによって、お互いに要するに住民自治に、そして、執行者側と町、町民が本当に積極的に要するに行政運営に関わりを持っていくか、その責任も町民の皆様方に持ってもらえるんですよということでもありますので、もう少しやっぱり時間が必要でないのかなというふうには実は思っています。そんなことからですね、否定はしません。先ほども答弁させてもらいました。否定はしていません。もう少し、この条例制定に向けての

要するに町民の皆様方とのコンセンサスというか、いろいろと要するにこういう今、議会の方からもありますし、1つの今、方向としてはこういうものが要するにまちづくり総合計画はあるにしても、こういう今の自治基本条例というのが1つあるんですよということをですね、少し投げかけをさせていただいて、その状況を見極めさせていただければというふうに思っています。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2番（花井泰子）

実は私としては、もう1つ心配が実はあるのですが、今、国では、いつの間にかというか、何年か前からというか、公助が先で、共助が次で、それから自助というような、昔はですよ、昔はそういうことで、社会保障全般でもやはり国がきちんとそこに軸足を置いていたような気が、私はしていました。ところが、いつの間にかと言いますか、昨今と言いますか、先に自助がきて、次に共助がきて、最後に公助がくると。そういうふうな流れになっております。ですから、本当に今の政治、ここは自治体ですから、国のことは言えないんですけども、その流れを見ると、いつの間にか、ほとんど自分のことは自分でみんなやりなさいというような方向になりかねないような、一方で、そういうふうな流れがすごく見えているんです。ですから、そういうときに、ここに住んでいる住民が自分たちのことはこれだけはするけれども、しかし、これはちゃんとほかでやっていただくとかというふうな、そのことをきちんと私は決めたいなというか、そういう思いもあります。というのは、いつの間にかそういうことで例えば介護保険1つ取ってみても、いつの間にか要支援1、2が外されましたしね、今、自治体でやっています。そういうことで、どんどんどんどん住民の福祉と言いましょか、そういうことが削られていっているのではないかと、そういうふうな、私は思いを強くしております。そういう中で、議会としてでもありますけれども、町民に何を保障して、どういうふうな方向でこの町をやっていくのかと、議員の1人してもそうですし、町政を担う町職員の方もそうだと思うのですが、そういう中で、私は今、自治基本条例を作ってきちんとしていきたいなというような、文言一つ一つは、まだまだここで私の意見を言うべきではありませんけれども、さっき1つ言いました、例えば住民投票条例とかそういうものはきちんと入れるべきであろうなということは、まず、1つは言えますけれども、そういうことで、各自治体が、各自治体として、自分の町の住民は守るんだという、そういう視点を入れたような、そういう自治基本条例になればいいかなと、そういうふうな思いで今、質問をさせて実はいただいています。今、町長が作らないというわけではなくて、少し研究をさせてくださいと、そういうお話でしたので、私もこれでやめますけれども、本当にそういった意味で、町民をどうするかという、そういうこれからの知内、人口減少のこととか、いろいろなことは総合計画の中で全部謳っていますけれども、そういうことも含めた本当の基本のところ町民を守るという、そういう自治基本条例になればいいなというふうに、作られればいいなというふうに思って私は質問をさせていただきました。町長の考えはわかりました。作らないというわけではなくて、研究をしたいということですので、何かあれば、お答えをいただいでやめに致します。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

今、最後に福祉が削られてしまっているという、それは議員の考え方です。それを要するに自治基本条例の中という話では、ちょっと私は違うのかなと思っています。ですか

ら、自助・共助・公助というのは、基本的に今、自治基本条例というのは、町と行政を進める中で、町民の責任、そして、義務、そして、町もその部分、議会もきちんとした責任義務を果たすんですよということですから、要するに行政を進める方向性をきちんと謳うということでもありますから、今の福祉の部分については、別な計画もありますので、それはその中できちんと知内町の町民をどんな形で要するに暮らしやすい、守っていただけるかというのは、それはちょっと自治基本条例の中にその部分まで組み入れるというのは、ちょっと難しいのかなというふうに思っています。そんなことで、まず、自治基本条例というのは、どういう要するに条例なんですかということまでですね、ここからやっぱりスタートしなければ、町民の皆様方だって、いろいろとやっぱり考え方ありますよ。何でそんなものをと。そんなことまで町民が責任を負わなければならないのということだってきっとあると思いますし、ですから、先ほども言っています。もう少し、町民の皆様方と議論を進めさせていただきませんか。その中で、状況を見ながら、これはやっぱり1つの町を進める上で、この自治基本条例というのはやっぱり必要な条例なんだということを理解していただいた折りには、提案をさせていただければなというふうに思っていますので、ですから、もう少し時間をいただいて、町民の皆様方と議論を進めさせていただければというふうに思っていますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

2番、花井君。

◎ 2 番（花井泰子）

少し誤解を与えたかなというふうに思います。細かいことを例えば今、福祉のことを例に致しましたけれども、そこを文言に入れるとか、そういう意味ではございません。そこだけはお話したいと思って、質問を終わります。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に6番、西山和夫君。

◎ 6 番（西山和夫）

6番、西山です。一般質問をさせていただきたいと思います。

『大野町政2期目の総括について』お尋ねを致します。

大野町政が平成23年にスタートし、2期8年の節目の年を迎え、この間、バイオマスエネルギーの活用や企業誘致、新幹線展望塔の建設、ものづくり産業振興事業など様々な事業展開を図ってきているが、以前から、まちづくり交流拠点施設や克雪型多目的体育館の整備計画の考えもあるなか、幼稚園やグループホーム、知内高等学校女子寮、農村活性化センターにおけるパン製造販売拠点施設、さらには、カキ飯弁当の全国販売に向けた製造拠点施設の整備計画を今後予定しているようであるが、これまでに計画している事業であれば計画性のある財政運営も可能と思われるが、これを実施していくことで、実質公債費比率も上がることが予想され、過去に25%を超え財政運営が厳しい時期もあったことから、もう少し計画性を持ち、そして、町民の理解を得ながら、事業展開を図っていくべきと思われるが、町長の所見をお尋ね致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

大野町政2期目の総括ということで、質問事項にあるんですけれども、本年が2期目の最終年でありまして、総括するのは時期を見計らって総括したいというふうに考えておりますので、まず、その点、ご理解いただければというふうに思っています。

そして、質問趣旨から私なりに判断をして、2点に絞って答弁をさせていただきたいというふうに思います。まず、いろいろな事業を実施しているが、財政状況を的確に把握して、新規事業を実施しているのか、それから、2つ目として、過去に早期財政再建計画策定の基準となる25%を超えたこともあることから、計画性を持って事業実施すべきでないのかという、この2点に絞って答弁を致します。私はこれまで多くの町民の皆様が参画して策定された、議会でも議決をいただいております「まちづくり総合計画」を行財政運営の指針として、町の振興発展に向け、重要度、それから、緊急度を勘案しながら計画的に施策や事業を実施してきているというふうに私には考えているところであります。

さらには、これは毎回、過疎債を充当するにあたっては、過疎地域自立促進市町村計画、これは毎年、その年に新規にというか、事業を実施するにあたって、過疎債を活用する場合については、必ず、議会にその辺の計画を示させていただいて、議決をしていただきながら、事業を進めているというふうに今、思っております。事業の推進にあたっては、「森林整備加速化・林業再生事業補助金」さらには、「地方創生交付金」「地域づくり総合交付金」など、補助制度を最大限活用するとともに、補助残への財源として、高率の交付税措置がある「過疎対策事業債」「補正予算債」を充当することで「実質公債費比率」への影響を最小限にとどめるということとしておりまして、更には、人材育成のための新たな財源として、今、町の特産品を活用しながら「ふるさと納税」の推進にも積極的に今、取り組んでおりまして、30年度においても、専門職員を配置して、ふるさと納税、取り組みをさせていただければというふうに思っています。

それと、財政指標については、平成17年度から「起債制限比率」に替わって、公債費の元利償還金に加えて、債務負担行為に計上されている負担額、それから、特別会計公営企業の繰出金を公債費と同等に算入する「実質公債費比率」の考え方が導入されたことから、当時は、国営土地改良事業特別型の償還、それから、下水道事業の起債償還に係る特別会計への繰出が多額であったことから、実質公債費比率は、平成19年度に、早期健全化の基準であります25%に近い24.9%を記録しております。25%は超えておりません。24.9ということになったところでもあります。そんなことから、平成19年度に「公債費負担適正化計画」を策定しまして、事業の抑制、それから、債務負担行為に係る負担金の償還が進んだ結果、そして、職員の採用を控えた、そんなことからですね、平成28年度の確定値でありますけれども、13.3%と健全性を維持しておりまして、平成29年度の決算見込みでも13.4%ということに今なるだろうというふうに、今、想定をしております。

今後、いろいろと事業が今、想定されているけれども、本当に大丈夫なのかということの2点目でありますけれども、今後、知内幼稚園の改築、それから、本町の最重点課題であります国営土地改良事業の完了に伴う償還対策等により、公債費の元利償還金、さらには、ガイドライン部分しか起債対応になりませんものですから、その残りの部分、3億1,400万円、これを要するに債務負担を今しなければならぬということも含めまして、今、財政見通しを立てているところであります。しかしですね、その一方、小学校建設時に借入れた過疎債、それから、公営住宅建設当時の償還、これが完了致します。そんなことから、公債費の負担ピーク、平成30年度を今、ピークとして、今、見込みを立てております。そんなことから、ご指摘いただいております、「克雪多目的体育館」それから、「幼稚園」「グループホーム」「知内高校の女子寮」の建設、それから、「パン製造拠点施設」「牡蠣飯弁当の製造拠点施設」整備に係る補正予算債の償還等、さらには、国営土地改良事業の一般型の償還を見込んだとしても、実質公債費比率は、これは平成31年度で

15. 0%という推計を今しております。

そんなことからですね、私は常日頃から職員に言っているのは、新規事業を展開するにあたっては、補助制度を必ず持って来いよと。補助制度ないものについては、これはやれないと、議会の要するに議員の皆様方の同意を得られないということで、まず、優先しているのは、補助金の要するに補助メニューにあるかどうか、そして、その補助金の要するに残が要するに一番、財政指標に影響がない過疎債を充当するというのも今、職員に徹底しておりますので、今後も財政の健全化、その維持はもちろんであります。行政を担うトップとしては、好き勝手事業をやれという話にもなりません。ですから、先ほど言いました。緊急度、これは町民の要望をきちんと捉えながら、そして、町民の要望のほかにやっぱり行政のトップとして、知内町のまちづくり、将来どうあるべきかというのは、私の責任だろうというふうに思っていますので、その辺は先駆的な取り組みをしているということを今、北海道もそうですし、国の方もそんな形で認めていただけてつありますものですから、まちづくり、今までどおり、産業の活性化、高齢化対策、そんなことが喫緊の課題であるというふうに思っていますので、各種の事業、財政を見極めながら、その財源対策を見極めながら、進めさせていただければというふうに思っていますので、ご理解いただければと思います。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

6番、西山君。

◎ 6 番 (西山和夫)

実質公債費比率も15%程度で継続されるだろうというお話もありましたし、事業を行っても補助残の効率性ということで、過疎債を使ってみたり、また、補正予算債等で有利な支払ができるように創意工夫をしながら、今、進めている。確かにそういう現状もあります。ただ、町政2期目の総括についてお尋ねしたというのは、確かにもう1年、今年1年任期が残っております。ただ、当初、公約として大きなものとして、まちづくり拠点施設、それと、克雪型多目的体育館だったんだらうなと思っています。それで、今、任期あと1年を残す中で、まず、その2つ、どういう方向で、今後、進めるのか、それをお尋ねします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

まちづくり拠点施設、これは以前から知内町の観光振興を図るためには、拠点施設が必要だろうというふうに私は当初から言い続けてきております。その中で、議員の皆様方との要するに議論を深める中で、本当に新しい施設を建てなければならないんですか、既存の施設を有効に使うことができないんですかということもあったものですから、それで、たまたま今、かき番屋をオープンさせていただいたのは、民間の要するに施設であります。ですから、そこが今、1号店は要するに町の施設、2号店は会社の施設、そして、今、3号店、これから明日、考え方について説明させていただきますけれども、その段階で、そこが1つの私が目指す交流の拠点になるのであれば、あえて、今、私が掲げていた交流拠点施設というのは、新たなどころに作る必要がないのかなというふうに思っています。ただ、作る必要がないと言い切れないのは、ここの部分で終われるのか、更に今、それが拡大することによって、そういう施設が必要になってくるのではないのかなということも含めて、ただ、今の段階では、まず、ここの民間の要するに施設を今、どんな形で活性化するかということをもまず、第一に考えさせていただければというふうに思っています。それ

から、克雪の多目的体育館、これは何とか実現したいというふうに思っています。それで、今、渡島西部4町の合宿の里づくり、これは7年目にして、初めて北海道がその体制を支援するというにしています。7年掛かりました。そんなことから、なぜ、渡島西部4町にこだわるかと言いますと、今、地方創生の交付金を今、私は100%国からいただいているというふうに思っていますので、何とかそこにつなげていきたいということであれば、町が今、高額のを要するに事業費を抱えるのではなくて、松前・福島・知内・木古内、この西部4町が人口減少率、高齢化率、北海道179自治体の中では本当にワーストの中に3町が入っているということでもありますので、まさしく連携することによって、要するに地方創生につながるんだらうという考え方があります。それと、新たな投資がいらないんです。既存の施設を使うことによって、4町で連携を図ることによって、知内町のパイというのは限界があります。それを松前・福島・木古内と連携することによって、更に多くの人方に西部4町に入ってもらえるということで、地域の経済活性化につながれば、そこでまた新規の雇用が生まれれば、4町としても1つのメリットがあるんだという考え方があります。そんなことから、今回、議員の皆様方に理解をいただいて、調査費800万円計上をさせていただき、議決をいただいて、これが今、報告が上がってきて、近いうちに議員の皆様方にその内容について説明をさせていただければというふうに思っています。そんなことから、行政執行方針、今、これから30年の執行方針を述べさせていただきますけれども、その報告書を基にして、30年度については、町民の皆様方と本当に積極的に私の考え方を説明させていただいて、町民の皆様方の意見を集約する取り組みをさせていただければということで、行政執行方針にその部分を組み入れさせていただいております。そんな状況になっているということでご理解ください。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

まちづくり交流拠点施設については、今のところ、取り消したという言い方よりも、まだ含みはあるんでしょうけれども、民間の施設を第一に活用をさせていただきたいというお話であります。町長が当時、今、かき番屋ありますけれども、始めたときには、まず、ここで試験的にやってみたいんだと、どういう結果が出るか、そこで改めてまた考えたいということで、当時、議長のフォローもありました。何とかこの施設でやってみて、それがうまくいけば施設につながるんだらうという、それは町長から出た言葉ではない。議長からあえて、多分、手を差し伸べて、そういう発言に至ったんだらうと思いますけれども、ただ、3年間という中で、今、そしたら現実問題どうなのか、活用してみてもどうなのか、次につながるのか、我々としても収支決算出まして、番屋の動きというのは赤字経営で今、やっている状況にあります。それで、また今、指定管理の指定もございますし、これからどうするのか、それでは駄目だということで、今、牡蠣弁当の施設を何とか工面しながら、議会の同意を得ながら進めて、かき番屋と2つ指定管理をしていただいて、認定をしていただいて、何とか経営の安定化に努めたい、そういう考えもあるのかなという勝手に想像していますが、ただ、3年間の中で実績やって赤字経営、プロが来たわけですから、経営的にはプロが来たという認識でいます。そうした中で、なかなか番屋の維持を図っていけない、毎年、かき番屋には500万円以上の土地代含めてですね、内部の機械のリース等も入れて注ぎ込んでおります。それ以外が番屋の持ち出しとなって、人件費等、光熱費等で運営している、そういう状況を考えても、なかなか厳しいということであれば、思い切って、かき番屋を撤退するという考えもあるわけでしょう。要するに3年間やってみ

て駄目だった、なかなかやはりまちづくり拠点施設にはつながらないということで、そこで断念するということもあるわけですよ、選択肢とすれば。当時はですよ、あくまでもこれが始まった当時。ただ、町長から言われてちょっとショックだったというのは、そのかき番屋を始めて地権者から、将来的にはその土地を含めて買ってくれやというお話があったということで、現実問題、今、それが制度の活用の中で、今、もし、牡蠣弁当施設をやるとすればですよ、やるとすれば、町の町有地でないと駄目だということで、今、それも検討課題にこれから入ってくるということで、大変、その辺も果たしてどうなのか、あの3施設を買ってまで、土地も含めて買ってまで、今後、まだまだ今、赤字を続けている施設に投資していいのか、私としては大いに疑問の残るところでありますし、自分としては、英断として、駄目だったら撤退する勇気も持ってほしいなという思いでいます。

それと、克雪型多目的体育館でありますけれども、今、800万円の調査費を掛けて、これから報告があるということで、自分としては、この議会が始まる前に報告していただければありがたかったですけれども、まだその報告内容も聞いていません。どういう形で取り進めて、また、どういう結果が出たのか、今後、どういう展開をしていくのかというお話もまだ聞いておりませんので、その辺も含めて、後ほどゆっくり多分、議論しなければ、なかなか埒が明かないのかなという、今、全然報告受けていませんので、その辺は改めて、また自分の考えなり、思いなりを伝えていきたいと思えます。まず、まちづくり拠点施設、これも経費掛かっているんですよ。調査費掛かっているんですよ。400万円、500万円近い調査費掛けていろいろやったんですよ。克雪型もそうです。議会の中でいろいろ話が出ました。そして、個人的に議員の一人一人の考えも多分、全員述べたと思えます。その中でまちづくりも賛否両論あった、その中で調査を掛けた。この克雪もそうなんですよ。いろいろ議会の中で懸念する声が多かった。その中でも調査を掛けた。結果的には駄目になればそれは方向性として、議会の理解を得たというか、議会と町の考え方が一致したんだろうなという思いはしているんですけども、ただ、町から上がる政策と町からトップダウンで行う政策、これはやっぱり町民合意が大切なんだろうと思っています。このまず、ちょっとくどかったですけども、この施設について、克雪型について、町民合意が行政となされていると感じますか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今、かき番屋の用地の関係、ちょっと私の考え方とちょっと違う今、発言がありました。初めからそれは要するに用地を買い取るんだということを約束したということは今、議員さん、そんな話はないですからね、でも、将来的には、町長、どういうふうに考えますかと、まだ将来のことは、まず、ここ1号店を何とか成功させるために、要するに使わせてもらえませんか、たまたま要するに所有者が使われていない倉庫であったので、そういうことであればということで、そこで要するにスタートしたということですから、はじめから要するに施設をスタートしたから、用地を購入するという考え方は持っていませんので、それは町民の皆様方に誤解も与えますし、私自身もそういう考え方は持っていないので、ただ、今回は、明日お話ししますけれども、初めて今、3号店を要するにということで話をさせていただいたときに、どうでしょうかと、今、1号店、2号店、3号店も使ってもらっていますので、町としてその部分を一括購入していただければということで、初めて会長の方から話があったということで、今回、そういうことも考えなければいけないということで提案をしているということで、まず、そこをご理解ください。それから、トッ

プダウンという話であります。行政を進めるのにトップダウンというのは、どういうふうには私は理解すればいいのかわかりません。私が勝手にどんどんどんどん進めて、あと要するに事後処理で議会に議決、議案を提案して、そして、町民の皆様方という話では、私はそういう考え方ありません。ですから、多目的体育館の建設というのは、私が23年にこの立場に就かせていただいて、行政執行方針に全てずっと載せていますし、総合計画の中にもずっと載せてきています。今、突然として多目的体育館を建設するという考え方で載せておりません。ですから、そこに載せているということは、議論をしていただいて、要するにどんな考え方ですかということを審議委員会の皆様方に要するに質問を受けたときに、私の考え方はこういう考え方をしていますよと。ですから、1つの今、知内高校の平成5年の選抜、そして、今、知内高校の2間口維持、この中では、やっぱり知内町のそういうスポーツというのは、他の地域より全道の179自治体の中でも特異性があるんだろうと、雪が消えるのは、松前町が一番早いです。その次が知内です。福島です。木古内です。この西部4町が1つにまとまったら、3月の要するに土の上で練習をしたいという高校がたくさんあるものですから、その受皿として、要するに環境が整えられれば、旅館業の人方だって当然それは営業ということで、特に松前なんていうのは、5月の桜の時期は旅館なかなか取れませんけれども、3月の時期というのは、ほとんど使われていない。だから、いろいろと話をさせてもらう段階で、もし、それが実現できれば、旅館としても助かりますし、それから、福島だってそうですし、木古内だってそんな今、状況にあるという、私なりの考え方、決してトップダウンで私が要するに何とかそれをという話ではなくて、それはもう従来から、従来から合宿を進める、そして、要するに知内高校の今の体育館の状況も踏まえた中で、そういう体育館が建設できれば、合宿もできるし、町民の要するに健康増進につながるし、私は健康寿命を延ばしたいということもずっと言っていますので、そういう有効な活用ができるのではないですかということ、今回、要するに何とか実現できればなというふうにも今、考えているところでありますので、ご理解ください。

◎ 議 長 (伊藤政博)

6番、西山君。

◎ 6 番 (西山和夫)

番屋については、以前から、以前からというのはわかりませんよ、自分の受け取り方、どこまでどうなのか、あくまでも、町長が発言したときには、地権者から購入をしていたきたいという話があったと。それは認めているわけですから、ただ、今、1号店、2号店、3号店という言い方していますけれども、町で関与しているのは、かき番屋だけなんです。3つ目の牡蠣弁当に関して、今、どうするかということで、まず、優位な補正予算債を使うためには、町有地でないと駄目だから買うんだと、最終的にはですね、買わざるを得ないんだという言い方もしていましたけれども、買うんだというお話で、今、向かっているわけですね。ですから、先ほど言うように、かき番屋、管理委託しているのはかき番屋なんです。かき番屋の経営を手助けするために牡蠣弁当をやるのか、施設をやるのか、違うでしょう、あくまでもそれは管理委託しているわけですから、以前は町でスリーエスの中でやっていただいた、ただ、その中では経営的に大変だということで、指定管理制度を設けて今の業者をお願いをしているということなんです。それで、まず、それを経営的にどうなのか、牡蠣の販売というのはどうなのか、それを見定めて結果を最終的に出したいということだったんですよ、当時は。それで3年間駄目だったら諦めましょうねという1つの選択肢もあってもいいだろうと私のいうのはそこなんです。そして、土地買ってまで、町長のいう3号店オープンしなければ駄目なのかと、あくまでも、今のかき

番屋を継続していただいて、その空きがあるわけですよ、まだ後ろの方にスペース的に。もし、やるとすればね。やるとすれば、そこで牡蠣弁当を作ってみて、将来的に有望であれば、そのときにまた考えればいい話で、一気に何もかも9万食売れるとか、40万個から50万個牡蠣さばけるんだとか、そういうお話ではなくて、まず、実績を踏むという選択肢をまず、入れてもいいんだらうという思いしています。それはまたいろいろ議論があることなので、まず、私の考え方とすれば、今のかき番屋の中で何とかそういう牡蠣弁当ももし、赤字を解消するというのであれば、次の一手ということで、業者自らそういう経営に乗り出すべきだらうという思いです。克雪は先ほど言いましたけれども、なかなかまだ町民の合意が得られていないだらうということで、これはまだ議論が必要なことなのかと思っております。そして、知内高校の女子寮建設するというお話もありますし、それと、幼稚園、グループホームですね、議会ですべてと議論になっていたというのは、議会の要請もあって、幼稚園とかグループホームは早めに、幼稚園に関しては認定子ども園でもし、できるのであれば、早めに経営を開始していただきたい。グループホームについては、民間との協議も必要だということで、隣で1ユニットやっってもらっていますので、それは知内の方も入所しているという現状、建前もありますので、何とかそこ連携しながら将来的にはやっていければなという、そういうお話です。議会もそういう方向性できましたし、これが今、何とかひとつ、一歩踏み出して、何とかグループホームも前向きに検討していただけるということなんです。それと、農村活性化についてもそうです。食堂入って、なかなか経営が厳しくて、撤退した。じゃあ、跡地はどうしようということで、今回、江差会になるんですか、パンの製造工場を整備したいというお話、だから、議会である程度、一緒に進めましょうという事業、今の幼稚園もそうですし、グループホームもそうですし、活性化センターもそうです。そして、議会のある程度の方向性が一致するわけですから、やっていただきたいという思いは一緒なんです。ただ、知内高校、女子寮出てきました。これも先ほどの牡蠣弁当と同じ考えになるんですけども、まずですね、今、3名と聞いています。今年の入学希望者、下宿が必要な方、3名と聞いていますけれども、何とか今、下宿対応できるのであれば、下宿で対応していただく。また、どうしても受入先がないということであれば、町が空き家を活用して運営したっていいんだらうなという思いしています。まず、それも実績なんだと思います。確かに高校間口、2間口維持したいという町長の思いはわかりますし、まして、今、全国展開したという経緯もありますから、ある程度、受入れ体制が先だと考え方もあるんでしょうけれども、まず、その辺は実績、どのような状況になるのか、まず、それを把握しながら進めていくべきだらうと思っています。それについて、お尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

かき番屋の関係ですね、今回の地方創生は確かに将来的に企業を要するに活性化することによってという国の方向なんですよ。でも、それは、議員の皆様方から、私が一企業を何でということをやられているので、そうではなくて、これは一貫しています。かき番屋を作ったのは、中ノ川の生産者の皆様方が生産した牡蠣を安定的に供給をできることによって、生産者の皆様方の所得向上につながるだらうと。今回も牡蠣飯は今、言うように、9万食というのは目標でありますから、すぐそれは7トン、9トン、40万個から45万個、50万個というのは、なかなかそれは厳しいということは理解しています。でも、それは、今、この前、三役と合わせてもらいました。大変、厳しい話をしています。もう要

するに牡蠣のバブル終わったんだという話していましたよ。なぜ、そういうふうになったのかというのは、私はあえて言いません。議員、きっとその辺はどういうことだから、こういう取り組みをしているから、こういうふうになったんだときっとわかると思います。でも、今、45万個から50万個をそこに要するに提供することによって、間違いなく、今、半生貝で出したものを少し時期をずらして、要するに買っていただけるということになると、当然、漁も上がりますから、それは要するに収入が増えるだろう、それは、組合の組合長だってそうですし、それから、要するに今の3役の皆様方だって否定はしていません。もし、そういう形でやってもらえるのであれば、どのくらいの何gの要するに牡蠣を提供すればいいのか、そして、提供したものが量がないから、大きいからと返されればそれは困るからということも条件もありますから、簡単には言えません。ただ、これはやってはいけないという話は誰からも聞いておりませんし、それはきっと議員も確認をしているんだと思っています。私は現実、3人とお会いさせて、役員の皆様方と話をさせてもらっていますので、私は嘘は言っていない。私は話をしたとおりのことを今、説明をさせていただいています。それと、最初から言っています。この要するにかき番屋は、経営は厳しいよと私は言っています。だから、私は支店にこだわりましたということは、議会の皆様方に言わせてもらっている。だから、この経営が厳しいから、撤退されれば困るので、札幌の知内支店ということにこだわらせてもらった。そこです。厳しいということはわかります。4,500人の町民の人方がかき番屋を開設したから、要するに経営が整うということは、なかなか厳しいと。そんな状況の中で、指定管理者として、五稜郭支店を今、開設して、五稜郭支店が今、すごく人気があるものですから、道南支店の知内番屋と五稜郭支店ということで、収支を整えるという、これは企業の努力だと私は思っています。それと、もう1つは新しい今、情報なんですけれども、函館駅前のキラリスという施設、ご存じでしょうか、真っ正面の。釧路の企業が今、回転寿司、地下に入っています。そのスペースが今、空いているので、何とかそこで施設整備は全て要するに設計をした企業が賄うから、そこで要するに事業展開してもらえませんかという話もあるということで、施設が整備されると、そこでまた事業展開できるということでもあります。ですから、確かに見方によっては、企業を何で町長、その企業だけをと。決して、そういうことではありません。ものづくり産業振興条例というのは、町外の企業だけで、使えないという話ではない。地元の企業だって使える話ですよ。だから、そういうことでなくて、基本的に私は一貫して言わせてもらっています。中ノ川の生産者の皆様方の所得が上がる、そして、今、23tのむき身を今、出しています。そのうちの出荷先は町内で5事業、それから、町外で10事業と聞いています。ですから、それをいくらで要するに卸をしているかわかりません。そんな中で、少しでも10円でも50円でもそこから高く要するに買い取ることによって、生産者の皆様方の所得が向上するというのをまず、前提に考えているということで、ご理解ください。

それから、女子寮の問題。何で今、そんな急にという話をしていますけれども、これは総合教育会議で、私だけの思いではありませんよ。教育会議で教育委員の皆様方と議論を進めさせていただいて、町長、どうですかと、全国区になったんだから、今の男子寮に入れることはできないでしょうと、それから、民間に預けておくというのも、親としては大変心配ではないですかと。そういうことで、寮を何とか建設するということは、町長、考えてもらえませんかということで、議員の皆様方に協議をさせていただいたところでありますので、その辺は私の思いで行政進むということは、全く考えておりませんので、その辺は十分議論を進めた中で、そして、その女子寮の問題については、今回、当初予算でと

いうふうに思ったんですけれども、補正の中にその部分、予定事業の中に組みせて、一応、予定事業として記載をさせていただいていますけれども、これは何でもかんでも通すという話ではなくて、いろいろとやっぱり学校の方の考え方もあります。それから、親の考え方もあります。そして、議員は今、お子さん、札幌に要するに進学されていますよね。そしたら、今、言う空家にですよ、空家に要するに自分のご子をそこに預けるというのは、やっぱり親としてはきっと心配だろうと思うんです。ですから、町が責任を持って、きちんと寮を建てて、受皿を作る環境を整えることも、これから2間口を維持するがために必要でないのかということで、十分、教育委員会委員の皆様方と議論をして、私は議員の皆様方に説明をさせていただいているということで、ご理解をいただければと思います。ただ、今回、今、言われるように、3名、沖縄県から来られる方が寮に入るんだそうです。男子生徒ですから。あと2名が今、いろいろと町内を要するに探した結果、受けてくれる家庭があったということで、今回はひとまず、そんな状況になっているということにありますので、ただ、将来的にその女子寮の問題については、議員の皆様方といろいろと議論を進めさせていただいて、方向付けをしていければというふうに思っていますので、ご理解いただければと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

6番、西山君。

◎ 6 番 (西山和夫)

カキについては、業者と三役とお話をされて、いろいろと議論があったんだと思いますけれども、ただ、協議会でも自分からお話させていただいたように、I Qの規模というのは決まっているわけですよ。そこから要するに取り合いに、今、現状であれば、取り合いになるわけですよ。決して、総体数量が番屋が弁当を始めることによって、総体数量が増えるわけではないんですよ、今のところ。3年、2年掛かりますから。当然、成果、もし、それを見込んで浜で増産してくれということになれば、2年後になるわけですよ。現状として、どうなのかということなんです。まして、いろいろお話を聞いてみれば、減産する方もいます。これからカキ。大変、厳しい中での作業ですので、まして、いろいろ問題を抱えています。町長の言うような問題もそうですし、浜独自の問題もあります。そうした中で、存続させるだけで今、大変なんですよ。現状。そういう現状の中で、確かに嬉しい話ですよ、誰もやるなんて言いませんよ、業者は。カキ買ってくれるんですから。買うことに関しては、誰も駄目だという人はいないですよ。ただ、そのことによって、町が支援することによって、業者にどのようなメリットがあるんだということなんですよ、1つは。やはりある程度、行政が仕掛けることによって、町民にどういう還元があるのかという、やはり関心事の1つになるわけですよ。かき番屋のオープンしたときもそうですよね。町長から全国展開しているチェーン店なので、要するにいろいろな知内の産物がそれに利用していただけるんだということで、現実問題、この3年間成果あったと言えますか。そのことも踏まえて、やはり牡蠣弁当、もう少し時間を掛けて、じっくり考えていただきたい。業者が自前でもやるということであれば、かき番屋のスペースあるわけですから、行政がどういう支援、そこにするのかわかりませんが、まず、業者が主体となってやっていただければいいだろうし、力のある業者なんでしょう。全国展開しているんでしょう。18店舗を今、30店舗に拡大した業者なんでしょう。そういう意味で、町長が信頼して進める以上は、やはり業者が率先して牡蠣弁当やりたいのであれば、やらせてくださいと、そこに町の支援、必要だということであれば、支援すればいい話で、別に町が先頭切って何やれかにやれということではないと思います。まして、指定管理者になれ

ば、行政の金も使うわけですよ。予算入っているように200万円という、やはり新名物プロジェクトもあるわけでしょう。応援するための。そういった行政の支援が更に見えないところで、そういう出費もあるということなんです。そういうのを踏まえたときに、町民がどういう判断をするのか、もう少し町民が笑顔というか、笑顔になりやすい、行政頑張っているなど、町民にも一生懸命還元もあるよなという、全ての町民がやはり笑顔になるような施策をするためには、それなりのやっぱり検証も必要だと思うんですよ。女子寮もそうです。ただ、空き家に入れとぼんと投げるわけではないんですよ、行政が入るんですよ。ちゃんと管理もして、三食食事の用意もしながらですね、セキュリティも完璧にして、女子を預かるわけですから、語弊がありますけれども、やはり少し安全面だとか、そういう面には配慮しなければなりませんし、ただ、それが立派な施設でいきなりやる必要はないでしょうということなんです。今、全国展開したばかりなことから、もう少し様子を見ながら、これで本当に町長が言うように、10人が入るような女子寮が必要だということであれば、そのとき考えましょうよ、みんなで、実績をもとに。2間口という将来展望もあります。ちょっと時間がなくなりましたが、広域というお話、以前、知内高校、もう考えてもいいんじゃないかというお話をさせていただきました。まだ、その制度的に馴染むのか、馴染まないのかわかりませんが、克雪型もそうです。もし、本当にこの4町で必要だということであれば、連携してやれるもの、探してもいいんじゃないですか。病院にせ、学校にせ、要するにそういう附帯施設にしても、もし、4町が連携してやれる、2町が連携してやれるものを共同でやりながら、何とか町民にサービス低下を招かないような行政運営をする、そうしたやり方だって必要になってくるんじゃないですか。我が町が、これあればいいよね、本当にあればいいですよ、克雪型でも、女子寮でも立派なものがあればいいですよ。何物も立派なものがあれば、それはみんな駄目だと言いません。幸せですよ。ただ、そこまでして行政が先行してやらなければならないのか、そのためには、やはり説明責任があるわけですから、こういった実績があります。こういった要するに経過もあります。存続性もあります。それに将来性も見て、作れば、維持もできますし、知内町のためになるんだという、そういう説明責任というのは、まだ私は町民には馴染んでいないのかなという思いしています。我々の責任もあります。町議になって、先ほど感謝状いただきましたけれども、15年、じゃあ、この15年、どういう覚悟を持って、俺やってきたのよという、正直そこまで覚悟という言葉の中で、本当に決断してきたものいくつかあるのよという、なかなか厳しいです。そういう意味で、改めて認識を新たにして、本当に覚悟を持って町政ともぶつかり合いたいですし、本当に必要なものは応援したいですし、まだ、いろいろ検討が必要なものについては、ちょっと足踏みをしていただいて、行政も足踏みをしていただいて、議会と議論する。調査費だってそうじゃないですか。いろいろ調査を掛けて、今回の町づくりもやりました。議会と協議すればいいじゃないですか。議会だって、町民全体を背負っているわけですから。無理して、そこに調査費掛けて、確かに専門的なアドバイスを受けるというのは大切ですけれども、我々も町民背負っているわけですよ。もっと1回でなくて、2回も3回も4回もやはり議論をしながら進めていくということが大事になってくるだろうと思います。是非、町長には町民がどう思っているのか、一緒に合意しているのか、そして、どういう形で理解を得られるのか、全て引くくめの上で我々に提案していただければありがたいと思います。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

ここで、暫時休憩致します。

再開は、11時20分とします。

(休憩 午前11時 7分)

(再開 午前11時20分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

6番、西山和夫君の一般質問が終わりました。

次に8番、笠松悦子君。

◎ 8 番 (笠松悦子)

笠松です。一般質問をさせていただきます。

食育とは、よく食べ、よく生きることとし、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとされております。

我が町においても、これまでに生活福祉課や産業振興課及び教育委員会などで食育に関連する様々な事業が展開実施されているところでありますけれども、また、先日の中学生議会においても、町の特産を活かした食育に関する事業の実施を求めるような意見がありまして、子どもたちのこの知内の産業に関する特産を生かしてほしいという関心が高いものとあることが認められました。

そこで、今後、より効果的な食育を推進していくためには、それぞれで事業を今までのように実施している関係者が協議体などを連携し、一体的な事業展開を図りながら、町民が一丸となって取り組む必要があると考えられますけれども、食育事業の推進に対します町長の所見をお伺いしたいと思います。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

まず、教育長から答弁願います。

◎ 教 育 長 (本間茂裕)

お答え申し上げます。8番議員さんのご指摘の通り、子どもたちの望ましい生活習慣の確立に食育は極めて大きな課題であります。

さて、食育に関しましては、これまでも、8番議員さんから学校給食における地場産品の活用などにつきましてのご意見をいただきまして、産業振興課、また、農業関係者の皆様と連携してきたところであります。

学校教育での現在の主な取り組み状況を説明させていただきます。小・中学校の食育につきましては、生活科、家庭科などの事業におきまして、栄養教諭が加わり、食事の重要性、また、地元産品に関する授業を行っております。また、産業団体の協力をいただきまして、地場産品を使った調理実習、また、体験学習なども実施をしているところでございます。高等学校におきましても、農業・漁業・商工会女性部、また、保護者、畑作生産組合等の協力を得ながら、地場産品を活用しました、ふるさと調理実習を実施しております。

更に保育所、幼稚園におきましても、町の管理栄養士が、保護者や園児を対象に料理教室を開催するなど、幅広く事業を展開しているところでございます。

知内町における食育の取り組み状況の概要は以上でありますけれども、協議体などの連携に関しましては、全町的な取り組みとなりますので、町長から説明させていただきます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

食育事業についての今、協議体ということでのご指摘であります。実は今現在、策定中

であります「知内町健康増進計画」においても、生活リズムを整えて、基本的な生活習慣をしっかりと身につけることを基本計画に位置付けて、朝食を毎日食べる習慣を身につけることなど、食の大切さを明記しているところであります。

また、食育基本法に基づき、食育の効果的な推進を図るために、農業・漁業関係団体をはじめ町民全体で連携しながら、効果的な取り組みが可能となる「食育推進計画」を今、策定中でありますので、きちんと町民全体の中で食育というものを位置づけていければというふうに考えているところでありますので、ご理解いただければというふうに思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

8番、笠松君。

◎ 8 番（笠松悦子）

町の取り組みは、私も一緒に協力させていただいておりましたので、重々わかっております。その中で、あえて私は、それぞれ本当にすばらしい取り組みを各課ごと、各団体ごとでやっていることは、本当にすばらしいことなので、それがすごくもったいないと思うんです。平成17年に食育基本法が決まりまして、その中で謳っておりますけれども、地域における食生活の改善のための取り組みの推進ということが謳われております。第21条なんですけれども、食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防、その中で、そのために専門的知識を有するものの養成及び資質の向上、そのために地域が後押ししていくような施策を講ずるといことが謳われております。それで、私も10年以上前というか、この食育に関わって、微力ながらも、もう20年以上、いろいろな方面に手伝わさせていただいて、10数年前から全道の方で、いろいろと手伝わさせていただきました。その中で、私は単に生産者の立場として取り組んでいたことに気が付いたんです。それで、全道にいたときにですけれども、漁協女性部の方々と全道組織の交流などを持ちたり、また、消費者団体とかの交流を持ちながら、これをもうちょっと進めなくてはいけないんじゃないかということに気が付かされました。そういうことなども踏まえ、これは1団体だけとか、1個人でできるものではなく、やっぱり自治体も一緒になってやっていくべきだと思い、こうやって発言させていただく形になりました。それで、本当に今、やっていることはすばらしいことです。私、去年、たまたま観光協会でやったのか、町がやったのか、前によそのハウスを借りて、トマト体験をやっていましたけれども、たまたま去年、うちが引き受けさせていただいてやったことで、なおさら気が付いたことがあるんです。それは、親、子どもたちはもちろん、すぐ興味を持ちます。その一番感じたことは、子育て世代の方々が来たんですよ。そのあとに、また来てもいいかということで、これは本当に申し訳なかったんですけれども、役場の方に言わないで、赤いのがたくさんあったものですから、私、個人的にその若い方々と話をしていたときに、すごく感じたことがたくさんありまして、この若い方のやっぱり子育てとか、子どもたちに食というものを、私から見たら、そのお母さんは子どもたちみたいなものなので、この子たちは、一体、どうやってつないでいこうとしているのかなと思ひ、そういうことに関心を持ちながら、いいよと、赤いのがたくさんあったので、勝手に来させていただいて、3度くらい来たんですけれども、その中で、やっぱり町とのつながりが欲しいということが言われました。積極的に入ればということだったんですけれども、そのきっかけをどこかでみていただきたいなと思うことと、そういつている中で、私もいろいろな学校に関わっている中で、やっぱり子どもとそこに関わる団体だけでなく、親御さんも一緒にやっていかないと、この食育教育は途中で断念するのではないかと思うんですよ。それで、やっぱり小学校、中学校とか、高校、高校は

今、PTA入ってくれていますけれども、やっぱり小学校、中学校も積極的にPTAの方を取り組むような、何か良い施策とか、考えているのであれば、ちょっと教育長さんの方からでもよろしいので、お話していただければと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教育長 (本間茂裕)

保護者との連携につきましては、ご指摘の通り、食育に関わらずですね、本当に子どもたちの望ましい生活習慣の確立には、決して避けては通れない喫緊の課題であるというふうに感じております。平成28年度ですので、昨年度の教育行政評価の中で、こういうフレーズが出てきておりました。食の大切さを保護者を含めて広く周知をすることは必要ということで、各学校関係者、教育委員さん、あるいは、給食センターの関係者の評価の中にこういう文言が出てきております。また、ふれあい懇談会では、今、ご指摘のような団体同士の連携の大切さもご指摘があったところでございます。新年度につきましては、学校運営協議会などを通じて、そうした声を届けてまいりたいなというふうに思っているところでございます。健康寿命の延伸、それから、子どもたちの心身の健康のために、バランスの取れた食習慣の定着は全てのライフステージで大切なことであると考えております。ご指摘の通り、食育に関わる事業は、保健、産業、環境、また、そして、私どもの教育と多岐にわたって実施をされております。その中には、大変、優れた実践もございます。町長の答弁にございました食育基本計画、これは北海道では残念ながら実施率はちょっと低いんですね。先行実施の市町村の例なども参考にしながら、これから策定が進むことと思っております。そのことによって、地域全体の食育事業、活動が、全体で情報共有化され、優れた実践のノウハウなどをみんなで共有化していく。また、似た事業などを統合して、効率的に進めていく。また、その地域の課題、あるいは、そのあとの施策の方向性を明らかにする。そのようなことが期待できると考えております。関係部署が連携をして、計画の目指すところ、それから、推進体制、また、評価の在り方などをですね、丁寧に協議をしながら策定していくことが必要かと思っております。私ども教育部局のですね、食育に関わるワンセクションとして、この策定に積極的に参画をしてまいりたいと、そのように考えております。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、笠松君。

◎ 8 番 (笠松悦子)

わかりました。先日も町の広報の方で湯ノ里保育所が北海道農政事務所長賞をいただいたということ、やっぱり地場産のものを使って、知内の日を設けているということで評価されておりました。やっぱり先日の中学生議会などでも女の子たちが、確か2人くらいだったと思うんですけども、女子生徒が言っていましたように、自分、多分あの人たちは農家のお嬢さんだったと思うんです。やっぱり自分の親の職業に誇りを持っているからこそ、ああいう言葉が出たんだなと思って、私、すごく感心したんですけども、これだけすばらしい食材がある、その中で、何かイベント的なことででも、みんなに紹介できないかという、やっぱり町長さんの答弁の中で、カキニラのときもちゃんとしていますよとか、そういういろいろなことの答弁されていましたが、やっぱり中学生にはまだそこまでの理解というか、ちょっと足りなかったのかなと、ものがあつたから、議会の中で出たんだと思うんですけども、やっぱりその自分の町で取れているもののすばらしさ、それを広げたいという、その気持ち、それもやっぱり食育なんですよ。やっぱり自然と備わ

っていることを大切にずっと持って、この町を育てたいと思っているんですけども、その中でやっぱり今、これだけ人口も減っている、子どもたちというか、若い人たちが学校おりたらどんどん出ている、その中で、やっぱりここに戻ってきてくれるような、その考えも育てるのもやっぱりこの町は一次産業の町、海のものも山のものもこれだけ豊富な素晴らしいものがあるということを理解している子どもたちが多いので、そこのところをもっともっと深く追求して、教育して、育てていければなと思いますし、その中で、さっき、協議体みたいなことを作っていけるようなことを町長さんの考えの中であつたように思うんですけども、できれば、今の町長さんの考えの中にあることを具体的な施策がありましたら、お教えいただきたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

先ほど説明させていただきました。今、町民全体の連携の中で、効果的な取り組みが可能かどうかということ今、推進計画を策定中であります。それで、今、8番議員からいただいた貴重なご意見でありますので、そこに組み入れる今、努力をしていきたいというふうに思っていますし、今、議員から紹介をしていただきました。湯ノ里保育所のこれは北海道農政事務所賞を受賞したという、広報もそうですし、新聞にも載っております、大変、うれしく見たところでありまして、それで、たまたま今、議員がご指摘いただきまして、やっぱり親のつながりもそうですし、やっぱりPTAのつながりもすごく大事なんですね。だから、要するに子どもだけの取り組みじゃなくて、やっぱり家族全体で、そして、ハウスの部分も狙いはそこだったんですよ。トマトを食べる子どもというのは、うちも孫いるけれども、なかなかトマト食べないんです。ただ、やっぱり収穫する喜びというか、それが要するに生産者の皆様方が努力して、こういう要するにトマトができたんですよ、それを食べてみて、おいしいというふうに感じていただければ成功なんですよ。そんなことも含めて、今、何とか全体で、そして、子どもさんたちが本当にきちんと普通の生活の中で朝食を毎日食べられるという、それが要するに将来的に生活習慣病を防げるという考え方もさせていただいていますので、今、食育推進計画の中に議員からいただいたご指摘、きちんと組み入れさせていただければというふうに思いますし、当然、それはどこが今、主体となって、それを進めていくか、要するに教育委員会でもあるし、PTAでもあるし、いろいろとやっぱり協議会をどういう形で進めていければ一番いいのかということも当然、議論出てくるというふうに思っていますので、そんな形で体制を整えさせて、計画を作らせていただければというふうに思っていますので、ご理解いただければと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

8番、笠松君。

◎ 8 番 (笠松悦子)

すみません。先日、テレビで見てて感じたことなんですけれども、みかんジュース、それから、コンブ、コブといった方がいいのかしら、ちょっと私、どこに行ってもなまっていると言われるのであれなんですけれども、私の中では昆布のつくだ煮の問題、今、何もかも値上がりの時期なんですけれども、それも値上がりするということがすごく大きく出ているんですけども、なぜかと言ったら、生産者が少なくなってきた。そのみかんジュースも、やっぱりその地域のものにこだわって作っていたみたいなんですけれども、やっぱりみかんの段々畑の中での作っている人の高齢化がもとで、作ることはできるけれ

ども、作る人がいない、だから、生産量がなくなる。そのためには、メーカーなんですけれどもね、それが上げざるを得ない。昆布の方に関してもなんですけれども、確か北海道の釧路でない、根室か、道東の方だったと思うんですけれども、そちらの昆布を原料として使っているメーカーさんだったんですけれども、昆布はある、あるけれども、漁師さんが減ってきたということなんです。ということで、やっぱり日本の食をつなぐということ、また、食育基本法の中にも、食文化の継承ということも大事ということも謳っていますので、やっぱり若い人たちとシニアの人たちも、一緒になった中での話とつなげていかなくちやいけないので、やっぱり世代を超えた、世代間の交流の1つとして、町のまた特徴を出しながら、知内ならではの食育というものに、本当に力を入れて、取り組んでいって、将来のやっぱり知内の一次産業安定ということは、やっぱり町の存続にもつながると常に思っていますので、そのところに重点も置きながら、考えていただきたいなと思います。ということで、もう一度、町長さん、申し訳ないんですけれども、しっかりと。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今、先ほども申し上げました。いろいろと大変貴重な意見をいただきましたので、それを踏まえた中で、町民の皆様方に参画していただけるような、そして、自分の子どもだけじゃなくて、町全体で食育をきちんと進めていける、そんな今、計画をつくっていききたいというふうに思っていますので、ご理解いただければと思います。以上です。

◎ 8 番 (笠松悦子)

これで、私、終わりたいと思います。ありがとうございました。

◎ 議 長 (伊藤政博)

これで、一般質問を終わります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

議員の皆様には大変お忙しい中、平成30年知内町第1回定例会にご出席をいただきありがとうございます。

今議会に上程をさせていただいておりますのは、議案25件と同意1件であります。

議案第1号の平成29年度知内町一般会計補正予算(第11号)については、歳入歳出それぞれ2億5,711万9千円を減額し、47億2,105万6千円とするものであります。補正の主な内容は、実績の精査や事業費の確定による減額と農地耕作条件改善事業工事に伴う追加の差引によるものであります。

議案第2号から議案第6号までは、知内町国民健康保険事業特別会計ほか4特別会計の平成29年度補正予算であります。事業費の確定等により、5特別会計合わせて6,485万1千円を減額し、16億35万5千円とするものであります。

議案第7号の平成29年度知内町水道事業会計補正予算(第5号)については、年間給水量等業務の予定量の補正及び収益的収入支出並びに資本的収入支出を補正するものであります。

議案第8号の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正により、人事院規則が改正されたことに伴い、改正するものであります。

議案第9号の知内町水産種苗育成センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例については、老朽化に伴い、本施設を解体することから、条例を廃止するものであります。

議案第10号の町長等の給料額及び旅費額支給条例の一部を改正する条例については、昨年12月4日の知内町特別職報酬等審議会の答申を踏まえ、近隣他町の状況等も勘案して、町長等の給料額を見直すものであります。

議案第11号の知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、それから、議案第12号の地方自治法第203条及び第203条の2に定めある者に対する報酬及び費用弁償支給に関する条例の一部を改正する条例については、いずれも本年4月から国民健康保険事業の都道府県移行化に伴い、関係条文の文言を整理するものであります。

議案第13号の知内町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、高齢者の医療の確保に関する法律が改正されたことに伴う条例改正であります。

議案第14号の知内町介護保険条例の一部を改正する条例については、本年4月から第7期介護保険事業計画が施行されることに伴い、平成30年度から32年度までの3か年の保険料を定めるための条例改正であります。

議案第15号の知内町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定については、平成30年度から32年度までの3か年の第7期計画の策定についてであります。

議案第16号のしりうち地域産業担い手センターの設置及び管理に関する条例の制定については、本町における産業の担い手の確保と育成を図る拠点として、しりうち地域産業担い手センターの設置について、必要な条項を定めるものであります。

議案第17号、18号は、知内町健康保養センター、知内町青少年交流センターについての公の施設に係る指定管理者の指定についてであります。

議案第19号から第25号までは、一般会計ほか5特別会計と水道事業会計の平成30年度予算であります。議案第19号の平成30年度知内町一般会計予算についてであります。予算の総額を歳入歳出それぞれ平成29年度当初予算と比較して、2億2,760万円減の41億3,400万円と定めるものであります。主な事業としては、子ども医療費助成事業の高校生までの拡充とものづくり産業振興支援事業、水産種苗生産施設整備事業、町道重内上雷線改良舗装事業、新知内橋ほか橋梁補修工事、知内幼稚園整備設計業務委託などあります。

議案第20号から第24号までの5議案は、知内町国民健康保険事業特別会計ほか特別会計の平成30年度予算であります。5特別会計合わせて、予算の総額を歳入歳出それぞれ平成29年度当初予算と比較して、1億5,463万5千円の減の13億9,301万8千円と定めるものであります。

議案第25号の平成30年度知内町水道事業会計予算についてであります。業務の予定量、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出について定めるものであります。

同意第1号は、教育委員会委員の任命についてであります。議案の内容につきましては、担当課長の方から説明をさせていただきますので、ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。以上であります。

● 議案第1号 平成29年度知内町一般会計補正予算（第11号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第8、議案第1号、『平成29年度知内町一般会計補正予算（第11号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第1号、平成29年度知内町一般会計補正予算（第11号）についてです。

平成29年度知内町一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億5,711万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億2,105万6千円とするものです。

記と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」によります。

地方債の補正です。第2条、地方債の追加及び変更は「第2表地方債補正」によります。

繰越明許費の補正です。第3条、繰越明許費の追加は「第3表繰越明許費補正」によります。

例によりまして、歳出から説明致します。39ページ目からです。基本的には、決算見込みに基づきまして、減額補正をするものでございますので、かいつまんでご説明致しますので、よろしくお願い致します。

39ページ、1款1項1目議会費から111万1千円を減額し、4,183万2千円とするものですが、9節旅費から11節需用費まで、それぞれ決算見込みにより不用と思われる額を減額するものでございます。

次です。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費から105万円を減額し、4,432万5千円とするものです。同じく9節旅費から14節使用料及び賃借料まで、決算見込みに基づき、不足及び不用が見込まれる額をそれぞれ追加、減額するものです。なお、11節需用費で80万円が追加となっておりますけれども、印刷に掛かるインク代金の増でございしますが、同額をコピー使用料から減額しております。

3目財産管理費から388万3千円を減額し、5,992万7千円とするものです。7節賃金から19節負担金補助及び交付金まで、決算見込みに基づき不用が見込まれる額をそれぞれ減額しております。

4目財政調整基金費です。50万7千円を減額し、2,920万4千円とするものでございます。積立金につきまして、各基金の利子額の確定見込みにより増減の補正を行っております。

次です。6目企画総務費です。160万円を減額し、757万2千円とするものでございます。19節負担金補助及び交付金、ふるさと創生事業の補助金を決算見込みによりまして減額をするものでございます。なお、ふるさと創生事業の決算見込みにつきましては、実績報告書見出し1、総務企画課の12ページ、13ページに記載してございますので、ご参照をお願い致します。

7目計画調査費から17万円を減額し、5万3千円とするものです。旅費について、不用と思われるものを減額してございます。

8目広報費から5万円を減額し、267万2千円とするものです。決算見込みに基づき、不用額の減額です。

9目交通安全対策費から34万5千円を減額し、575万6千円と致します。18節備品購入費で、交通安全車の購入にかかる入札減の減額でございます。

10目環境対策費から15万円を減額し、409万9千円とするものです。13節委託料で、焼却灰成分分析の調査業務を減額してございます。

11目地域会館管理費から180万2千円を減額し、3,939万2千円とするものでございます。11節需用費から18節備品購入費まで、決算見込みに基づく減額ですけれども、15節工事請負費では、会館の改修予定が全て予定の工事を完了して、入札減分を減額するものでございます。

12目自治振興費から113万5千円を減額し、6,461万円とするものでございます。同じく8節報償費から19節負担金補助及び交付金まで、決算見込みに基づき不用額を減額してございます。

14目マイクロバス運営費です。97万7千円を減額し、947万5千円とするものです。18節備品購入費で、福祉バスを購入してございますけれども、その入札減分を減額してございます。

16目地域創生推進費です。8節報償費から18節備品購入費まで、事業完了による不用額を減額してございます。

17目町制施行50周年記念事業費から10万5千円を減額し、1,286万5千円としてございます。昨年10月1日に実施を致しました町制施行50周年記念式典祝賀会の実行委員会に対する助成金の不用額を減額してございます。

次に2款4項選挙費、1目選挙管理委員会費から5万円を減額し、112万2千円としてございます。9節旅費の不用額の減額です。

更に7目衆議院総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費から188万6千円を減額し、641万2千円としてございます。1節報償費から16節原材料費まで、昨年10月22日に投開票が行われた、衆議院議員選挙の事務の完了に伴い、不用額を減額してございます。

5項統計調査費、1目人口農林商工教育統計調査費、補正額はございませんが、委託金の確定に伴いまして、財源内訳を補正してございます。

次に9款消防費をご説明致します。89ページです。9款1項1目消防費から1,785万2千円を減額し、2億6,387万3千円とするものでございます。19節負担金補助及び交付金で、渡島西部広域事務組合負担金の決算見込みに基づき、不用分を減額してございます。

次に2目災害対策費から2万円を減額し、658万9千円とするものです。18節備品購入費ですけれども、財産管理の予算で、総務公用車を購入してございます。そのときに、防災業務用の既存の無線機の移替え予算を措置していたところですが、今回、車両の納入業者の方で対応いただいたことによります減額でございます。

次に12款公債費をご説明します。110ページです。12款1項公債費、1目元金から264万6千円を減額し、6億9,781万4千円とするものです。23節償還金利子及び割引料で、公債費償還金の減額ですけれども、平成28年度分の過疎債ソフト分につきまして、見込額により当初予算措置をしてきたところですが、借入額が確定したことに伴う減額でございます。なお、過疎債ソフト分は、償還が据置期間なしの4年償還となっております。

次に2目利子から82万9千円を減額し、4,445万9千円とするものです。同じく23節償還金及び利子割引料で、平成28年度分の起債につきまして、同じく見込額で当

初予算措置をしてございましたけれども、借入利率の確定に伴い、不用となる額を減額するものです。なお、財政融資資金の借入利率は、0.01%、また、市中銀行の借入利率を0.2%と非常に低率なものとなっております。

次に13款1項1目職員等給与費から1,888万5千円を減額し、7億8,871万2千円とするものでございます。1節報酬から7節賃金まで、決算見込みにより不足が見込まれる額の追加及び不用額の減額をしてございます。主なものは、2節給料で、教員給料の920万円が減額となっております。総務企画課関係は、以上でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (田中志津夫)

57ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費から250万3千円を減額し、6,526万2千円とするものです。内容は19節負担金補助及び交付金で、臨時福祉給付金事業の実績見込みにより、不用と見込まれる額を減額。28節繰出金で、国民健康保険特別会計の繰出金を減額します。23節償還金利子及び割引料では、平成28年度臨時福祉給付金給付事務費の補助金の額の確定により、返還分を追加するものでございます。

次に58ページ、3目老人福祉費から118万6千円を減額し、1億1,279万3千円とするものです。内容は11節需用費から19節負担金補助及び交付金まで、事業費等の確定により不用と見込まれる額をそれぞれ減額し、28節繰出金では、後期高齢者医療特別会計の繰出金を減額するものでございます。

次に59ページ、4目心身障害者特別対策及び母子等福祉費から208万8千円を減額し、3億1,915万4千円とするものです。内容は7節賃金から19節負担金補助及び交付金まで、子ども発達支援事業等の各事業の実績見込みにより、不用と見込まれる額を減額するものでございます。

次に60ページ、5目介護保険費から3万5千円を減額し、1億289万8千円とするものです。内容は28節繰出金で、介護保険特別会計の繰出金を減額するものでございます。

次に61ページ、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費から217万8千円を減額し、2,071万6千円とするものです。内容は19節負担金補助及び交付金で、子育て支援の実績、20節扶助費では、子ども医療費、療養医療費、それぞれの事業実績見込みにより、不用と見込まれる額を減額し、23節償還金利子及び割引料では、平成28年度子ども子育て支援交付金の額の確定により、返還分を追加するものでございます。

62ページです。2目児童措置費から467万6千円を減額し、1億3,083万3千円とするものです。内容は7節賃金から20節扶助費まで、各事業の実績見込みにより、不用と見込まれる額をそれぞれ減額するものでございます。

次に63ページ、7目児童福祉施設費に32万7千円を追加し、676万8千円とするものです。内容は7節賃金に代替保育士の賃金に不足が生じることから追加するものでございます。

次に64ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費から591万7千円を減額し、3,151万2千円とするものです。内容は7節賃金から13節委託料まで、予防事業及び各種健診等の実績見込みにより、不用と見込まれる額をそれぞれ減額するものでございます。

次に65ページ、4目診療費から200万円を減額し、1,267万1千円とするもの

です。内容は、11節需用費で、湯ノ里診療所の薬品購入代として、不用と見込まれる額をそれぞれ減額するものでございます。

66ページ、2項1目清掃費から259万9千円を減額し、1億4,451万9千円とするものです。内容は19節負担金補助及び交付金で、渡島西部広域事務組合の会計の補正予算に伴い、減額するものでございます。以上で生活福祉課関係の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ここで、昼食のため、暫時休憩致します。

再開は、午後1時と致します。

（ 休憩 午後 0時01分 ）

（ 再開 午後 1時00分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開致します。

議案第1号の提案理由の説明であります。

次に産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

議案の67ページをお開きください。5款1項1目労働費から150万円を減額し、23万7千円とするものであります。これは、19節負担金補助及び交付金で、新規高卒者等雇用奨励助成金の実績がありませんでしたので、全額を減額するものです。

次に68ページ、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費から25万円を減額し、441万1千円とするものであります。これは9節旅費につきまして、不用額を減額。更に財源内訳におきまして、昨年農地法の改正により、農業委員の活動費に対する交付金として、新たに農地利用最適化交付金が創設され、交付決定を受けたことから、財源を組み替えるものであります。

次に69ページ、2目農業総務費から3万1千円を減額し、50万8千円とするものであります。これは、19節負担金補助及び交付金につきまして、不用額を減額するものです。

次に70ページ、3目農業振興費から995万3千円を減額し、1億1,902万4千円とするものであります。これは、19節負担金補助及び交付金につきまして、機構集積協力金が新たに配分されたことから、16万円を追加。次の産地パワーアップ事業補助金以下につきましては、不用額をそれぞれ減額するものであります。減額の大きいものだけご説明致します。産地パワーアップ事業補助金がニラハウス資材等の導入実績の減によりまして、757万2千円の減額。それから、農業振興施設等整備事業補助金が栽培用温風機導入実績の減によりまして210万円を減額するもので、それぞれ入札により減となっております。

次に71ページ、4目農地費に2,938万9千円を追加し、1億573万9千円とするものであります。これは7節賃金と16節原材料費につきまして、不用額を減額。19節負担金補助及び交付金につきまして、農業競争力特別対策事業補助金の実績により2地区合計340万円を減額するものであります。更に11節需用費と13節委託料、15節工事請負費につきまして、農地耕作条件改善事業に対して、国の追加交付があったことから追加するものでありまして、内容につきましては、補正予算説明資料のナンバー1の1ページをお開きください。薄い説明資料になっております。産業振興課だけの。1ページをお開きください。農地耕作条件改善事業につきましては、事業の目的は、29年から実

施しております国造成地の未利用となっております、41.7haを29年と30年で整理する事業であります。助成内容につきまして、記載のとおりです。事業内容につきまして、3番ですけれども、対象農地としまして、中ノ川、森越、上雷、東菜、湯ノ里、ツラツラ地区の農地造成地、41.7haを2年間で再整備すると。対象農地の所有者につきましては13名、耕作予定者は、町内の中心経営体6名で請け負っていただくことになっております。3番の取り組み内容ですけれども、四角の中の表の中の黒で囲った部分の2段目に、1段目に今年の実績、それから、今回、真ん中の29年度繰越というところですけれども、3,300万円、除礫作業をやるということになっております。4番の事業費内訳につきましては、記載のとおりでありまして、この事業、先ほど言いましたとおり、29と30年で実施しております、国の補正予算がつかしましたので、今回、補正させていただいて、繰越で、工事自体は春になってから実施するというふうになっております。

続きまして、議案に戻っていただきまして、72ページです。5目畜産振興費から5万円を減額し、15万4千円とするものであります。これは19節負担金補助及び交付金につきまして、不用額を減額するものです。

次に73ページ、6目農村活性化センター公園管理費から50万円を減額し、253万7千円とするものであります。これは、11節需用費で活性化センターの電気料と修繕費の不用額をそれぞれ減額するものであります。

次に74ページ、7目知内ダム管理費から10万円を減額し、1,661万8千円とするものであります。これは、7節賃金と13節委託料、14節使用料及び賃借料につきまして、それぞれ不用額を減額。また、需用費につきまして、ダムの非常用自家発電機の修理費を追加するものであります。

次に75ページ、2項林業費、2目林業振興費から774万5千円を減額し、2,721万1千円とするものであります。これは、7節賃金と11節需用費、15節工事請負費、16節原材料費につきまして、それぞれ不用額を減額。また、8節報償費につきまして、エゾシカ等の捕獲頭数が増加になったことから、謝金を追加。更に19節負担金補助及び交付金につきまして、ハンター資格等助成金と森林整備対策事業補助金、地域材活用住宅助成の額の確定により、執行残を減額するものであります。

次に76ページ、3目造林事業費から537万8千円を減額し、2,575万4千円とするものであります。これは、13節委託料につきまして、町有林整備事業の確定により、執行残を減額するものであります。

次に77ページ、3項水産業費、2目水産振興費から2,553万8千円を減額し、7,311万9千円とするものであります。これは、19節負担金補助及び交付金につきまして、ウニ種苗生産施設吸水管設置事業助成以下、不用額をそれぞれ減額するものでありますが、減額の大きいものだけご説明致します。漁業競争力強化型機器等導入事業が助成額の確定によりまして、執行残1,964万6千円を減額。水産生産基盤整備事業負担金が北海道の支払う負担金の確定によりまして、不用額453万2千円を減額するものであります。

次に78ページ、4項1目ものづくり産業振興費から9,576万9千円を減額し、8,440万1千円とするものであります。これは8節報償費から19節負担金補助及び交付金につきまして、それぞれ不用額を減額するものであります。

次に79ページ、7款1項商工費、2目商工振興費から185万1千円を減額し、2,651万7千円とするものであります。これは、13節委託料で不用額を減額、19節負担金補助及び交付金につきまして、さくらまつり青空市実行委員会助成以下、不用額をそ

れぞれ減額するものでありますが、減額が大きい商工振興指導助成につきましては、人件費の補助対象者が一部入れ替わり、対象額が減額になったことによるものであります。

次に80ページ、3目観光費から307万円を減額し、492万2千円とするものであります。これは13節委託料で不用額を減額。19節負担金補助及び交付金につきまして、南北海道観光推進協議会費以下、不用額をそれぞれ減額するものでありますが、減額が大きい観光協会活動助成につきましては、人件費の補助対象者が入れ替わり、対象額が減額となったことによるものであります。

次に81ページ、5目物産館管理費に28万円を追加し、1,571万2千円とするものであります。これは11節需用費につきまして、物産館さわやかトイレの光熱費に不足が見込まれることから追加するものであります。以上で産業振興課関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

82ページでございます。8款土木費、1項土木管理費、2目下水道整備費から418万8千円を減額し、1億3,623万7千円とするものでございます。19節負担金補助及び交付金から28節繰出金まで、事業費の確定及び確定見込みにより減額となっております。

83ページでございます。2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費から8千円を減額し、260万7千円とするものでございます。12節役務費、27節公課費の額確定により、減額するものでございます。

84ページでございます。2目道路維持費から571万4千円を減額し、1億328万3千円とするものでございます。7節賃金から27節公課費まで、それぞれ事業費の確定及び確定見込みにより減額するものでございます。

85ページでございます。3目橋梁維持費から493万8千円を減額し、4,762万6千円とするものでございます。11節需用費から15節工事請負費まで、事業費の確定及び確定見込みにより減額でございます。

86ページでございます。4目道路橋梁改良工事費から425万1千円を減額して、5,874万1千円とするものでございます。9節旅費から22節補償補填及び賠償金までの事業費の確定見込みによるものでございます。

87ページでございます。3項河川海岸費、1目河川総務費から71万6千円を減額して、1,034万8千円とするものでございます。7節賃金では、樋門・樋管管理人賃金に不足が見込まれることから、7万9千円の追加。9節旅費から16節原材料費まで、事業費確定及び確定見込みによる減額でございます。

88ページでございます。4項住宅費、1目住宅管理費から359万9千円を減額して、2,894万円とするものでございます。13節委託料から18節備品購入費まで、それぞれ事業費の確定により減額でございます。

続きまして、109ページをお開きください。109ページでございます。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目土木施設災害復旧費から不用額8千円を減額して、8万6千円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

続いて、学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

教育委員会関係の予算の説明をさせていただきます。91ページをお開きください。10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費から28万円を減額し、217万円とするものです。内容につきましては、9節旅費及び10節交際費で、それぞれ不用と見込まれる額を減額するものです。

92ページです。2目事務局費から631万2千円を減額し、3,929万8千円とするものです。内容につきましては、1節報酬から14節使用料及び賃借料で、それぞれ不用と見込まれる額、18節備品購入費から21節貸付金につきましては、事業費の確定による不用額を減額しまして、25節積立金では、教育振興基金積立金としまして、今年度の奨学資金の償還見込額の減によりまして300万円を減額し、基金利子の確定により9千円を追加するものです。

次に94ページです。3目学校給食センター費に3万5千円を追加し、6,551万5千円とするものです。内容につきましては、9節旅費で不用と見込まれる額を減額。11節需用費では、重油単価の上昇に伴いまして、不足が見込まれる額20万円を追加させていただきまして、13節委託料及び18節備品購入費では、事業費の確定により、それぞれ不用額を減額するものです。

次に95ページです。2項小学校費、1目学校管理費から35万8千円を減額し、6,368万4千円とするものです。内容につきましては、1節報酬から15節工事請負費及び27節公課費まで、不用と見込まれる額の減額。18節備品購入費ではですね、知内小学校で平成30年度で特別支援学級が増えることに伴いまして、教員、生徒用の管理備品として46万5千円を追加するものです。

次に96ページ、2目教育振興費から50万6千円を減額し、808万8千円とするものです。内容につきましては、11節需用費で平成30年度から小学校で教科化されます道徳の教師用の指導図書、資料購入費ということで、30万円を追加。また、20節扶助費につきましては、不用と見込まれる額をそれぞれ減額するものです。

97ページです。3項中学校費、1目学校管理費に12万5千円を追加し、2,630万6千円とするものです。内容につきましては、1節報酬から9節需用費及び12節の役務費から19節負担金補助及び交付金まで、それぞれ不用と見込まれる額を減額しまして、11節需用費では、燃料単価の高騰に伴う光熱水費ということで、不足が見込まれる額150万円を追加するものです。

次に99ページです。2目教育振興費から34万3千円を減額し、584万5千円とするものです。内容につきましては、20節扶助費で、実績見込みにより不用と見込まれる額を減額するものです。

次に100ページ、4項高等学校費、1目学校管理費から518万5千円を減額し、6,107万1千円とするものです。内容につきましては、7節賃金から9節旅費及び14節使用料及び賃借料、19節負担金補助及び交付金につきましては、不用と見込まれる額、15節の工事請負費及び16節原材料費につきましては、事業費の確定による不用額をそれぞれ減額するものです。また、11節の需用費につきましては、燃料単価の高騰に伴う光熱水費ということで、145万6千円を追加するものであります。

次に102ページ、2目教育振興費から53万円を減額し、768万5千円とするものです。内容につきましては、11節需用費で不用と見込まれる額、それから、18節備品購入費につきましては、額の確定による不用額をそれぞれ減額するものであります。

次に103ページです。5項幼稚園費、1目幼稚園管理費から44万7千円を減額し、

971万5千円とするものです。内容につきましては、7節賃金、9節旅費で、不用と見込まれる額を減額し、18節備品購入費では、額の確定による不用額を減額するものです。

次に104ページです。6項社会教育費、1目社会教育総務費から585万6千円を減額し、770万4千円とするものです。内容につきましては、9節旅費から19節負担金補助及び交付金まで、それぞれ不用と見込まれる額を減額するものです。

次に105ページです。2目公民館費から960万4千円を減額し、2億1,053万8千円とするものです。内容につきましては、7節賃金で管理人賃金に不足が生ずることから、5万5千円を追加。11節需用費で光熱水費に155万円を追加し、13節委託料、15節工事請負費では、事業費の確定により不用額をそれぞれ減額するものであります。

106ページです。4目青少年交流センター管理費から57万4千円を減額し、1,021万2千円とするものです。内容につきましては、8節報償費で不用と見込まれる額、15節工事請負費で、事業費の確定による不用額を減額するものであります。

次に107ページ、5目文化交流センター費から40万円を減額し、313万4千円とするものです。内容につきましては、11節需用費で不用と見込まれる額の減額であります。

次に108ページです。7項保健体育費、1目保健体育費から237万円を減額し、6,845万9千円とするものです。内容につきましては、7節賃金から12節役務費までは不用と見込まれる額、18節備品購入費では、事業の確定による不用額をそれぞれ減額するものであります。以上で教育委員会関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

続いて、歳入、地方債、繰越明許費の説明を総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

それでは、歳入をご説明致します。6ページからです。基本的には収入見込みによりまして、それに対応する補正でございますので、かいつまんでご説明を申し上げます。1款町税、1項町民税、1目個人から48万9千円を減額し、1億5,262万2千円とするものです。収入見込みによりまして、所得割を減額。更に滞納繰越分は増額が見込まれますので、47万7千円を追加するものでございます。

7ページ、2目法人でございます。278万7千円を減額し、3,180万9千円とするものです。同じく収入見込みにより法人税割を減額するものでございます。

8ページ、2項固定資産税、1目固定資産税でございますけれども、46万4千円を追加し、4億8,768万7千円とするものです。償却資産の収入見込みによる追加をしております。更に同じく収入見込みにより滞納繰越分の方も同じく追加をしております。

9ページ、4項1目たばこ税から124万3千円を減額し、3,647万6千円とするものです。消費本数の減に対応する減額でございます。

10ページ、5項1目入湯税から11万7千円を減額し、242万8千円とするものです。入湯客数の減少に対応する減額でございます。11ページ、6款1項1目地方消費税交付金に1,200万円を追加し、8,400万円とするものです。決算見込みによる追加でございます。

12ページ、9款1項1目地方交付税に4,611万3千円を追加し、19億854万6千円とするものでございます。決算見込額による追加でございます。

13ページ、13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金から170万9千円を減額し、1億2,574万3千円とするものでございます。

2節児童手当負担金から6節介護保険低所得者保険料軽減対策国庫負担金まで、それぞれ決算見込みによる追加、減額でございます。

14ページ、2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金から319万6千円を減額し、3,898万1千円とするものでございます。1節浄化槽設置整備国庫補助金から2節社会資本整備交付金まで、決算見込みによる追加、減額でございます。

15ページ、3目民生費国庫補助金から185万6千円を減額し、1,968万9千円とするものでございます。2節臨時福祉給付金事業補助金から3節子育て支援交付金まで、決算見込みによる減額でございます。

16ページ、4目総務費国庫補助金から639万7千円を減額し、7,957万6千円とするものでございます。事業の完了に伴いまして、補助金の確定見込みによる差額の減額でございます。

17ページ、3項委託金、1目総務費委託金から188万6千円を減額し、656万6千円とするものでございます。選挙事務の完了に伴う委託金の精算減でございます。

18ページ、14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金に49万6千円を追加し、8,946万6千円とするものでございます。3節児童手当道負担金から7節介護保険低所得者保険料軽減道負担金まで、それぞれ決算見込みによる追加、減額でございます。

19ページ、2項道補助金、2目民生費道補助金から78万円を減額し、1,282万9千円とするものです。同じく4節から8節の補助金交付金の決算見込みによる減額でございます。

20ページ、3目農林水産業費道補助金に1,939万3千円を追加し、2億1,862万8千円とするものでございます。同様に1節農業費道補助金から3節水産業費道補助金まで、決算見込みによる追加、減額でございますけれども、歳出でもご説明を致しました。農業費道補助金の農地耕作条件改善事業補助3,300万円につきましては、後ほどご説明致しますけれども、平成30年度に繰り越して事業実施する予定でございます。

21ページ、8目地域創生推進費道補助金から146万8千円を減額し、840万円とするものでございます。事業の完了に伴う地域づくり総合交付金の減額整理でございます。

22ページ、3項委託金、1目総務費委託金から4万6千円を減額し、821万3千円とするものです。統計調査委託金の確定に伴う減額整理でございます。

23ページ、4目土木費委託金に7万9千円を追加し、144万円とするものです。樋門・樋管管理委託金の追加でございます。

24ページ、15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入から80万円を減額し、1,817万8千円とするものでございます。教員住宅料貸付料の決算見込みによる減額でございます。

25ページ、2目利子及び配当金から52万8千円を減額し、219万7千円とするものでございます。各基金の利子額の確定見込みにより追加と減額をしております。

26ページ、2項1目財産売払収入から282万円を減額し、1,034万円とするものでございます。町有林売払収入の確定見込みによる減額でございます。

27ページ、17款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金から3億2,060万円を減額し、3億3,088万5千円とするものでございます。各基金につきまして、充当を予定していた歳出の減及び過疎債のソフト分への組換えと財源調整に対応したそれぞれの減額でございます。

28ページ、19款諸収入、3項貸付金元利収入、3目奨学金貸付収入から300万円

を減額し、850万円とするものでございます。奨学資金貸付金償還金の決算見込みによる減額でございます。

29ページ、4項受託事業収入、1目総務費受託事業収入から20万円を減額し、490万円とするものでございます。簡易郵便局事務の受託事業収入の決算見込みによる減額でございます。

30ページ、5項1目雑入に15万8千円を追加し、2,746万2千円とするものでございます。決算見込みによる減額と町の植樹活動に対しまして、日本森林林業振興会活動資金として、100万円の助成金をいただいておりますので、その分、今回、追加してございます。

31ページ、20款1項町債、2目土木債から620万円を減額し、1億960万円とするものでございます。重内上雷線改良舗装工事から向上雷橋補修調査設計委託まで、対応する歳出の確定に伴いまして、起債額の減額、追加を行っております。

32ページ、3目教育債に1,050万円を追加し、1億2,810万円とするものでございます。1節過疎債ソフト事業分につきましては、当初、教育振興基金を財源として予定してございましたけれども、過疎ソフト分の充当が可能ということになりましたので、その分、1,540万円を追加してございます。また、2節につきましては、公民館・スポーツセンターボイラー整備事業の完了に伴いまして、起債額の減額整理をしてございます。

33ページ、4目消防債から3,040万円を減額し、4,930万円とするものでございます。消防施設整備事業債につきましては、いずれも過疎対策事業債でございますけれども、消防ポンプ自動車購入事業につきまして、当初、国庫補助金の採択が見通しされていなかったものですから、全額過疎債を予定してございました。ただ、国庫補助金が充当できましたので、その分の起債の減額をしてございます。

34ページ、5目民生債に1,640万円を追加し、1億9,910万円とするものでございます。1節、2節とも、それぞれ対応する歳出の減に伴う起債額の減額でございますけれども、授産施設建設補助事業につきましては、補助金の総額は変わってございませぬけれども、補助の財源として、過疎対策事業債を充当することとしており、その起債対象分の調整による増加が見込めますので、その分を追加してございます。

35ページ、7目労働債から150万円を減額して、全額皆減となっております。新規高卒者等雇用奨励事業の実績がありませんでしたので、過疎ソフト分の全額を削除するものでございます。

36ページ、8目林業債から130万円を減額し、1,410万円とするものです。町有林整備事業の完了に伴いまして、起債額の減額整理をしてございます。

37ページ、9目総務債でございます。2,920万円を追加し、3,140万円とするものでございます。過疎のソフト分につきましては、湯ノ里・ハマナス等団地空家居住促進事業の確定に伴いまして減額整理をしてございます。更に当初、ふるさと事業について、基金の繰入れを予定してございましたけれども、過疎ソフト分へ組み替えたことにより、追加をしてございます。更に本年度、公用車の更新をしてございますけれども、低公害車の導入により、地域活性化事業債、これは交付税措置30%なんですけれども、そちらの充当が可能となりましたために、起債額を追加してございます。また、涌元地区の漁村センターの改修をもう実施して、工事が完了してございますけれども、その後、大規模改修工事に対しまして、過疎対策事業債の充当が可能となっておりますので、合わせて起債額を追加してございます。

38ページ、12目水産業債です。260万円を減額し、1,070万円としてございます。水産基盤整備事業につきまして、中ノ川漁港の改修負担金に対し、過疎対策事業債を充当しており、負担金の減額に対応した起債額の減額でございます。また、水産物消費拡大推進事業の助成につきましては、過疎ソフト分を充当することと致しましたので、その分の追加でございます。

次に地方債の補正を説明致します。3ページです。(1)追加でございます。地域活性化事業債の限度額290万円及び漁村環境改善センター改修事業債限度額1,970万円を追加するものでございます。起債の方法、利率、償還の方法は、記載のとおりです。従前と変わるものではございません。

(2)変更でございます。それぞれ過疎地域自立促進特別事業債から漁港整備事業債まで、記載のとおり限度額を追加、もしくは、減額するものでございます。

5ページです。第3表繰越明許費の補正と致しまして、記載のとおりでございますけれども、先ほどご説明を致しました農地耕作条件改善事業補助金を平成30年度に繰り越し実施する必要がございますので、同額の繰越明許費のお認めをいただきたいという内容でございます。説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により、各款ごとに行います。まず、最初に1款議会費。ありませんか。

(「なし」の声あり)

続いて、2款総務費。

9番、谷口君。

◎ 9番(谷口康之)

44ページのふるさと創生事業の部分で、実績報告書を見ますと、新規起業の部分で、小谷石の部分で、これの成果というものがどのような形で見込まれているのか、まず、あったら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長(伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長(小田島伸二)

事業実績報告書、見出し1の13ページでございます。今、ご質問いただきました新規起業等支援事業ということで、小谷石町内会の特産品開発研究に対して支援をしております。小谷石町内会、やはり町内13町内会の中で、高齢化が一番進んでおりまして、いわゆる限界集落ということもございまして、地域の存続のために自分たちで何ができるかということの日々、研究なり、いろいろな活動もされてございます。矢越山荘を使ったいろいろな自主的な活動にも取り組まれておりまして、それらの中で、地域で自分たちで何か新しい商品を開発して、販売し、その利益でもって地域に還元をしていきたいというお申出もございました。その中で、こちらにも記載のとおり、ホッケの切り込みを新しく試験的に製造をして販売をしております。残念ながら、ホッケそのものは地域の材料ということにはならなかったようでございますけれども、地域の方々、みんな集まりまして、矢越山荘で切り込みを制作し、いろいろな場面で瓶詰めにして販売をしているということで、ホッケの切り込みそのものは、全て完売をし、新しい年度もですね、もう少し味のことでとか、1回目に骨が全部付けた切り込みで、地元の方はそれで昔ながらの味ということのようでもあったんですけれども、やはり消費者の中から骨を外していただきたいとか、いろいろな声もありながらですね、もう少し商品内容ですとか、製造方法だとかも

新しく研究を重ねながら、今後もし是非、続けたいというようなお申出はいただいているところでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

わかりました。ただ、やはりこういう事業でありますと、今、課長の説明で、やっぱり原材料の確保ですよ。やっぱり一番理想的なのは、やっぱり地場のもので完全にやって、完全に加工して販売というのがいいんでしょうけれども、残念ながらうちの町でも海の状況を見ると、獲るものはなかなか魚とかほとんど獲れないよう状況が続いているものですから、その辺についての考え方がちょっと小谷石の人たちも一生懸命やっているんでしょうけれども、これからのことについて、どのような形で進めていって、それをどのような形で支援するのかなということをもし、あったら、お知らせ願いたいと思うんですけども。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

小谷石地域の振興対策につきましては、これまでも北海道教育大学の函館校ともいろいろな連携協定を締結しながら、地域の活性化に向けたいろいろな調査研究活動も実施してきているところございまして、今年も今後の活動ということで、やはり教育大学の考え方と致しましては、小谷石の地域の資源として、せっかく昆布がありますので、是非、それら地域資源も活用した新たな商品も検討していくべきではないかなというところも話が進んでいるところでございます。ただ、新年度にじゃあ、それを使って、新たにどのようなことまでは、まだ話は詰まっておりますけれども、いずれにしても、地域の方々が自分たちの地域の活性化のために、自主的に活動を行いたいという意識は相当高くなってございますので、今後もしいろいろな制度を使いながら、支援をしていきたいと考えているところです。

◎ 議 長（伊藤政博）

そのほかありませんか。

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

ちょっと確認させていただきたいんですけども。すみません、間違えました。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、成澤君。

◎ 5 番（成澤五郎）

51ページのマイクロバス、福祉バスの購入なんですけど、この購入にあたって、どういう視点を主に重視して購入されたのかお聞きしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

予算の提案説明のときにもご説明を致しましたけれども、今、福祉バス、少し大きなもので日々運行しているんですけども、それと同時にですね、教育委員会の方で文化・スポーツ振興事業ということで、小学校、中学校、高校の子どもたちがいろいろな道の大会だとかで移動するわけですけども、それに対して、公共交通機関の部分、全て移動の助

成をしてございました。それらの金額がある程度、毎年、膨らんできたいということもありまして、それではこのようなバスをもう1台、更に購入をして、町として運営することによって、トータルとしては、そのような文化・スポーツ振興事業の助成金も縮減できる、トータルとしては、効率的な運行が可能であろうということで、更にやはり福祉バスもですね、例えば水曜にこもれば温泉のお迎えのバスも送迎してございますけれども、同じ水曜日にやはりどうしても必要であろうという運行も重なってですね、町民の方々にいろいろなお不便をお掛けしてきたということもありましたので、そのような文化・スポーツ振興事業とも合わせて、もう1台、少し小型にはなりますけれども、今回、福祉バスとして購入しているところでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

5番、成澤君。

◎ 5 番（成澤五郎）

やはりお年寄りも利用するという観点で、もう少しその辺からの検討をお願いしたかったなと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

関連して、4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

実際、課長、このバス乗ったことありますか。座ってみたことありますか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

私、直接、乗車はしてございませんけれども、ただ、購入してすぐにですね、いろいろな方、このバスを実際ご利用された状況のお話は伺っておりました。仕様と致しまして、先ほどご説明いたしました、文化・スポーツ活動で子どもたちが移動する際にですね、いろいろなスポーツの用具だとか積まなければいけないということで、そのような荷物のスペースを確保された仕様のバスということでですね、ただ、その分、座席が例えば角度が本当に背中がまっすぐで、長時間あれに乗車して移動するの少し大変ではないかというようなお声もいただいているところは、承知をしているところでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

最後の言葉、聞きたかったんですよ。我々も北見まであのバスで行った。とてもじゃないけど、膝持ちませんよ。ただ、車は安ければいいってものじゃない。もう少し運転手なり、現場の声を聞いてですね、誰が乗っても快適な車を購入すべしということを言いたかったの。あの車を返してくれとは言わないけれども、これからもう少し現場の声を大事にした方がいいと思います。以上。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

48ページの焼却灰、これ課長、当初予算にも15万円見て、今回、また全部減額しているということは、この辺の目的とかどうなっているんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

説明が漏れて恐縮でございます。今、議場のすぐ横に設置してございます、木質バイオマスですけれども、木を燃やしておりますけれども、少しずつ焼却灰が発生を致します。その焼却灰の処理に関しまして、法的にこちらに記載のとおり、成分分析をしなければいけないということで、29年度それらは必要であろうということで、当初予算に措置を致しましたが、量から見てもですね、まだ29年度は1年延期を致しまして、30年度でその処理をする。そのために、30年度予算で焼却灰の成分分析調査業務を盛り込んでおりますので、1年遅れて執行するというので、ご理解いただきたいと思っております。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに総務費関連ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

50ページの湯ノ里・ハマナス・漁家団地の空家の移住です。この部分ですね、今回、30万円減額ということなんですけれども、ただ、課長、ご承知の通り、漁家団地ですよ、漁家団地の今の現状を見ますと、ハマナス、湯ノ里、かなり居住としては、かなり劣悪な環境の部分で、かなり漁家団地かなり空いているような状態で、住んでいるのがほとんど何件かという状況だと思う。この辺について、これが果たして適当なあれなのか、その辺どうなんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

50ページの湯ノ里・ハマナス・漁家団地空家居住促進事業助成につきましては、制度の開始のときからご説明をしておりますけれども、湯ノ里小学校、涌元小学校、それぞれ地域で本当の特色のある教育をしているんですけれども、残念ながら児童数が減少傾向にあるということで、それぞれ校区にある湯ノ里団地、それと、涌元小学校の校区にあるハマナス・漁家団地のせっかくの空家を活用して、小学校が同居している世帯に対しては、公営住宅の家賃を2分の1、助成をしますという制度を設計してございました。ただ、今、ご指摘の通り、漁家団地の方は老朽化してございまして、実際に小学生、同居されている世帯はございませんでしたので、漁家団地の分での助成の実績はございません。今後も確かに漁家団地、老朽化が進んでおりますので、小学生の同居されている若い世帯の方が今後、入居される可能性は低いかなと思っておりますけれども、ただ、せっかく涌元小学校の校区内にあるということで、この部分は、理由がなかったとしても、対象にしていこうという考え方でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

それはわかるんですけれども、ただ、やはりこの漁家団地の部分はですね、私は何か違う形で活用する、今の制度的なものに対しては、私はこの漁家団地という文言は外した方がいいと思うんですけれども、どうですか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

先ほどご説明したとおり、漁家団地で現実に小学校に同居されている世帯はございませ

るので、この補助制度を活用している漁家団地の世帯はございません。ただ、先ほどもご説明を致しました。せっかく涌元小学校の校区内にありますので、ただ、何度も同じことをご説明しますけれども、老朽化しているのも事実でございますので、対象としては、削除するというのも検討すべきかとは思われますけれども、今のところは引き続き、この制度で運用させていただきたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

課長、わかるんですけども、ただ、やはりかなりの棟数空家になっているものですかね、防犯とか、防災の観点から見ますと、やはり町としてそれを管理しなければならないという立場なものですから、そういう形でこういう部分になりますと、やはり空家のまま放置という言い方は変ですけども、このままずっと現状のままですと、私はそういう部分でもかなり危険な部分があるのかなと思うんですけども、その辺についての私は何かい方法というか、いろいろな形で考えられないのかなということで質問したんですけども、どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 眞）

9番議員さんのお尋ねについて、ご説明申し上げます。漁家団地の関係でございますけれども、ご指摘の通り、相当、老朽化して、今現在、空家も少なからずあるという状況にあることは確かであります。それで、公営住宅の長寿命化計画の中で、今、はっきり空家の戸数等については、資料等はございませんけれども、徐々に空家が出てきているという状況。老朽化も進行しているという中で、公営住宅の長寿命化計画の中では、いずれ時期がきたら、解体をするという考え方では持っています。ただ、今、現に住んでいる方々もいますし、それと、全て新しい住宅で、住宅家賃の関係もございまして、そういう中で、そういうニーズもあるということの中で、今、しばらくは、使える状態の中で使っていくという考え方ではございます。ただ、先ほど総務企画課長が説明したとおり、涌元小学校、湯ノ里小学校の校区内にある団地、そこ、ご指摘のとおり空家もあると。そこにできるだけ若い世代の人たちも住んでいただく、そのために、一定程度の家賃補助もしていったら、空家対策という部分とそれと、学校の維持ということも含めての今回の施策でございますので、ですから、この点については、ハマナス団地含めて漁家団地も涌元小学校の校区内にあるということですから、制度の仕組みとしては、当分の間、存続してまいりたいということでございます。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

そのほか総務費ございませんか。

3番、吉田君。

◎ 3 番（吉田峰一）

50ページになりますけれども、LED導入の調査事業ということありますね、LED、これは多分、全町をLED化にすること形の調査だろうと、私はそう見えています。それで、今のところ、そのLEDの各町、17町内会ですか、設置可能というのは、どのくらいですか。それと、この実績書を見ますとね、多分、これはイコール電気料に直接影

響してくるものだという話を聞いていますので、この実績書を見て17町内会をみると、相当、まだまだ高いところがあるんですね。湯ノ里地区みたく3,300円台だとかね、中ノ川みたく8,200円台と、1灯当たりの、そんな計算になっていますので、どこまで事業進められて、今後、どの程度残っているのかと。前回の定例会等に聞いたときには、課長は1,200くらいありますので、ほぼあと1、2年で全町を完了できるんでなかろうかという話をお聞きしていますので、わかっている範囲内であれば。ただ、これで電気料だけどんどん下がっていったような状況でないものですからね、平均で1灯当たり5,257円という数字になりますのでね、多分、湯ノ里地区みたく3,300円台というのは、当然ながらLED化にしてきているんだらうと、こんな状況を感じるわけがございますけれども、その辺があったら説明願えればと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長 (小田島伸二)

町内街路灯のLED化についてでございます。今、ご質問をいただきましたとおり、全町内で1,280灯ほどの街路灯がございました。そのうち、一部、湯ノ里地区はほとんどもうLED化が進んでございますけれども、あと、涌元地区、小谷石地区でも、一部、LED化は既に進めているところでございます。残っている灯数、今、手元に資料持ち合わせてございませぬけれども、やはり1,200灯ほどございます。そちらの方を今年の調査事業で全て電柱番号から今、どのような照明灯が付いているのかというものも全て確認を致しまして、台帳も整備をしております。それに対して、調査事業ということで、環境省から補助金をいただいております。それらの調査結果を受けまして、新年度、今年の4月からですね、13町内会のLED以外の街路灯、全てLED化工事を進めてまいります。工事そのものは、12月に一応、完了見込みで、工事をこれから発注する見込みでございます。LEDというのが光に対するエネルギーの変換効率が熱にならずに、全て光になるということで、効率が良い光源である。さらには、機器として、長寿命化が図られるということで、機器そのものは決して1個、普通のもので3万円ちょっとですから、ものすごく高いというものではありませんけれども、通常の蛍光灯から見ると、少し高いということはあるのですが、その分、長寿命であることによって、効率化が図られる。更に、今まで40Wで設置していたところを20W以下で同様の照度が確保できるということなものですから、電気料も半分抑えられるということでですね、街路灯そのものは、1個1個メーターが付いているわけではございませんので、ワット数に応じて、1機当たり月額いくらということで、料金が定まっておりますから、その分、半額が節減できることによって、機器そのものは相当額掛かりますけれども、その分から環境省の補助金、1千万円残り差し引いて、まだ、最終的な設計といいますか、発注これからなんですけれども、大体、6千万円程度ということ想定しております。その部分を10年間でリース料で分割払をしていくというふうな計算でございまして、その分、電気料の半額が削減するとすると、トータルでは十分ペイするといいますか、町にとっても利益のある事業であるというところで進めているところでございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

3番、吉田君。

◎ 3 番 (吉田峰一)

今の説明でわかりましたけれども、ただ、その1,200灯ですか、あるという中で、例えば町道、もしくは、私道の状況の中でね、外灯の設置している状況、例えば家がない

から外灯付けていないんだよ、例えば生活道だからとかという、どうもある地区によっては、もう何百mも電気が付いていない。なおかつ、混んでいる家はいいですけども、涌元、湯ノ里地区みたく密集しているところについては、電柱一本ぐらいつつにちゃんと付いていると。例えば私たちの地区みたく、隣が例えば500mも離れているところについては、何もない。逆いう未練峠を越えても1つもない。それから、鷲の沢2号についても、国道まで出る間に一本もないというような状況があるのでね、こういう話をすると、じゃあ、それは町内会の方に上げているのかという話で、町内会から来ないと、そういう設置はできないんだというような話が聞こえてくるものですからね、その辺の調査もされたのかなということをお聞きしたいですけども。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

この調査を実施するに当たりまして、全て13の町内会長さんと夜、現実に現場を街路灯が点灯した状況で、うちの担当2人と町内会長さん及び町内会の役員さんと現地を全て確認してございます。今、ご質問ありましたとおり、確かに例えば重内地区の一部のところでは、電柱の距離、基本的には50m間隔と言いつつ、2本おき、3本おきというところがございます。できればこの部分、暗いので、間隔を狭めてほしいとか、いろいろなご要望を各町内会からいただいたところがございます。ただ、基本的には、現在の街路灯をLEDに替えるという基本スタンスは変えないながらも、やはり担当見ても、この照度としては問題があるであろうというところは、全てはお応えはできていないんですけども、一部、そのようなことで、間隔を若干ですけども、本数を増やしたり、更には現状40Wでしたので、本来であれば、20Wに落としたいところなんですけれども、照度的に問題があるということのご指摘があって、やはり現地対応して、もっともだなということであれば、そのまま40WのLEDを維持して、そうすると、照度が倍になって、間隔は遠くても何とかその部分で明るさを確保したいというようなところで対応している箇所もございますし、あと、以前、ご質問、別な場面でもいただきましたけれども、知内高校のカーブの辺りだとかも、一部、暗いところもあるというようなご指摘もいただいておりますので、そちらの部分、学校の周りだとかはできるだけ照度を確保するような、少しワット数の高いものの設置をするということで計画を進めているところでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

そのほか、総務費ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

新たな地域交通のこの部分でちょっと実績報告書を見ますと、65歳以上の方が約9割の方が65歳以上の方の利用ということなんですけれども、この部分について、今、実験運行した部分について、何かお客様、利用者の方とか、町の方でも何かいろいろな感じのようなことがありましたら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明します。今年度につきましては、9月1日から2月28日までということで、湯ノ里地区方面と小谷石方面と運行をさせていただきました。ちょっとですね、前年に比べ

て、平均的な乗車率というのは少し下がっているなという印象はありまして、特に利用していただいた方の声を聞くとですね、やはり買い物目的の方が主なんですけれども、やはりその辺の買い物の利便性と言いますか、買い物する場所と言いますか、そういったものに対する意見というか、ものは頂戴しております。あと、一方では小谷石方面については、こもれば温泉への利用ですとか、そういったものがある程度、安定的に乗車いただいているなという印象を得ています。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

この部分でですね、今回の我々の議会報告会の中でも、この部分について、町民の方から意見をいただいたんですけれども、やはりその中でですね、課長説明してもらったんですけれども、やはり買い物とか、そういうした方々ですね、やはり帰りの車の空き時間ですよね、帰りの送ってもらうための空き時間に、どこか休めるところがなかったら、何にもならないと。それでですね、やっぱりせつかくこっちの方に出てきて買い物するのなら、帰るまでの自分たちが休めるような場所を何とか作ってもらうことができないのかという意見が出たものですから、もし、新年度予算、6月に確かこの新年度予算を組んでいると思うんですけれども、その辺までやっぱりいろいろな方に、町としても町民の方のそういう意見をきちんと反映させる形で何とか対応してもらいたいと思うんですけれども、どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。行きと帰りの空き時間の居場所と申しますかですね、その辺については、昨年度の試験運行からですね、そういった課題があるなというのは認識しておりましたので、運行する時刻の調整なども図ってはきたんですけれども、新年度、本格運行に向けてですね、検討している中では、そういった休憩所というか、待合所というか、そういったものですね、町が用意するというよりは、地域の例えば商工業者の店舗の中で何かちょっとしたスペースを確保していただくですとか、そういったことも含めて、検討していきたいというふうに考えています。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に総務費ございませんか。

総務費ないようでありますので、続いて、3款民生費。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

58ページの福祉灯油の部分で、今回、30万円減額ということになっているんですけれども、そこら辺について、減額になった理由、まず、あったら、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。福祉灯油の関係につきましては、あくまでも実績に基づいた減額という形ですので、ご理解いただきたいと思います。

◎ 9 番（谷口康之）

ちょっと聞きづらかったので、もう一回。

◎ 議 長（伊藤政博）

実際に基づいた減額。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

利用者の対象者が減という形で、実績に基づいて、事業費を減額したということになります。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

課長の説明でそうなんだかもしれないけれども、私のちょっと聞いた方によりますと、去年までは、俺、もらえたんだって、今年、福祉灯油券があたりなかったというような人がいたものですからね、あれ、去年まではあたって、今年あたりない、そんなことない、どこかしまい忘れたか、何かしたんでないですか、いや、そんなはずはないというようなことも言われたものですから、その辺についての対象者、きちんとした形で把握しているんだろうかと思うんですけれども、どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。対象者につきましては、こちらの方で、税の課税台帳、それらを閲覧しまして、所得状況だとか、世帯状況に応じて、対象になる、ならないという形になりますので、それらを閲覧して判断して、対象者には的確にご案内を差し上げているところでございますので、ご了解いただきたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

ちょっと課長、マイクもう少し付けて。そして、ゆっくりと答弁してくれ。

62ページ、一時預かりの関係なんだけれども、当初、147万某の予算を組んだんだけれども、27万円ほどより使わないで、あと全部減額している。実績報告書にも一切ない。これ実績というのはどうなの。21万7千円か。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。一時預かり事業につきましては、昨年度から予算を設置してございますけれども、実際、昨年度は実績なかったということで、今年度、また予算措置したところですね、実際に知内保育園さんの方から一時預かりということで、適応者の児童数があるということで、そちらの方から実績に基づいて申請が上がってきてございます。ちょっと今、実際に何件あるかというのは、今、手持ちにないので、後ほど件数等、ご説明したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

その一時預かりの事業をやるということは、その辺の把握をきちんとしてから当初予算組んだんでしょう。それが使われないというのは、どういうことなんだと。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩。

（ 休憩 午後 2時05分 ）

（ 再開 午後 2時15分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

只今、民生費の一時預かりの部分の予算の決め方、執行状況についての質疑がありました。答弁の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。一時預かり事業につきましては、国・道の補助事業によります子ども子育て支援交付金、こういった補助事業があります。この補助金につきましては、児童数、1名から300名までの預かりにつきましては、補助金額147万円ということでございます。これに従いまして、当町の方では、300名未満ということで考えてございましたので、当初の補助金の147万円ということで、この金額を計上したということでございますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにございませんか。6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

先ほどの9番議員にちょっと関連するんですけども、福祉灯油です。それで、先ほどちょっと控室で聞いたら、その本人の条件的なものは変わっていないということなので、福祉灯油、今年から5千円から1万円になったんですか、そういう経過もありますので、まず、去年もらっていた人が、今年もらっていないという、その人数がもし、わかれば、何名いるのか、そして、もう1つ、お願いというのは、去年もらっていて、今年もらえなかったと、対象にならなかったという、いろいろな条件があるから、対象にならなかったんだと思いますけれども、その再調査お願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。只今のご質問ありましたので、こちらの方で、前年度、福祉灯油の対象となった方、それと、今年対象にならなかった方、比較しましてですね、そういった調査を再度、こちらの方でもう一度、精査してみたいと思いますので、よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにございませんか。民生費ございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

64ページの部分で、ちょっと実績報告書の15ページですね、今回、高齢者の。

◎ 議 長（伊藤政博）

9番、今、3款です。それは4款になります。

3款民生費、ございませんか。

では、ないようでありますので、4款衛生費。

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

64ページの部分で、実績報告書の15ページの部分で、高齢者の肺炎球菌、28年度では589人ということなんでしょうけれども、29年度、62人ということなんですけれども、この辺の大きな数字のダウンというのは、どのような要因でなっているのか、まず、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (田中志津夫)

ご説明致します。高齢者の肺炎球菌につきましては、28年度は実績数字でございます。29年度は12月末現在の数字でございますので。高齢者の肺炎球菌は、一生に一度受ければいいということですので、過去から28年度現在まで、過去受けた方が589名ということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

◎ 議長 (伊藤政博)

9番、谷口君。

◎ 9 番 (谷口康之)

28年度まで、結構な人数の方が受けたから、あと残ったのが29年度では62人というか、そんなに多く的人数がないという形で理解してよろしいんですか。

◎ 議長 (伊藤政博)

健康推進係長。

◎ 健康推進係長 (筒井裕子)

高齢者の肺炎球菌についてご説明します。平成28年度までのこれは積算の数になりまして、確か町の方で助成しているのは、平成21年から28年の全ての数が589名で、平成29年度の数字は、12月末現在の数となっております。21年開始だったと思います。

◎ 議長 (伊藤政博)

ほかに衛生費ございませんか。

6番、西山君。

◎ 6 番 (西山和夫)

インフルエンザの予防ワクチンでちょっとお尋ねしたいんですけども、随分、当初、昨年度からインフルエンザが流行したということで、予防ワクチンもあちこちで不足をきたしたということで、町内でも知内診療所がなく、隣町の病院に随分行ったという方も聞いています。なくて断られて、木古内に行ったら、知内の方が随分いたと。その状況下で、じゃあ、もう一方の病院ありますよね、町内で。そこというのは、ワクチンまだ余裕ありますよという、電話対応の中で聞いたんですけども、その辺の連携、同じ町内であれば、お互い連絡し合って、ワクチンどの程度余裕あるのか、足りないのかという、連携的なものというのは、取っているのか、取っていないのか、お尋ねします。

◎ 議長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (田中志津夫)

ご説明致します。今年のインフルエンザのワクチンにつきましては、当初、在庫が少ないということで、12月現在の段階では、申し込まれてもなかなか受けられないという状況でございました。その中で、町内の医療機関につきましては、連携を取りまして、もし、対応できる場所があれば、対応していただきたいということで、事前に協議をしてござ

います。それで足りなかった分につきましては、こちらの方で木古内町さんの方にもお願いしまして、なるべく町内の方、インフルエンザのワクチン受けていただけるようにご協力いただきたいということで協力いただきまして、今年につきましては、木古内の町立病院も含めて2病院も含めてですね、対応していただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

もう一度、お尋ねしたいんですけども、連携要請はしていると。町内だろうと、町外だろうとしているんだという言い方がありますけれども、もう一度確認したいのは、要するに一方であって、一方の病院ではワクチン余っているわけですよ、であれば、町で把握して連携とってくださいというお願いはしているのであれば、病院から病院、うちワクチンありませんので、対応お願いしますという連絡いってもいいわけでしょう。そうすると、患者さんももし、何だったら、ない病院がある病院、そっちの方ワクチン余裕ありますので、そちらで受けてくださいとか、わざわざ木古内まで行く必要ないじゃないですか。町内で対応できるのであればですよ。ただ、12月は異常にそういう状況があったということで、ただ、現実問題として、一方はまだワクチンの余裕はあるよという確認はあったものですから、それでどうなっているのかなというお尋ねなんですね、その辺、現場の調整というのはどうなっているのか、ちゃんとやりくりしたのか、していないのか、できなかったのか、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。あくまでもインフルエンザワクチンを受ける病院につきましては、個人の方がどここの病院に行くという形で、こちらの方からこの病院の方でワクチンありますよといってもですね、あそこだったらとかって、自分でいつも通っている病院で一応、ワクチンを受けたいという方もいますので、町民の方から、じゃあ、どこに行ったらワクチン受けれるんですかといった場合のですね、問い合わせがありましたら、この病院につきましては、ワクチンまだ余っているですよという形ではお答えしている状況でございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

診療所費についてお尋ねしますけれども、湯ノ里診療所年間で1,500万円くらいの予算の中で、薬品だけで約1千万円なんですね。今回、200万円の減額になっているのですが、棚卸しというのはやったことがあるんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。棚卸しの方では、担当者の方でやっております。湯ノ里診療所の方で、うちの担当が行っていますので、その担当者の方で薬品だとかの在庫処理ということで、確認はしてございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

今回、200万円減額になったというのは、棚卸しをした結果が200万円減額したという理解の仕方でいいの。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。担当の方で在庫を確認しまして、現在あるもので今年度は足りるということで、その分で不用になった分を今回、減額したということでございますので、よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

そのほかございませんか。

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

今、ちょっと関連するんですけども、その棚卸しなんですけれども、町の担当者というのわかります。ただ、町の監査役もいるわけですから、その部分というのはお願ひしないんですか。あくまでも監査対象にしなければ、対応にならないということですか。棚卸しという感覚であれば、普通、我々思う棚卸しというのは、町の方からお願ひをして、一緒に棚卸しをしてもらうということが筋なんだろうと思いますけれども、理事、監事、監事に棚卸しの現場を確認してもらうというのが本来だと思うんです。第三者を入れるというのはね。であれば、町がお願ひしている監査委員いるわけですから、そういうときは、監査委員執行して監査をするのではなくて、あくまでも町のお願ひで監査するべきだと思うんですけども、その辺というのは考え方どうですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

ご説明致します。只今、議員さんの方から言われたとおり、本来であれば、在庫処理担当だけではなくて、関係機関だとか、例えば担当課長だとか、そういった機関で第三者がきちんと確認できるような形で本来していかなければならないと思いますので、今後、その辺については、改善して検討していきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに4款衛生費ございませんか。

ないようでありますので、4款衛生費を終わらしまして、5款労働費。

9番、谷口君。

◎ 9 番（谷口康之）

67ページの部分でちょっとお伺ひします。今回、課長の説明で対象者が1人もいなかったということで、150万円全額減額ということなんですけれども、これはうちの町の知内高校さんであれば、ある程度のどこどこに就職したということをおかるんですけども、ほかの高校とかそういう形では、就職したという内容とかいろいろな形の部分は把握できているんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

ちょっと暫時休憩。

休憩を取り消し、会議を再開します。

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。この事業につきましては、23年から創設してやっておりますけれども、題名にあるとおり、新規高卒者、3年以内ですけれども、卒業のですね、知高だけではなくてですね、町内の在住の3年以内の高卒者の方を雇った場合に、事業所に30万円を助成という形ですけれども、もちろん高校の方にも確認したり、あと商工会を通じてですね、事業者の方にも随時流しておりますので、それで実績がなかったということです。付け加えますけれども、これはあくまでも事業者が町の方に申請をして、30万円を出す事業で、それは広報等でもお知らせしておりますし、商工会の各種会合でも説明しておりますので、その中で29年はなかったという、申請がなかったということです。

◎ 議長（伊藤政博）

関連で、4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

これはものづくり関係とは、整合性は何もないですか。ものづくりとこの人材育成の関係で。

◎ 議長（伊藤政博）

地域創生推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。関連性はございませんけれども、ものづくりの場合はですね、知内町在住で、新規雇用ということだけではなくて、そのものが如何に中核的な人材になるかという条件を付しております。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

この関係だけでいったら、今年は新卒者、知内、誰も就職しなかったという解釈でいいの。それとも、就職しても、事業者の方からこの申請が上がってこなかったということでもいいの。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。先ほど説明したとおり、この交付要綱の中では、新規高卒者等ということで、高等学校卒業、もしくは、特別支援学校を卒業後、3年以内で未就職または、安定した就労の経験がない者が町内の事業所に就職した者で、申請行為で補助金を出しているという流れですので、結果的には何も申請がありませんでしたので、対象者がいるかどうかという部分では、全部把握しているわけではありません。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

確かに申請行為はわかるんですよ。せっかくの事業だったら、担当者だったら、大体、情報を集めたらどこに新しい人が入ったとか何とか大体わかるでしょう。それはやっぱり担当者自ら行って、これをPRすべきですよ。この事業を。でしょう。ものづくりで150万円もらっているところはもらっているんだよ。これ新卒者は新卒者でまた別に制度あるんだったら、そういう方法というのは、やっぱり担当者自ら開拓するように考える

べきだと思いますよ。何か答弁あったらしてください。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。先ほどもいいましたとおり、商工会さん、事業所、ほとんど入っておりますので、商工会の会合等、あと広報等も通じてPRはしておりますし、あと担当の方でも産業課全体でそういう把握には努めるようにしておりますので、今後も努めてまいります。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩。

休憩を取り消し、再開します。

そのほか、労働費ございませんか。

ないようでありますので、労働費を終わります、6款農林水産業費。

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

75ページの今回、ハンターの要請部分で、2名の方があれだったので、今、1名の対象しかならなかったということなんですけれども、この辺について、今後ともこの形は、毎年、2名の方の形やっていききたいという考え方でよろしいんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。これらにつきましては、2名の方、希望されていたんですけれども、1名の方、ちょっと手続の関係で、次年度でまた取るということになりましたので、でも、この制度を作ったときにですね、ハンターさんの高齢化だとかご説明したと思うんですけれども、これらに伴って、やっぱりハンター養成をですね、少なくとも2人以上、毎年ですね、養成していききたいなということで、新年度も2名の方、大体、今、予定されている方もいらっしゃると思いますので、そのような形で考えております。

◎ 議長（伊藤政博）

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

確か前にハンターと同じように、ワナとかあいういろいろな形の助成制度があったと思うんですけれども、ワナとかそういうものに対しては、誰も応募とかなかったのか、それとも、ちゃんとみんな応募して100%消化という形でいいんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。これも従前、ご説明したと思うんですけれども、ワナにつきましては、何年前かにワナの講習会を開きまして、農家の方々がやっぱり畑だとかに出るということで、ほとんど畑の農家の方々に取っていただいたんですけれども、それ以降については、要望的にもありませんし、実績的にも十分にタヌキだとか、そういう有害駆除されている、ワナの方でもされていますので、あとはハンターの方で、やっぱりシカとクマですね、クマの出没も昨年も多かったんですけれども、これらでハンター養成をやっぱり強めていきたいと考えています。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

ちょっと特産品でお尋ねしたいんですけども、制度を活用して、いろいろなところで新商品開発します。そして、それをアピールする場というのは、町のイベント等、例えば今回ありました函館でのアピールで、いろいろ新商品こういうものありますよということで、知内町の産直するわけですね、アピールしながら、商品を認識してもらおうという活動。ただ、以外と町内にはどういふアピールしているんだろうなど。町内で新しい商品がいつ開発されて、いつから販売して、どこで売っているかというのが全然、認識していないんですよ。ちょっと浜でこういうものいつからあったのという、お尋ねあったものから、いろいろ事務方が聞かれば説明するんですけども、なかなか浜の人も一般の人も認識していないということで、やはりそれらを町でいろいろな開発した商品が、どういふものがあるかという、じゃあ、どこで見られるかという、せめて、ネットで検索したら見られるとか、何かアピールの方法、検討したらどうなんでしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。商工費の方でも出てきますけれども、特産品パンフレット今年、5千部作って、もうそろそろ出来上がりますけれども、その中では今、言われたような新しくできたもの網羅した特産品パンフレットになっておりまして、議員言われたとおり、ネットの方でもですね、随時、そういうものを情報収集してですね、流していくようにしたいと思えます。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

ちょっとものづくりで、ちょっと心配しています。当初、1億7,900万円ほどの予算のやつが、今回、9,500万円ほど減額になった。繰越明許か何かの手法というの考えなくていいの、これ。ただ、単純に需要がなかったというだけの話。

◎ 議 長（伊藤政博）

ものづくり推進主幹。

◎ 地域創生推進室主幹兼ものづくり推進主幹（長谷川将之）

ご説明致します。当初の予算については、27年度、28年度実績を加味して、また、今年度というか、29年度に事業を予定しているというような事業者からのヒアリング等も加味して、予算を組んだところでありますが、社会情勢とか、市場の変化によって、今年、事業を実施しようとしていた事業者が次年度へ予定を延期するとか、そういった理由による事業の申請の減というところでもあります。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

29年度にこの事業の予定をしている事業者が30年度に延ばしたら、減額しないで、繰越明許でその部分だけ繰越明許という形の手法は取られないの。取られない何か理由があるの。

◎ 議 長（伊藤政博）

ものづくり推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明します。まずですね、この残額分については、純粋な残額といたしますか、事業採択をした上で、それが翌年に流れたという、繰越的な残額ではなくてですね、全くその申請が予定した金額に届いていないという意味での残額ですので、一度、基金に戻す形で新年度は新年度で想定される事業費の予算を計上させていただいています。

◎ 議長（伊藤政博）

質問があれば、挙手の上、お願いします。

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

その事業者というのは、確定しているわけではないわけだから、只今、計画中で、来年、30年度改めてまたこれに調整するということなんでしょう。

◎ 議長（伊藤政博）

ものづくり推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明します。繰り返しになりますけれども、計画されている事業者の方はいらっしゃると思いますが、正式に申請を上げていただいたとか、審査会に掛けたとか、そういう段階まで至っていないものでありますので、残額として減額しております。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

関連してなんですけれども、ものづくり、いろいろ考え方、あるんだろうと思いますけれども、ただ、当時、我々に当初、説明したときには、国費、どの程度になるかというのは、全然、我々には報告がなかった。それはまだ確定していなかったからというお話であります。それで、この事業を始めて、確定しながらやっていく。当然、国の財源というのは、多ければ多いほどいいわけですけども、残念ながら地方創生で2,500万円ですか、その上限でやり繰りしていく。今年度は9,800万円見て1,550万円見ていますけれども、ここだけでなく、振り分けながら2,500万円を使い切っているという状況なんですよね。ただ、当時、11億3千万円でしたか、6千万円でしたか、総事業費、見込んでやっています。そして、今、ある程度、その財源が見えてきた中で、国費が2千万円前後という考え方がいいんだろうと思いますけれども、その中で、総体の事業、11億円をこなすということになれば、かなり一財からの出費というのはきつくなるだろうなという気はしています。今年度、9,800万円という事業、これも1,500万円の中でクリアしていく、じゃあ、来年度はどのくらいになるのかという、その先を見た場合ですね、我々もなかなかその辺というのは、行政マンでありませんから、予測できない。ただ、結果として、これ以上、国費として増えないのであれば、総事業費、上限額もありますし、ある程度、見直すものは見直し、手を掛けていくということは必要だと思うんですけども、それは今年度の予算の中で、ある程度、見直しは掛けているのか、掛けていないのか、お尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

ものづくり推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。すみません。今年度、29年につきましては、27年、28年同様の

進め方といたしますか、制度の内容というふうになっております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ちょっと休憩。

休憩を取消し。

6番、西山君。

◎ 6 番 (西山和夫)

すみません。新年度の間違いです。あくまでも、今年度は1, 550万円、そして、前年度は2, 500万円の中で総体事業1億7千万円ですか、28年度はね、28年度は、1億7千万円の総事業費の中で2, 500万円使い切っている。29年度は、8, 300万円です。2千万円という数字出ています。そして、29年度終わりましたので、30年度という話の中で、さっきから言うように、2, 500万円の割り振りをしながら、ちょっと今回は圧縮しているんですよ、1, 550万円に。そうした中で、11億円、総体事業を見たときに、もうそろそろ上限が5千万円という数字もありますし、そろそろその辺の見直しとあと細かいものですね、免許の取得だとか、やはり親方ですよ、一次産業はね、基本的に。一次産業は親方でありますので、自分が今、免許、何かほしいというときには、親方ですから、最低限、自らやってほしいなという、親方ですから、最低限自らやってほしいなというところあるんですよ。そういう細かい見直しも必要だと思うし、大きい圧縮も必要だと思う。やはりこの事業というのは、今、今年度やってみないとなかなかわかりませんが、どこまで町内でニーズがあるのか、そういう要請があるのか、過去にやった実績であれば、大変助かりましたという方もいる一方で、何もしゃべらない人もいますよ、本当にこの事業使ってね。どういう結果でしたかという、助かりましたという言葉では言いますが、こう熱い思いを語ってくれるというのは、1人だけでした。聞いた中では。本当に助かりましたと、社会的にも業績上乘せして、今、いい状況で運営していますというの、1人だけでした。何人も聞いていないですよ、正直3名だけです。聞いたのは。そうした中での話でありますので、ただ、くどいようですけども、国費もある程度、これ以上、上乘せがないのであれば、そろそろその上限額だとか、先ほど言う細かい部分の圧縮、5本の柱のうち、やはり総体で見直し掛けるべきだろうなという思いがあるんですけども、次年度、30年度はそういう検討が含まれて、この数字だという結果でよろしいですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ものづくり推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長 (三原知明)

ご説明致します。30年度予算につきましては、新年度の説明資料でご覧になっておられると思いますが、これまでと同様の考え方で、あくまでも予定としてですね、予算は計上させていただいておりますが、議員言われるようにですね、長い期間の事業として進めている中では、様々な要因だとか、制度そのものの検証だとか、そういったものも同時に行いながらですね、また、このものづくり産業振興条例を進めるにあたっての制度検証委員会という18名ほどの産業団体ですとか、金融機関ですとか、そういった方々に入らせていただいている委員会を組織して、その中で様々な制度のあり方というのは議論させていただいておりますので、今月末にも開催する予定なんですけれども、これまでの金額的な進捗ですとか、それから、就労人口に着目している点もありますので、金額の進捗とその辺の効果の進捗といたしますか、その辺を見極めたときにですね、必要な制度の見直しなどが見えてくれば、検討していかなければならないというふうに考えています。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

正直、これ予算でやりたかったんですけども、関連で出たものですから、止まりませんけれども、これで最後にします。あくまでもですね、やはり腹を割った議論というのは、これから必要になってくるだろうと思います。本当に職員間の中でもやっぱりいろいろな話があります。やはり肯定派、やはりもうちょっと詰めた方がいいなという人もいますし、いろいろです。もう少し議論して議論して、どうしたら本当に町民のためになるのか、続けていくためには、そしたら、どうしたらいいのかという手法、1億円もらって1,500万円なら本当にあと全部、一般財源ですからね、やはり大きい制度ですよ。ただ、需要があるという以上は、そんなに簡単に町長も政治判断、明日に止めますなんていう話にはなりませんし、やはり多くの町民がもし、本当に必要だということで、この制度を要請しているのであれば、もう少し慎重になって、お互い、やはりこれから申し込みたいという方もいるわけですから、そういう多くの声を拾いながら、どう有効に使っていくかというのは、やはり責任だと思いますので、是非、その辺というのは、多くの方と腹を割って議論していただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

ちょっとお願いを申し上げたいというふうに思います。今、ものづくり産業振興条例、今、30年の部分も少し今、6番議員さんの方からご指摘をいただいているのかなというふうに思っています。うちは町の方としては、できるだけ要するにもものづくり産業振興条例ですから、この事業を使っていただくことによって、要するに地元の企業が元気になり、そして、そこに要するに雇用を生ませるという1つの条件があります。それで、当初、スタートした時点では、いろいろと年齢制限とか要するに要望を受けて、私は極力、使い勝手のいい、せつかく作ったんだから、そういう形にしませんかということで、検討委員会を組織していただいて、いろいろ聞いて、年齢を要するに引き上げるとか、そんなことも今、してきているんですね。それで、今、議員が言われるように、ものづくり産業振興条例を活用した企業全体でないけれども、今、3件の人に話をしたら、1件だけが要するに町で支援をしていただいて、大変、助かっていますよと。あとの2件はそういう発言をいただいただけませんでしたという話を。熱い思い。その辺はですね、本会議で要するに議員がどなたとあって、どういうことだということは申し上げられないというふうに思っていますけれども、私はできるだけ良い制度にしたいというふうに思っていますので、その要するに思いが伝わらないというか、受け止めができなかったという、もし、議員がそういう感じを持っているのであれば、あとでいいので、うちの室長の方にね、要するにちょっと情報を流していただければ、その辺だって、これからどうして、今、税を使って、要するに支援をしたのに、支援をしたのにそういう思いが議員が要するに受け止めていなかったというのは、やっぱりうちとしては、町としてはそこに何かあるのかを検証をやっぱりしていく必要があるのかというふうに思っています。ですから、30年の予算を執行するにあたって、大変貴重な要するに意見になるというか、考え方になるというふうに思っていますので、そのことについてもですね、是非、あとで結構ですので、室長の方にその辺をお伝えできれば、よりいいものづくりにしたいというふうな思いから、ちょっとお願いを申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

あくまでも、多分、制度を活用して、そうした本当にありがたいという思いが伝わってこなかったというのは、やはりPRの仕方なんだと思います。その工場がね、その制度を使って、いろいろな製品開発、例えばですよ、製品開発してどうそれをそしたら売り込みに掛けるのか、そのアピールなんだと思います。今、四苦八苦してなかなか先に要するに投資できないというのがね、そういう工夫を行政とどうタイアップしていくのか、我々も専門家ではありません。アピールの仕方というのは、どういうアピールがいいのか、今はネットという感じでどんどんやっていますけれども、そういうネットで乗せたから、すぐ物が売れるだとか、いろいろな努力が報われるだとか、そういう100%そこに頼ってもどうなのか、まだまだいろいろあるんだろうなという思いはあるんですよ。ですから、そのやったあともどう行政がまたそれを更に要するに効果を高めるためにやっていけるか、それは投資という意味じゃないですよ。最終的にいろいろな議論をして、不足のところは行政でやれるところは行政でやる、それは投資でいいと思うんですけども、そういう連携した最終的なケアまで、やはり今年、事業をやったら3年間担当課が張り付いて、どういう方向性にその企業が努力して奮闘しているのか、やはりそこまで捕まえないと、なかなか結果というのは見えてこない。その制度を使って、本当にどんどんどんどん生産が間に合わないくらいやっているという方、本当にアピールしています。そういうアピールもやはりあれば、我々としても投資効果というのはあるわけですよ。本当によかったなという思いがあるわけですよ。ですから、全員に10人使ったのであれば、10人が全員がよかった、よかった、本当に今、こういう結果出ているという自信を持って言えるような、そういうお金の使い方であればいいなと思っていますので、是非、その辺もソフトの面でケアしていただければ、ありがたいなと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

今、6番議員さん、もう少し大勢の皆様方の話を聞くべきだというのは、□□話だと思うんですよ。それで、多分、検討委員会というのがあるんですね、20名だかの。その検討委員会というのは、誰にどうのこうのではなくて、大まかの今年の分のものづくりの総予算は、これだけの検討だけです。中身はただ、ここに書いてあるこれだけの検討です。実際はやっぱり検討委員会の人たちというのは、こういう機械を何のためにこの人が必要なのか、それをじっくり検討、話してみたいというのが大方の意見です。それから、もう1つ、評価委員というのがありますね。評価委員も既にやっているんですけども、この表だけでしょ。誰にどうのこうのと一切出ていません。実際わかっているのは、審査員だけでしょ。審査会だけ。それで本当にみんなの意見というのは、聞いたことになるのかなと疑問に思っていました。以前から。

◎ 議長（伊藤政博）

ものづくり推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。施策検討委員会とですね、審査会について、少し整理させていただくと、施策検討委員というのは、地域の団体の方とか、金融機関の方とか、民間の方に入っていて、例えばこれまでその組織で議論してきたことと言いますと、例えばこうい

う分野の企業価値向上の事業に関しては、補助率を80から50に下げて、できるだけ多くの皆さんに使っていただけるように、一極集中ではなくてですね、広く浅くという感じの制度にすべきであろうとかですね、実際にそういう制度の改正しておりますけれども、ですとか、先ほど町長申しました、これまで45歳を対象にしておりましたけれども、地域の実態を見ると、やはり50歳くらいまで対象にしてくれないと、なかなか使い勝手が悪いんだよねと、そういった制度に関してのご意見をいただいて、制度のあり方を検討するのが施策検討委員会というふうになっています。それから、一個一個の申請をいただいた事業に関しての事業計画の中身ですとか、資金の計画ですとか、それが妥当であるのか、また、要綱に沿った事業の計画となっているのか、そういったことを審査するのが行政の内部で作っている審査会という組織であります。ですので、その制度の議論と個々の事業の議論というのは、別な組織で行っております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

検討委員会で大枠の制度の検討しますよね。そのときには、もう既に申請がほとんど上がってしまっている、上がっていない、上がっているでしょう、上がっていない。この検討委員会で大枠決まってから、受付するという意味ですか。そうでないでしょう。ただ、検討委員会の人たちというのは、だから、年にたった1回しかやっていないということでしょう。検討委員会の人たちはそうでないんだ。もう少し詳しいこと我々に話、教えてほしいし、我々もいろいろな意見を言いたいという、これ検討委員会ばかりではない、評価委員会の人たちも同じこと言っている。だから、その辺もやっぱり見直しを掛けてね、そして、最終的に事業を誰にどうのこうのというのは、役場の職員だけでやっている話なんだよ、審査会なんだかんだといったって。役場の職員だけでしょう。そんなばかな話ないと思うよ。ちょっと言葉悪い。このまま議事録残るもんな。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩。

休憩を取り消し、会議を再開します。

ものづくり推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。まずですね、まち・ひと・しごと創生総合戦略の評価検証委員会というのがまず、ございますが、そちらはですね、ご存じのとおり平成27年から5か年計画の総合戦略を策定しております、そちらの施策に関して、議論するという組織であります。そちらは、産学官言労金の様々な民間の方々に入っております。定住、移住対策ですとか、産業振興対策ですとか、様々な議論をその中では行っております。ものづくりに関しては、先ほどちょっと繰り返になりますけれども、外部の方が入っているのは、施策検討委員会です。個々の事業の評価と言いますか、審査を行うのは、役場内部で組織しております審査会という組織でございます。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

ものづくりの関係は、検討委員会でも評価委員会にもこの表を示したことない。1回も言っている意味わかる。

◎ 議 長（伊藤政博）

推進室長。

◎ 地域創生推進室長兼ものづくり推進室長（三原知明）

ご説明致します。ものづくりに関しては、繰り返しになりますけれども、検討委員会の方で行っておりますので、検討委員会では、これまでの実績については、示しております。

◎ 議 長（伊藤政博）

ちょっと暫時休憩。

休憩を取り消し、会議を再開します。

ほかに。3番、吉田君。

◎ 3 番（吉田峰一）

70ページなんですけれども、パワーアップ事業についてですけれども、説明がありましたんですけれども、ハウスの棟数が減ったというような話で、750万円減額になったという話を聞いたんですけれども、その当初のハウスの減額、間違ったら別ですけれども、減額した、その700万円という数字は、相当な金額でございます。ハウスでいうと、約10棟くらいあります。今、町長はじめ知内のニラブランド化しようと真剣になってやって、いろいろな施設をどんどん金を出して施設をやっている中で、このハウスを建てるハウス等の減額をしたということはね、まず、その当初の予算を組んだ計画の段階からごり押しがあったのか、それとも、ニラ組合との話し合いがちゃんとしてこうなって、そんな過程にはいろいろな事情があって減になったと思います。その辺があれば、お聞かせいただきたい。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。私、先ほど言ったのは、棟数変わらないんですよ、入札減、農協の方で業者さんに、3者で入札したんですけれども、それらの入札減を減額したということです。

◎ 議 長（伊藤政博）

3番、吉田君。

◎ 3 番（吉田峰一）

ということは、当初から104棟については、変わらなかったと。要するに、単価が変わったものですから、仕入単価が変わったものですから、その分が700万円減になったと、こういうあれでいいんですね。わかりました。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに6款農林水産業費ございませんか。

7番、木村君。

◎ 7 番（木村 一）

ちょっと小さいことなんですけれども、畑作振興会で今年度、29年度にいわゆるホワイトソルガム作付けしているんですけれども、この農業振興費の中の実績の中に出てきていない。支出しているはずなんですけれども。30年度の予算の中では、農業振興費の中の新規作付作物で予算は計上しているんですけれども、29年度が見当たらない。その辺ちょっとどこに項目があるか、ちょっと教えてください。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。これにつきましては、予算のときにご説明したんですけれども、小麦アレルギーの方の代替に、小麦の代わりにホワイトソルガムという食物がありまして、原産地アメリカなので、種子はアメリカから購入しなければならないと、日本ではないということも確認しまして、種子を10数万ですけれども購入して、畑作組合にお願いして、蒔いていただきました。ただ、結果としてですね、蒔く時期だとか、そういうもの全く日本国内での事例がないので、なかなか蒔く時期だとか、タカキビという違うものですが、それに準じた形で蒔く時期だとかそういうものを決めたんですけれども、結果的にはちょっと蒔く時期が遅くなりまして、あと畑作組合の関係もありまして、蒔く時期が遅くなったのと、あと除草が思ったほどかなり草が生えてですね、その除草もなかなか行き届かなかったという結果がですね、種子を来年分、30年分取りたかったんですけれども、その結果になかなかならなかったということで、ただし、もう一度、畑作組合に議員、組合長だと思っんですけれども、しっかりしたですね、実証事業を今、農協を通じてお願いをしていますので、もう1年、やらせていただきたいと思っています。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、木村君。

◎ 7番（木村 一）

結果的には、普及センターから、我々も中身を協議した経過があるのですが、いわゆる結果出てから、この作物を将来どうしていくのか、30年度の予算では、再度、また、試験栽培やるといっんですけれども、国内でまず、1つも栽培されていないということ。温暖な地域でも、どこでもこの作物は栽培されていないし、ここでやるのは、若干無理があるんでないかという話なのさ。それで、30年度も試験栽培やって、予算は計上してあるんですけれども、もし、それが例えば正確にできたら、将来、あすなろに行く話になるんですけれども、そのやる収獲体系だとか、将来、例えばなっても、全然その辺は我々、生産組合の中身でも見えないのさ。その辺をどうやって考えているのか、ちょっとお願いします。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。これは農協を通じて、組合の方にも理解していただいていると思っんですけれども、これは将来的にもし、気温が高くなければならぬとか、そういう条件はいっぱいありますけれども、もしかして、その可能性があるのであれば、畑作のですね、もう一作かませる輪作体系の1つとして考えたいということは、農協を通じて、組合の方にもお願いしていると思っんですけれども、もし、そういう事象で、何かしらの方法で、もし、こちらの方で栽培ができるとすればですね、国営の造成地もありますし、そういう畑作の方でももう一作を増やしていきたいというふうに町の方では考えていますし、農協の方でも同じ考えでいただいていると理解しております。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかにございませんか。

9番、谷口君。

◎ 9番（谷口康之）

さっき説明聞き漏れしているかもしれませんけれども、77ページの漁業競争力強化型のこれ、当初予算2千万円組んでいるんですけれども、ほとんど減額になったといっんですけれども、この辺の理由はどのような形で減額になっているんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

ご説明致します。この事業については、29年度から町の単独事業ということで創設して、そのときもご説明しましたけれども、これと同じ事業、国の事業でありまして、ほとんど補正予算で3月で今、申請という形になっております。この創設した前の年がですね、20数件申請したんですけれども、1件か2件しか国の決定を受けられなかったと。それで、漁協を通じてですね、漁師の方々が何とか漏れた部分をですね、町で3年間限定でいいので、支援してくれないかということで、この制度を作りました。そして、去年の今頃申請したものについてはですね、例年より多く採択していただいて、まず、国事業で採択していただいた部分はその前の年より、だいぶ多くなりました。あと残りがですね、うちの方が平均的な金額で150万円を上限にしております。補助金ベースで。ところが、あたらなかった方で、150万円を超えるような機器導入ですね、考えている方がいらっしゃるしまして、それにつきましては、この事業ではなかなか乗れないので、別事業で今、国の事業なり、道の事業で、今、漁協を通じて探しているようなことを聞いておりますけれども、いずれにしても、結果的には、申請1件で、30数万しかなかったんですけれども、今、また、申請中でありまして、それ30年につきましては、今、申請したやつが漏れた部分については、この事業で全部拾うように、漁協を通じてですね、またPRしていきたいと思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに農林水産業費ございませんか。

ないようでありますので、次に7款商工費。

5番、成澤君。

◎ 5 番（成澤五郎）

知内町と木古内町の町境に建有川がありまして、寨門の石碑がございます。あれはとても国道を走っている者にとっては、目に付く場所で、私もあれを見たときに、木古内方面から来たら、「ようこそ知内へ」と。それからまた逆に知内町から抜けるときは、「またのお越しをお待ちしています」というような、いわばもてなしのメッセージが入って、あれはとてもいい石碑だと思っているのですが、ちょっと見えづらいのが難点かなと、もう少し、いい場所にあるものですから、メッセージ性もあるものですから、何か蛍光か何か、あるいは、夜間でも見えるような形にできないかなと。あるいは、発光色か何かでそういうもっともてなしの気持ちが伝わる方向で検討できないかなとこう思っていますが、如何でしょうか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

建設の経過からまず、ご説明を申し上げます。建有川寨門跡はですね、平成7年度に町内のいろいろな施設が、史跡などがございまして、伝承施設整備事業ということで、当時、脇本町長の時代だったんですけれども、町内各所のいろいろなところに建物の由来ですとか、いわれ、また、こちらの庁舎の前にも年輪の碑がございます。これも行政発祥ということで、こちら平成7年度の一連の事業の中で整備をしてございます。今、ご質問いただいた建有川の石碑なんですけれども、江戸時代だったと思います。建有川がしょっちゅう川の増水とかで、流れが変わって、当時、木古内村と知内との境というのが、それらを

まず、説明するという意味の石碑でございまして、今、ご質問いただきましたように、せっかくの碑をライトアップするなり、何かもっと夜間も目立つなりの施策をしてみてもは如何ということなんですけれども、確かに国道の右側の方にも電柱がございましたので、電源そのものはあるでしょうから、何らかの対策は可能と思われましてけれども、ただ、逆に夜間にそのような照明をして、交通安全上、問題がないかだとか、いろいろなことを検討する必要があると思いますので、少しお時間をいただいて、対策の方、検討をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長、

◎ 町 長（大野幸孝）

今、総務企画課長の方から制度を何年にどういう思いで整備をしたかということは、説明をさせていただきました。それで、今、5番議員さん、せっかくいい碑なんだけれども、要するにちょっと国道から離れていて、見づらい部分があると。それで、何とかそういう要するにここにこういうものがあるということを観光客の皆様方でもそうですしということでありましたので、これはちょっと設置をするときにですね、あれ民地を実は借りているんですよ。そんなことからですね、もうちょっと国道沿いに設置をしたかったんです。でも、やっぱりそこは道路敷地になりますので、民地をとということで、中ノ川のすぐ目の前にいる地権者に了解をしていただいて、そこに建てたということでもあります。それで、ずっと私も何回も通るんですけども、あそこの駐車場を整備したことによって、ゴミがすぐ氾濫してしまっていてね、これは文化継承の要するに施設ですから、交通安全指導車もそこにいてもらって、そういう対応をしておりますし、それから、看板もこれは議員の皆様方からももう少し大きい、知内町内の要するに案内をする看板をとということもあって、それも取り組みさせていただきました。ですから、今、もう少しここにこういうものがあるということではですね、検討できるというふうに思っておりますので、少し時間をいただいて、対応させていただければというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

観光の関係で、今、課長の方から年輪の話ちょっと出ましたので、話しする前に、皆さん、ご存じのように、我が町の名誉町民でもある北島御大の次男坊が逝去されました。哀悼の意を表したいと思っております。そこで、北島三郎55周年の石碑を設置するときに、向かいのこの年輪も移設するという話だったんですね。これの予定はどういうふうになっています。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

確かに年輪の記念碑もそっちに持っていったらという意見をいただきました。検討をさせていただきますということでもありますので、それはそこに塀を建てたから、すぐ移設をしますよということは、私、言っていないと。検討させていただければということでもありますので、是非、これからも検討してみたいというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番 (松井盛泰)

検討イコールやらないという理解でいいですか。やはり以前にも言いました。実態を。観光バス、止まりたくても止まれない。ただ、北島三郎の直筆で、この町の8百何十年を記念した石碑、マイクでた一つと言うだけです。非常に何か観光協会か、商工会で何か1回やったことがある。観光バスのバスガイドみんな呼んで。そのときの話もしたというんだよ。そういうことで、やはりここを楽しみに見に来る人もいるし、北島のあそこも結構見に来ているんですよ。今、森林組合もあそこほとんど林も全部切りました。だいぶ見晴らしも良くなった。まだまだやらなければならないことあるけれども、一日も早くあそこに持って来て、安心させてくれや。80なんぼになって、いつあっちに行くんだべと、御大気にしているんだよ。ひとつ、よろしくお願いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

只今、商工費の審議中であります。ほかにございませんか。

ないようでありますので、次に8款土木費。

6番、西山君。

◎ 6 番 (西山和夫)

87ページの樋門について、ちょっと管理、樋門管理なんですけれども、ちょっとこれ議会の報告会でも出たんですけれども、マニュアル等、当然あるんだろうと思いますけれども、この災害等、いざというときは、マニュアルですね、ちょっと確認なんですけれども、本人が自主的に管理をするのか、それとも、役場からそういう指導があって、本来の役割を果たすのか、それはどうなっているんですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

樋門の管理でございます。樋門の管理委託している皆様方がこの樋門から逆流すると水が浸かるというような、直接的に受益の関係のある人たちに頼んでおります。ですから、大雨時の判断はですね、その管理人の判断に任すところが多いのですが、津波等に関しましては、逆流の恐れがあるときは、道の方から指導が来まして、私どもが管理人の方に連絡して閉めてくれというお願いをしているという段取りになっております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

6番、西山君。

◎ 6 番 (西山和夫)

それを閉めるか、閉めないかで、不利益を被るか、利益を被るかということなので、一番管理をしやすい人ということなんでしょうけれども、それで、確かに大雨災害のときは、自分に被害があるので閉めるという行動には出るんでしょうけれども、ただ、いざというときは、北海道から町へ、そして、町からその管理人に連絡という、何か統一した方が、確かにわかりますよ。自分に不利益を被るのであれば、自分で閉めようという考え方だと思ってしまうけれども、そうではなくて、やはりいざというときは、そういうときには、行政からそういう通報なりして、閉めていただく。管理人の本来の姿だと思うんですよ。確かに本当に言わんとしていることはわかりますよ。自分に被害があるんだから、自分でやる。これは被害がなければ、自分で行動しないわけですから。ただ、管理人という立場を考えれば、被害を被る、被らないというのは別にして、今後もあるわけですから、やは

りそれは行政から指導というか、閉めるなり、そういう誘発行動を起こして管理をさせるというのが本来の姿なので、そのマニュアルというのそういうふうになっているんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

マニュアルにつきましては、私、まだ目を通していませんが、この管理を委託している皆様方というのは、ずっと同じ人たちがやっておりますので、周知をしているというふうに理解しております。それで、私どもが連絡をするというの大雨ではなくてですね、津波に限定しております。ですから、大雨に関しましては、その管理している人たちがよく承知をしていると。一番わかっている人たちをお願いするので、その樋門の管理、開け閉めについては、委託している皆様方にお任せしているというところです。ですから、例えば今回、7万9千円追加してございますが、これは昨年9月の台風のときに、皆さん、樋門を閉めて、管理をしていただいたということで、当初予定しているよりも賃金が掛かっているということで追加しているのですが、やはりしっかりと今までも管理していただいておりますし、今後も十分かなというふうに私は考えております。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

言っても多分、変わらないだろうなと思うんですけども、ただ、管理する方は、自分に災害があるから閉めにいって、万が一ですよ、その樋門を閉めることによって、事故があった場合、じゃあ、どういう対応になるのよと、自分で行ったんだろうなと言いかねないですよ。マニュアルがしっかりしていて、そういうときも行政から、とにかく樋門を閉めるという行動に出るときというのは、やはり何かかんかの指導を基に、指令を基にやはり閉めるという行動に出ないと、後々、大変じゃないですか。わかりませんよ、マニュアルがどうなっているかわかりませんので、その万が一の保障もあるんでしょうから、その辺をやはり十分熟知して、検討すべきだろうなと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

好意でやってもらっているんでしょうけれども、ただ、私は仲間を亡くしたくないんですよ。万が一、事故でどうのこうのとなってしまうんですよ。ですから、やっぱり閉めるときには、2人、3人の立会いのもとで管理する。万が一、松井さんがいずれ亡くなったときには、また困るわけですから、そういうときのためにも、是非、やはり安定的に、やはり2人、3人立ち会って、そして、行政から指導あって、指令あって、そして、そういう保険対応だとか、いろいろなマニュアル対応をして、全て万全の体制の中で、そういう委託をしてほしいなと思います。もう一度、そのマニュアルの徹底、ちょっとお願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

今、6番議員さんから樋門管理の関係でご指摘いただきました。今回、昨年の台風10

号の関係で、樋門大丈夫かということは、担当に話をしています。本部長として。それで、やっぱり今、言うように、1人で何か所か樋門を管理をいただいている人方がいるんです。でも、今、言われるように、自分がやりました。でも、そこは要するに少しそこまで行くのにとという話で、それはですね、できることです。きちんとマニュアルを作って、こういう大きな災害があった場合に、今、管理人、北海道の管理と町の管理とそういう形で今、分けて、要するに管理料を要するにお支払いしていますので、それ当然、要するにきちんと対応したら、対応終わりましたということを行政の方に連絡できれば、確認できるんですよ。うちは要するに樋門のある場所というのは、誰が管理しているというのがうちの方で掴んでいますので、その徹底はできるというふうに思っていますし、私もやるべきだろうというふうに思っていますので、これは30年度から担当の方で徹底させて、管理人さん、これから今、30年度新たに今、契約を致しますので、その段階できちんと周知、徹底を図らせていただいて、こういう場合については、対応した場合には、対応したという連絡をきちんと行政に入れるように、徹底を図っていきたいというふうに思っていますので、ご理解ください。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかにございませんか。

ないようでありますので、8款土木費を終わりました、9款消防費。消防費ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、10款教育費。

8番、笠松君。

◎ 8 番（笠松悦子）

奨学金のことについてお聞きしたいんですけども、この説明書の2ページなんですけれどもね、見てみますと、どんどん借りる方が少なくなっているのは、子どもの数が少なくなったからだけなんでしょうか、単に。それとも、また、貸すときの制限が変わったんでしょうか。ちょっと私も調べていないので、わからないので、教えてください。

◎ 議 長（伊藤政博）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

ご説明させていただきます。貸付の条件等については、変更はございません。実際に申請のあった件数で、今まで条件満たさないということで、申請取下げというか、認定にならなかったというのもあります。それで、実際の申請件数が減っているということで、ご理解いただきたいと思えます。

◎ 議 長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4 番（松井盛泰）

ちょっと奨学資金の運営委員の関係で、ちょっとお尋ねしますけれども、大した金額ではないんですよ。当初、5万8千円の運営委員の報酬が4万5千円も減額になって、1万3千円より使われていない。しかし、運営委員というのは、条例を見れば、7人ですよ。報酬は5,500円ですよ。何人で何日やったの。

◎ 議 長（伊藤政博）

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

ご説明致します。奨学資金の運営委員の報酬につきましては、予算計上上ですね、年2回分、実は見ております。これは年度当初に受付をしまして、1回審査するわけなのですが、途中で新規で借りたくなつたような場合も随時、受付した場合にですね、改めて開催することも想定しまして、2回分、予算を計上させていただいているのですが、途中での申請がないということで、実際は1回分で終わっています。それと、運営委員の中にはですね、学校の先生だとか、幼稚園の園長だとかも実は中に何人か入っております、そういう方につきましては、勤務時間中に委員としての職務をしていただくということで、そういう場合については、職務の一貫でやっていただいているということで、報酬はお支払いしていない方も何人かおります。そういうことで、実績ベースで決算見込みから不用になった分を減額させていただいているということで、ご理解いただきたいと思ひます。

◎ 議長（伊藤政博）

4番、松井君。

◎ 4番（松井盛泰）

理解しましたけれども、奨学資金の積立金のところで、今回、300万円減額になっています。この目の説明、当初予算を見ればですね、教育振興基金積立金になっていますよ。この目を替えるときには、その辺の説明というの議会で確か必要だったと思うのですが、それはどうなんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩。

休憩を取り消し、会議を再開します。

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

すみません、今の質問の趣旨がちょっと理解できなかったもので、申し訳ございません。もう一度、お願いしてよろしいでしょうか。

◎ 4番（松井盛泰）

93ページの積立金、これが奨学資金償還積立金300万円減額になっている。これは奨学資金償還積立でなくて、当初予算は、教育振興積立金になっている。教育振興積立金、括弧して、償還分と書いてある。意味はわかる。けれども、目の説明のときには、変えるときには議会で説明が必要だと。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

学校教育課長。

◎ 学校教育課長（帰山亮一）

ご説明させていただきます。当初予算、教育振興基金積立金というふうになってまして、今回の補正予算、奨学資金償還積立金ということで記載になっております。中身については、変わっていないので、ここ説明の欄の記載誤りということで、正確には、教育振興基金積立金です。すみません。訂正お願いしたいと思ひます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに教育費ございませんか。

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

今回の報道で、海外研修で、子どもさんが亡くなったということで、保険加入、日本ス

ポーツ何とかってちょっとろ覚えなんですけれども、よく聞く名前なんですよね。そこで保険対応していたのに、亡くなったのに保証金も出ないという報道がありました。ご存じですか。わかりません。それで、ご存じであれば、その経過、どうして出なかったのか。それと、知内町で、万が一の当然、保険は入っているんだろうと思うんですけれども、保険の中でも、多分、そういう事例があるということであれば、きっと詳細で、自分の行動がどうだったのかという、それいかんで対応になるのか、ならないのか、海外に行ってみれば、自分の行動どうのこうのということでは、多分ないだろうと思うんですよ。いかなる場合にも海外で万が一、事故があった場合には、全て保険対応していただけるような内容になっているのか、その確認をしたかった。

◎ 議 長 (伊藤政博)

暫時休憩します。

休憩を取り消し、会議を再開します。

高校事務長。

◎ 知内高等学校事務長 (小嶋 隆)

当校の海外研修の場合、保険は別立てのもので加入をして参加しておりますので、万が一、事故があった場合等については、保証されます。ちょっと私も忘れたんですけれども、議員さん言っている内容の記事、私もちょっと読んで、義務教育か何か加入している基金の趣旨が違って出ないというような感じだったと思うんですけれども、当校については、今回、見学旅行自体単体でもう加入しておりますので、そういう支払われないということはありません。

◎ 議 長 (伊藤政博)

6番、西山君。

◎ 6 番 (西山和夫)

我々も保険加入して、当然、契約内容見てくださいということで、加入するときには、1から10まで契約者と話しする場面というのはないんですよね、ほとんど。あくまでも加入者側の責任ということで、そのペーパーを読んでいただいて、こういう場合は出ませんよとか、いろいろ書いてあるんですよね。それが保険なんです。通常の。ですから、今回、その報道に出たというのは、何か子どもの行動に何か不具合があったのか、保険の対応にならない項目というのがあったのか、その辺なんですよね。今、知内町の場合、全て対応しますと。事故があった場合には、絶対大丈夫ですと。どういう事故でも、今回のような事故でも、その報道にあったような事故でも対応できるという明確なものが本当にあるのかどうか、やはりその辺というのは、保険会社ともう一度、確認してみたい。是非、そういう行動をしていただきたいなと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教育長 (本間茂裕)

保険の件につきましては、修学旅行の場合は、ほとんど今まで国内旅行をやっております。旅行する際は、必ずふさわしい保険に必ず入っております。それから、日本スポーツ振興センターの保険の範囲はですね、日常の学校生活だとか、教育活動が対象でして、海外の見学旅行がその保険の対象内に入っていたかどうかについては、ちょっと確認をしてみないとわかりません。どのような形で適用にならなかったのか、今回、うちの海外見学旅行につきましては、いろいろなケースを想定した別立ての保険に加入しておりますので、その辺はご安心ください。

◎ 議 長（伊藤政博）

他に教育費ございませんか。

ないようでありますので、次に11款災害復旧費。ありませんか。

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

ちょっと災害というよりも、以前から行政というよりも、町長がお願いをして歩いていることなんでしょうけれども、国道228号線、中ノ川の浸食状況です。あれから、結構経っています。そして、状況も悪化しているし、何か知らないけど、ぼつぼつ工事はしているんですよ。何の工事かちょっと自分も認識していないですけども、その辺の工事もし、認識があったら、その説明と、早めに手当しないと、本当に大変なのかなという思いしているんですよ。そういう意味で、確かにお願いに歩いてやることはやっている。あっちが受けて、管理は国土交通省ですか、相手が受け入れて、なかなか行動に起こしてくれないというのであれば、それこそある程度、やはりみんな、みんなの力を合わせて、やはり何回も陳情に歩くとか、現状を把握するという、まず、それを知ってもらうという現地のね、最低限、国土交通省には現地を確認して、今後の対応をこうしますということであれば、安心はできるんですけども、早々にそういう行動的なものを起こす必要があるんだろうなと思うんですけども、まず、その工事の何か所かやった後ありますけれども、もし、どういう工事だったのか、わかれば。それと、町長には今後、どういう対応をしていくのか、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

まず、工事関係で建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

浸食箇所での工事は、私どもの水道の工事でございます。以前、浸食されまして、仮の管を入れていたところなのですが、それを本設の管に復旧したというような工事でございます。それと、あと国土交通省に関しましては、国道を守るためにということで、北海道の方と何回かやり取りをしまして、今現在、まだ道路敷地まで浸食されていないので、北海道の方での対応になるのですが、北海道もなかなか私どもも説明をしながら、北海道も理解しているのですが、順番的にはまだこちらの方までというような回答なんです。ですから、引き続き、引き続き、北海道及び国交省の方には逐次、お願いをしているというところでございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

町長。

◎ 町 長（大野幸孝）

先般、治水砂防の要するに協議会と私、評議員やらせてもらっていますし、それから、北海道の災害復旧協議会の役員会の席でも話をさせていただきました。私だけでなく、道東が昨年の災害で相当被害があります。ただですね、予算額も30年度の予算額も示していただいたんですけども、北海道の方から。なかなか要するにその部分、プラスになっていないということでもあります。ですから、基本的にはやっぱり被害が多いところから、やっぱり手を付けざるを得ないという北海道の職員の説明なんです。でも、うちらとしては、総合振興局に話をすると、守るものがないからという言い方をされるんですよ。農地海岸であれば、はまなす、これは離岸堤が崩れるとすぐにやる。ところが、建設海岸が、中ノ川もそうです。あれもう崩れて何年もなります。そんな状況も実は話をさせていただいております。ただ、残念ながら、予算がない状況の中で、なかなか順位が低いというか、

そういう今、状況なんだろうというふうに思っています。それで、以前から国とそれから、道と行政と協議会を立ち上げさせていただいて、いろいろと協議をしております。それで、国道は、国は要するに228、要するに生活路線、そして、緊急の路線ということで、国はきちんと責任を果たしますよと。残念ながら、要するに今、海浜地から要するに今、どんどんどんどん浸食している部分というのは、北海道の維持費、予算でなければ手を付けられないという状況にあります。ですから、今、議員が言われるように、自分だけ1人で要望してもということであればということも言っていますので、それともう1つ、今、中ノ川の今、改修、これはようやく30年度に国道橋の仮設工事が本格的に今年、始まるということも聞いています。それで、大体3年くらい、橋梁の要するに期間が必要だと。そしたら、今度、サンナス、中ノ川の上流から本工事が進むということは、少し先になるんですね。そんなことも含めて、一度ですね、中の川地区、その浸食の問題もありますので、是非、議会の皆様方と統一行動を取らせていただければなというふうに思っていますので、その時期を見計らわせていただいて、議会の方に協議をさせていただければというふうに思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに災害復旧費ございませんか。ないようですので、12款公債費。

（「なし」の声あり）

続いて、13款職員等給与費。

（「なし」の声あり）

それでは、歳出全般に質疑漏れございませんか。

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

歳入なんですけれども。

◎ 議長（伊藤政博）

歳出全般に質問漏れございませんか。

ないようでありますので、それでは、歳出の質疑を終わり、歳入、公債費、繰越明許費一括質疑を受けます。

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

16ページのですね、二酸化炭素排出抑制対策事業費等の補助金が617万3千円減額になっております。すみません。大変、恥ずかしい話なんですけれども、この事業の内容、内訳というのは、どういうふうになるのか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

本年度は、中央公民館とスポーツセンターに木質バイオマスボイラーを設置してございます。そちらの工事費に対応する補助金なんですけれども、そちらの方、工事完了しておりますので、そちらに対応する補助金の減額でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6番（西山和夫）

工事対応による減額ということで、工事完了したので、これだけ減額しますという話なんですけれども、600という数字、当然、入札ですよ。そうした中で、617万

円というのは、ちょっと額が大きいなという気がしたんですよね。その辺の内訳もう少しわかるようでしたら、どういう入札で、どういう結果になったのか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

予算書の105ページをご覧いただきたいんですけども、2目公民館費の15、只今の補正予算の歳出予算105ページです。教育費、社会教育費の2目公民館費です。よろしいでしょうか。こちらの105ページ、15節工事請負費で、中央公民館及びスポーツセンター木質バイオマスボイラー整備工事で、入札減の1,075万5千円減額してございます。この減額に対応する補助金の減額でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかにございませつか。歳入、地方債、繰越明許費。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 平成29年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第9、議案第2号、『平成29年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

議案第2号、平成29年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について。

平成29年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,318万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,397万8千円とする。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出よりご説明致します。15ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に14万1千円を追加し、2,962万1千円とするものです。内容は13節委託料に都道府県化による北海道クラウド導入に伴う庁舎ネットワーク整備委託として9万2千円を追加。14節使用料及び賃借料に国民健康保険事業処理の標準システム利

用料として4万9千円を追加するものです。また、補正はございませんけれども、国庫補助金等の減額により財源の一部を組替えるものでございます。

次に16ページ、2項徴税費、1目賦課徴収費で、補正額はありますが、道補助金の増に伴い、財源の組替えをするものでございます。

17ページ、3項1目運営協議会費から16万3千円を減額し、28万6千円とするものです。内容は1節報酬から11節需用費まで、不用と見込まれる額を減額するものでございます。

次に18ページ、2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費から2,800万円を減額し、3億6,200万円とするものでございます。内容は19節負担金補助及び交付金で、本年度の医療給付見込みにより減額するものでございます。

19ページ、2目退職被保険者療養給付費から1,300万円を減額し、500万円とするものでございます。内容は19節負担金補助及び交付金で本年度の医療給付見込みにより減額するものでございます。

20ページ、3目一般被保険者療養費から80万円を減額し、370万円とするものでございます。内容は19節負担金補助及び交付金で、本年度の医療費給付見込みにより減額するものでございます。

次に21ページ、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費で、補正はございませんけれども、国道補助金及びその他財源の変更により財源の組替えをするものでございます。

次に22ページ、2目退職被保険者高額療養費から200万円を減額し、50万円とするものでございます。内容は19節負担金補助及び交付金で、本年度の医療給付見込みにより減額するものでございます。

23ページ、3目一般被保険者等高額介護合算療養費に1万6千円を追加し、2万2千円とするものでございます。内容は19節負担金補助及び交付金に本年度の医療給付に不足が見込まれる額を追加するものでございます。

次に24ページ、4項助産諸費、1目出産時一時金から336万円を減額し、84万円とするものでございます。内容は、19節負担金補助及び交付金で、本年度の出産見込み数の減により減額するものでございます。

25ページ、3款1項後期高齢者支援金等、1目後期高齢者支援金から764万円を減額し、6,626万円とするものです。内容は19節負担金補助及び交付金で、額の確定により減額するものでございます。

次に26ページ、6款1項1目介護納付金から518万5千円を減額し、2,691万5千円とするものです。内容は19節負担金補助及び交付金で、額の確定により減額するものでございます。

27ページ、7款1項共同事業拠出金、1目高額医療拠出金から694万7千円を減額し、1,893万5千円とするものです。内容は19節負担金補助及び交付金で、額の確定により減額するものでございます。

28ページ、3目保険財政共同安定化事業拠出金から720万5千円を減額し、1億4,413万4千円とするものです。内容は19節負担金補助及び交付金で、額の確定により減額するものでございます。

29ページ、8款1項保健事業費、1目保健衛生普及費から148万1千円を減額し、525万2千円とするものです。内容は13節委託料で、特定健診受診等事業実績により不用と見込まれる額を減額するものでございます。

30ページ、11款1項1目予備費に1,243万6千円を追加し、3,840万8千円とするもので、予備費を追加するものでございます。

歳入のご説明を致します。3ページをお開きください。1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税から670万3千円を減額し、1億3,445万3千円とするものです。内容は国保税の収入見込みにより、それぞれ減額追加するものでございます。

次に4ページ、2目退職被保険者国民健康保険税から227万2千円を減額し、450万8千円とするものです。内容は収入見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

5ページ、3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金から4,671万2千円を減額し、8,600万円とするものでございます。内容は療養給付費等負担金から後期高齢者支援金負担金まで、医療費の減によりそれぞれ減額するものでございます。

6ページ、2目高額医療費共同事業費負担金に49万7千円を追加し、472万5千円とするものです。内容は高額医療費共同事業負担金の交付決定に伴い追加するものでございます。

7ページ、2項国庫補助金、1目財政調整交付金から5,551万8千円を減額し、4,726万2千円とするものです。内容は普通調整交付金では、医療費の減により減額。特別調整交付金及び国民健康保険制度関係業務準備事業補助金では、都道府県化に伴うシステム改修の事業実績見込みによりそれぞれ減額するものでございます。

8ページ、4款1項1目療養給付費交付金から1,068万3千円を減額し、561万7千円とするものです。内容は療養給付費交付金の額の確定により減額するものでございます。

9ページ、5款1項1目前期高齢者交付金に7,990万3千円を追加し、1億9,770万3千円とするものです。内容は前期高齢者交付金の額の確定により追加するものでございます。

10ページ、6款道支出金、1項道負担金、1目高額医療費共同事業負担金に49万7千円を追加し、472万5千円とするものです。内容は高額医療費共同事業負担金の交付決定に伴い、追加するものでございます。

11ページ、2項道補助金、1目財政調整交付金に200万5千円を追加し、4,952万3千円とするものです。内容は普通調整交付金では医療費の減により減額し、特別調整交付金では、都道府県化に伴うシステム改修の事業実績見込みにより追加するものでございます。

12ページ、7款1項1目共同事業交付金から2,494万9千円を減額し、1億5,227万2千円とするものです。内容は高額医療共同事業交付金及び保険財政共同安定化事業交付金で、交付金の額の確定によりそれぞれ減額するものでございます。

13ページ、8款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金から145万2千円を減額し、4,529万7千円とするものです。内容は保険基盤安定繰入金から財政安定化支援事業繰入金まで、それぞれ額の確定により追加、減額をするものでございます。

14ページ、10款諸収入、3款5目雑入に219万9千円を追加し、280万9千円とするものです。内容は雑入で診療報酬の返還金に伴い追加し、特定健診一部負担金では、健診見込み数の人数の減により減額するものでございます。説明は以上で終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 平成29年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第10、議案第3号、『平成29年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長(田中志津夫)

議案第3号、平成29年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)について。

平成29年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,606万7千円とする。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出よりご説明致します。5ページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費から54万5千円を減額し、232万8千円とするものです。内容は13節委託料で、住民健診事業の実施に伴い、不用と見込まれる額を減額するものでございます。

次に6ページです。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金に108万2千円を追加し、6,326万5千円とするものです。内容は19節負担金補助及び交付金に保険料負担金として不足する額を追加するものでございます。

次に歳入になります。3ページをお開きください。1款1項1目後期高齢者医療保険料に108万2千円を追加し、3,948万6千円とするものです。内容は、後期高齢者医療保険料に保険料の収入見込みにより追加するものでございます。

次に4ページです。3款繰入金、1項1目一般会計繰入金から54万5千円を減額し、2,633万円とするものです。内容は事務費繰入金で、住民健診の事業実績により減額するものでございます。説明は以上で終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 平成29年度知内町介護保険特別会計補正予算（第4号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第4号、『平成29年度知内町介護保険特別会計補正予算（第4号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（田中志津夫）

議案第4号、平成29年度知内町介護保険特別会計補正予算（第4号）について。

平成29年度知内町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,456万7千円とする。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出よりご説明致します。6ページをお開きください。2款1項保険給付費、1目介護サービス等給付費で、補正はございませんが、低所得者保険料軽減の実績に伴い財源の組替えをするものでございます。

次に7ページです。4款地域支援事業、1項1目介護予防生活支援サービス事業から、1万9千円を減額し、3,520万1千円とするものです。内容は3節職員手当等で不用と見込まれる額を減額し、4節共済費に不足する額を追加するものでございます。

8ページです。3項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費に7万2千円を追加し、902万円とするものでございます。内容は4節共済費に共済負担金、退職負担金それぞれ不足の生じる額を追加するものでございます。

9ページ、3目生活支援体制整備事業費に10万5千円を追加し、1,462万円とするものです。内容は3節職員手当等及び4節共済費にそれぞれ不足する額を追加するものでございます。

歳入になります。3ページをお開きください。6款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金に1万3千円を減額し、2,944万7千円とするものです。内容は事務費繰入金で、職員の人件費に掛かる不用額を減額するものでございます。

4ページ、5目低所得者保険料軽減繰入金で、2万2千円を減額し、116万2千円とするものです。内容は低所得者保険料軽減対象者の確定により減額するものでございます。

5 ページ、2 項基金繰入金、1 目介護保険事業基金繰入金に 2 万 2 千円を追加し、5 4 2 万 5 千円とするものでございます。内容は先ほどご説明致しました低所得者保険料軽減繰入金で減額した額を介護保険事業基金に繰入れするものでございます。説明は以上で終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第 4 号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第 2 6 号 平成 2 9 年度知内町一般会計補正予算（第 1 2 号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

お諮りします。只今、町長から議案第 2 6 号、『平成 2 9 年度知内町一般会計補正予算（第 1 2 号）について』が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1、議案第 2 6 号、『平成 2 9 年度知内町一般会計補正予算（第 1 2 号）について』を議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。議案第 2 6 号、『平成 2 9 年度知内町一般会計補正予算（第 1 2 号）について』を追加日程第 1 とし、議題とすることに決定しました。

これより議案を配付致します。暫時休憩します。

（ 休憩 午後 4 時 1 0 分 ）

（ 再開 午後 4 時 1 2 分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

追加日程第 1、議案第 2 6 号、『平成 2 9 年度知内町一般会計補正予算（第 1 2 号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（小田島伸二）

議案第 2 6 号、平成 2 9 年度知内町一般会計補正予算（第 1 2 号）についてでございます。

平成 2 9 年度知内町一般会計補正予算（第 1 2 号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正でございます。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 5 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 7 億 2, 7 5 5 万 6

千円とするものです。

2と致しまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によります。

歳出でございます。4ページです。8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費に650万円を追加し、1億978万3千円とするものでございます。13節委託料に町道除排雪業務委託料として650万円の追加でございますけれども、これにつきましては、2月14日臨時会で今年、例年になく降雪を迎えたということで、一旦、追加補正をお認めをいただいたんですけれども、それ以降のさらなるそのときの想定を超える降雪があったということで、不足が見込まれる650万円を追加するものでございます。

歳入に戻ります。3ページです。只今の補正の財源と致しまして、9款1項1目地方交付税に650万円を追加し、19億1,504万6千円とするものでございます。なお、降雪の状況については、只今、配布を致しました建設水道課関係の降雪量累計、除雪の回数、委託料の状況ということで配付をしてございますので、お目通しをお願いします。説明は以上です。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

除雪の体制について、ちょっとお尋ねします。補正してから、度々、雪は降るんですけども、多分、出勤をかける雪の状況という、多分、何cmとありましたよね。その体制で、今日は多分、朝来ないから、多分来ないんだろうなという感じで過ごすときで、ちょっと仕事から帰ってくれば、8時、9時頃来て、やってみたりするんですよ。それというのは、どういう行動なんですか。改めて、深夜集まって、今日はいいよねとなったら、改めて朝、どういう状況かと、これではかかなかきだめだねということで出勤するのか、それこそマニュアルですよ、その辺の考え方はどういうふうに整理したらいいのか、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

除雪の考え方でございます。以前はですね、10cm積もったら除雪しましょうねということだったんですけども、ここ数年15cmにしております。それで、その判断というのは、朝の3時にパトロールをしまして、それで、およそ10cmから15cm積もっているから除雪に出勤という判断をするのですが、知内町の場合、やはり中ノ川から湯ノ里まで広範囲にわたっておりますので、15cm、20cm積もっている場所もあれば、7、8cmのところもあるんです。ところが、一部除雪して、一部除雪しないというような区別がなかなか難しいので、やっぱり除雪が必要と判断されればですね、全町一斉に除雪で出勤するということが実態であります。それで、3時の判断、それで除雪部隊は4時から出勤するのですが、やはり遅い一番時間が掛かるのが10時とか11時まで掛かりますので、ですから、場所、場所によってですね、今、来たのかと思われるかもしれませんが、その判断については、朝3時の段階で判断して動いているというふうにご理解していただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

判断する基準というのは、3時で変わらないんでしょう。遅く出動するときも。ある一定の要するに降雪量を見るための判断材料として3時に起きてパトロールして、10cm、15cmにあれば、要するに出動させるという判断というのは、除雪が遅くならうが、朝一番で来ようが、その行動を起こすという指令というのは誤差が出るんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

基本同じなんですけれども、中にはですね、3時の段階で降っていないときもあるんです。それで、朝5時、6時に急に降り出して、何でこれで除雪でないんだというようなクレームの出るときもあるんです。ですから、基本は3時、これは8割、9割は3時くらいの判断で出るんですけれども、中には7時くらいから出なきゃまずいねというところもありますので、ごく稀ですけども、実態としてはそのような時間に出ることもございます。

◎ 議長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

函館の状況から見れば、知内という木古内もそうですけれども、隣町は豪雪地帯、湯ノ里は豪雪地帯になるんでしょうけれども、ただ、本当にそういう都会から見て、枝道入れば、いろいろな事情でぐちゃぐちゃですよ。そういう面では本当に我々というのはちょっとでもあれば除雪車が入ってもらえるのかなという感覚があるんですよ。ですから、今、言うように判断基準が何であるか、10cmを15cmにしたら、10cmじゃなくていいんじゃないですか。パトロールして15cmのところもある、5cmのところもある、また、あとから積もるところもある。ただし、あとから積もったって15cmにいかなくや行かないよ、そして、パトロールの中で15cmあるところはやるけれども、その基準に満たしていないところはやりませんよというためのパトロールじゃないんですか。だから、要するに見て回って、パトロールから指令掛けるわけですよ。ここはかけよという指令を掛ければ、そこだけかけばいいんでしょう。それを何でついでにみたいな感じでやってしまわなければだめなんですか。だから、町民からも苦情入るといのは、そういう感覚がないからですよ。今日は来ないんだろうなということで、またあとから入るから、きれいにしてもらえから、じゃあ、今日は何で入らないのよ、いつもかいてくれる。なんで今日入らないのよという感覚になっちゃうんです。甘えの、違いますか。自分はそう認識するんですけども、その取り方というのはまずいんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

例えば上雷20cmありました、それでこの界わいは8cmしかありません、中ノ川15cmありますというようなことも現実存在するわけです。風向きだとか、建物だとか、あと畑作地帯、ですから、地形、地形で全然違うわけです。ですから、車というのは、その地区じゃなくてですね、町内、除雪車同じ車で結構広い範囲除雪しますので、ここは10cmだからかかないでそのまま素通りしようとかですね、ここは15cmだからかいていこうとか、そういうような判断というのはできるものではありません。実際除雪としてはですね。ですから、除雪が必要なときには全町走るということで対応してございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

6 番、西山君。

◎ 6 番 (西山和夫)

だから、現場の判断でしょう。パトロールの責任者がいるわけでしょう。見て回ってここはいいよ、まだ基準に満たしていないので、もし、満たしたら、そのときにまたお願いしますねというくらいでいいんじゃないですか。それ以降、今日降らなかつたら、そういう対応でいいんじゃないですか。なぜ、ここだけ飛ばしていくというそれがだめなんですか。それが要するに今までやってこなかったから、町民も理解しないから、それを抜いていけば手抜きしていったんじゃないかと、何でうちのところきれいにかかないのという感覚に陥っちゃうんじゃないかということなんです。歩道もそうです。ですから、その辺の感覚を少しずつ直すためにもある程度、基準というものを理解させて、町民にも我慢するところは我慢してもらおう。函館みたいな状況にはなりませんよ。今日、8時までですけれども、今日はいいよなという感覚だったんですよ。それでもやっぱりそのあと来ますからね。それが要するに町の予算でやるわけですから、町がいいとなれば、町民だってやってもらえるんだから、やってもらった方がいいですよ。ただ、これだけ追加、追加で来るわけですから、やはりそこというのは、今後、対応していくべきじゃないのかなと。

もう1つお尋ねします。よく民地でも□□地でも広い場所あります。除雪の中で。例えばここ除雪範囲になっています。隣がすごく空き地があります。これは民有地です。普段使っていません。冬場は特に使っていませんというところあったら、押して、押して、基本、町有地の中で処理するという考え方ですから、ずっと押して、押して行く場合もあるんですよ。100mも。ちょっとそこを共通認識で、すみませんと、冬の間、もし、ここ使っていないのであれば、ここに雪押してもいいですかと、お互い理解すれば、そういうのも工夫としてですよ、考え方として、あり得るんじゃないかなという思ったりするんですよ。お互い理解得られれば。そうすると、余計な時間も掛からないんですよ。我々も浜かいていますけれども、ずっとずっとずっと集めて押して行って、最後、港の中で、指定の箇所まで集めて押していくというのは、本当に時間が掛かるんですよ。その2つ、工夫ができないのか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

先ほど15cm、20cm、8cmという極端な例を出しましたが、やはり除雪を出るときにはですね、15cm基準で出のですが、そこで5cm、6cmしか積もっていないというところは基本ないと思っています。おそらく3cm、4cmくらいだろうなと。ですから、15cm基準で除雪出ましてですね、そこが12cmだからここはかかないよというようなことになればですね、町民の皆様たち我慢していただければいいんですが、なかなか難しいかなというふうに考えておりますので、やはり議員おっしゃるように厳密な基準で出るということは、今後とも続けていきたいと思っておりますけれども、ここはかく、ここはかかないというような対応は困難かなというふうに考えております。

それと、空き地の件ですが、私どももそれが一番良くてですね、ここに押させてくれなにかという相談を地主さんといろいろ歩きながら、現在、空き地に押しているのは、地主さんに了解を得られたところだけなんです。基本なかなか了解得られませんが、本当に雪を置かれるのが嫌だという地主さんが結構多ございまして、現在のところ、今の体制でいっばいかなというふうに考えています。ですから、今回、補正の中にもですね、排雪費を

見込んでいるのですが、民地をお借りして置いているところが結構あるんです。これに関しては、畑を使うところだとか、あと駐車場で使うんだよというようなところもありますので、できるだけ早めに排雪をして、春早く土地を使えるような工夫をしてやっているとごさいます。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6 番（西山和夫）

民地を活用して理解を得ているところは何か所かあると。そういうところはやっているという。要するにそれですよ、基本は。協議でしょう。その前座の排雪は町民がうんって言うかな、納得するかなでしょう。町民に知らしめるということをしないで、想像だけじゃないですか。民地利用はやっているんでしょう。要するに空き地利用。空き地に雪を排雪させてください。ここに溜めておいてくださいと、溜めさせてくださいというお願いをしたから、結果的に何か所かやっているんでしょう。それは町民の理解を得たからでしょう。ただ、自分が思っているところは、理解を得られなかったのか、まだ話をしていないのかちょっとわかりませんが、そういう努力なんです。だから、町民だって普段から周知して、8cm、3cmのときはやりませんよと、そういう対応をすればいいじゃないですか。別に困らないですよ、3cm、5cmあったって。本当にテカテカにきれいにしていきますよ。それでも来てしまえば。だから、そういうお互いの理解を得るためのこれから周知をすればいいんじゃないですか。最初からあきらめないで。多分、理解得られないだろうのではなくて、これだけ除雪があるときは、雪の多いときはこうなるんですよという町民に知らしめればいいじゃないですか。じゃあ、仕方ないねと。来るとき、ある程度のセンチで判断して要するに出動の基準にっていないので、ちょっと我慢しようかなというときは、我慢したっていいじゃないですかと思うんですけど。その努力をしないんですか。単なる想像であきらめるんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

15cmを基準にして除雪を出しております。ですから、15cmと言いながらも、14cmのところもあれば、13cmもあるし、12cmもきっとあるでしょう。10cmもあるかもしれません。それを一度、除雪車で出たときにですね、出たときにここは10cmで、ここは8cmだという判断というのは誰がするかと言いますと、オペレーターがするのですが、パトロールの人間、随時、随時、ここからかけというような指示はしませんので、それはなかなか現実的に難しいというふうに考えています。ですから、町民の皆さんに15cm積もったら出るんだよということは周知しておりますし、どれほど皆さん達、その広報誌を読んでいらっしゃるか、余り気にとめてらっしゃらない方がたくさんかと思えますけれども、とりあえずは、15cmという基準は皆さんにはお知らせしているのですが、住んでいる人も定規でなかなか測っていないだろうと思えますので、やはり10cmでは出ない、15cmは出るというあたりは徹底していきたくと思えますが、ここが15cm以下だからかかないというのは、やはり現実的にはなかなか困難かなと思えますので、今後とも町民の皆さんにはですね、15cmを基準に出ているんだというあたりは引き続き周知していきたくというふうに思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

6番、西山君。

◎ 6 番 (西山和夫)

オペレーターが現場で判断して、要するにその判断に困るからやらざるを得ない状況だという。さっきのパトロールなんですよ。パトロールして歩く車がいるんでしょう。要するに町道の管轄を。そのパトロール車が指導すればいいじゃないですか。オペレーターに。今日はここ、ここ、基準行っているよと。まして、見た感覚、排雪が必要だよという目で見て排雪が必要であれば、その箇所を指導すればいいじゃないですか。オペレーターに無線連絡すればいいじゃないですか。それもできないということ。なんとかたオペレーターが判断するからできないということなんですか。私には理解できませんけれども。そういう要するにお互い、町長もふれあい懇話会やっています。そういうときにやはり町民と意思疎通を取って、本当に必要なのか、湯ノ里の道道の問題もありました。排雪。やはりそういう道道も含めて、町がどうやって責任を果たすか、やはりもう少し議論した方がいいんじゃないですか。町民だって我慢するところ我慢しますよ。一々、そんなものに何回か言っていれば、多分、これくらいは大丈夫だねという感覚になってくるんです。いつもきれいだから、いつもきれいにしてくださいなんですよ。函館で暮らした人、こっちに来れば、天国だねと言いますよ。仕事出れないときもあるんですよ。私道もありますし、私の私道もあります。いろいろな関係もあるという話は聞いておりますけれども、やはりそういう面では、地方というのは恵まれて、知内町はそれなりの配慮をしているわけですから、もう少しこれだけの予算が掛かるということを理解してもらって、ときにはそういうこともありますからという苦情来たら説明するような苦情係でも設ければいいじゃないですか。そういう面で何とかお互い理解できるように、これからはしてください。お願いします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

5番、成澤君。

◎ 5 番 (成澤五郎)

まず、1点は朝3時に除雪するか、しないか決定するという、その積雪のいわば場所は定点ですか。決まっている1箇所、あるいは、数箇所の平均なんですか。これをまず、1点。それから、コストの面で雪の多さ、少なさ関係なく、一度出動すると、このくらい掛かるという、いわばものなのか、あるいは、時間で支払をしているのか、この2点。もう1点は、先ほど課長さんの話で理解できたのですが、朝3時の決定で、そのときにはまだ降っていなかったけれども、要するにその後の降りが激しくて、そして、これではやっぱり車両のあるいは、通行の妨げになるという判断をして、除雪に出掛ける。5時、6時じゃなくて、7時、8時、午前中の出動もあり得ると聞いたのですが、こちらの判断というのは、とても重要だと私は考えます。柔軟に判断できるような体制でやってもらえればと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

3時のパトロール定点で観測ではございません。およそ除雪路線一回り走りながら、15cmを一つ一つ定規で当たるわけではないんですけども、およそ15cmあるなど、これは除雪しないと、その段階で晴れていればですね、晴れていればもういいんじゃないかという判断もあるんですけども、現に降っているときが多いものですから、今後、積もるぞという見通しも立てながら、路線を走りながら判断をしているというところです。それから、単価に関しては、時間単価です。ですから、15cmの除雪と30cmの除雪

で時間がやはり掛かりますので、大雪のときにはたくさんお金が掛かるというところです。それと、基本ですね、昼間の除雪というのは、トラックは走れないんですね。というのは、運転席から除雪する排雪板といいますか、そこまでが距離があるので、交差点とか危険なので、トラックはなかなか走らせないのが現実です。ただ、やはりこれは皆さん大変だなという朝方ですね、判断のときには、大きな幹線だけは走るように打合せをしながら対応をしているというところでございます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第26号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 延会宣言

◎ 議長（伊藤政博）

お諮りします。本日の会議はこれで延会にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会致します。

どうもご苦労様でした。

（ 延会 午後 4時50分 ）